

重要文化財旧美歎水源地水道施設 保存活用計画

平成 26 年 3 月

鳥取市教育委員会

目 次

第1章 計画の概要	2
第2章 保存管理計画	14
第3章 環境保全計画	57
第4章 防災計画	74
第5章 活用計画	78
第6章 保護に係る諸手続	112
参考資料	

例言

1. これは、重要文化財旧美歎水源地水道施設の保存活用計画である。
2. 本計画は、文化庁及び鳥取県教育委員会文化財課の指導・協力のもと、鳥取市の設置する重要文化財旧美歎水源地水道施設保存整備検討委員会で平成25年度に検討して策定した。
3. 本計画は、貯水堰堤を所有・管理する鳥取県の了解を得て策定した。
4. 計画の策定は、平成25年度国庫補助事業として実施した。
5. 本計画の策定業務は、株式会社 都市景観設計に委託した。
6. 本文及び写真・図版の著作権は鳥取市教育委員会に帰属する。

重要文化財旧美歎水源地水道施設保存整備検討委員会（平成25年度）

全体会 委員

藤井 正（鳥取大学教授）（委員長）
麓 和善（名古屋工業大学教授）（建造物保存修理専門部会長）
岸本 覚（鳥取大学准教授）
澤田 勉（美歎活性化協議会）（代理：澤田 勝（宮下地区公民館長））
花原 由里子（公募委員）
小谷 廉和（公募委員）

建造物保存修理専門部会 委員

麓 和善（名古屋工業大学教授）（部会長）
谷川 恭雄（名古屋大学名誉教授）
長谷川 直司（独立行政法人建築研究所）

オブザーバー

北河 大次郎（文化庁文化財部参事官付文化財調査官）
松本 絵理（鳥取県教育委員会文化財課 文化財主事）
公益財団法人 文化財建造物保存技術協会
鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所維持管理課
鳥取市水道局
鳥取市国府町総合支所産業建設課

第1章 計画の概要

1 計画の作成

- (1) 計画作成年月日 平成26年3月31日
 (2) 計画作成者 鳥取市教育委員会

2 文化財の名称等

指定年月日：平成19年6月18日

重要文化財(建造物)の名称	員数	官報告示の構造及び形式	所有者
旧美敷水源地水道施設			
貯水池堰堤	8所	重力式コンクリート造堰堤、堤長103.0メートル、堤高19.5メートル	鳥取県
美敷川上流量水堰		重力式コンクリート造堰堤、堤長7.9メートル、堤高1.5メートル、左右護岸附属	
通り谷水量水堰		重力式コンクリート造堰堤、堤長4.5メートル、堤高1.1メートル、左右護岸及び水叩附属	
一号濾過池		煉瓦及びコンクリート造、面積663.45平方メートル、制水井附属	
二号濾過池		煉瓦及びコンクリート造、面積663.45平方メートル、制水井附属	
三号濾過池		煉瓦及びコンクリート造、面積663.45平方メートル、制水井附属	
四号濾過池		煉瓦及びコンクリート造、面積663.45平方メートル、制水井附属	
五号濾過池		煉瓦及びコンクリート造、面積502.85平方メートル、制水井附属	
接合井	1基	煉瓦及びコンクリート造、面積7.47平方メートル	鳥取市
量水器室	1棟	鉄筋コンクリート造、建築面積4.17平方メートル、階段附属	
	附	鳥取水道記功碑 1基 管理橋 2基*	
		水道用地、原野及び保安林158,782.61㎡(地番等省略) 字谷石谷698番2・3及び699番、字勝田ヶ平56・57番、61番、63番、64番、65番1～3、66番～68番及び68番1・2、字小金谷70番、字五反田71番、72番1・2、73番及び74番、字小谷135番～139番、139番1、740番1、742番1及び743番、字式度村632番1、633番2、634番2及び636番2、字砂田75番、75番1、76番及び76番1、字牛下シ688番2、691番、693番及び694番1・2、字通り谷113番・114番及び115番1・2、字城ヶ岡116番～119番、119番1・2、144番1、637番2、640番2、641番2、649番2及び660番、字研石場120番、120番1、121番1、122番～124番及び127番～129番、字宮ノ谷130番～132番、132番1・2、133番、134番、735番11・12、736番及び738番、字金内140番、141番、141番1、142番～145番、145番1、148番、149番、149番1及び150番～155番、字狼谷159番及び161番、字岩ヶ平162番、163番、163番1・2、164番、744番2、745番4～7、745番9～13及び745番16・17、字上後面165番、165番1、166番1、167番1及び168番1、字護喜田170番、171番2、179番2、184番、185番2、186番及び746番～749番	
		指定地域内の取水塔、排水井、門柱、石造擁壁を含む	

* 岩ヶ平人道橋・事務所前人道橋

(3) 所有者等の氏名及び住所

鳥取県 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
 鳥取市 鳥取県鳥取市尚徳町116番地

3 文化財の概要

(1) 文化財の構成

番号	保護の区分	名 称	員数	備 考
1	重要文化財	貯水池堰堤	1	
2	重要文化財	美歎川上流量水堰	1	
3	重要文化財	左右護岸	1	2の附属
4	重要文化財	通り谷量水堰	1	
5	重要文化財	左右護岸	1	4の附属
6	重要文化財	水叩	1	4の附属
7	重要文化財	一号濾過池	1	
8	重要文化財	制水井	1	7の附属
9	重要文化財	二号濾過池	1	
10	重要文化財	制水井	1	9の附属
11	重要文化財	三号濾過池	1	
12	重要文化財	制水井	1	11の附属
13	重要文化財	四号濾過池	1	
14	重要文化財	制水井	1	13の附属
15	重要文化財	五号濾過池	1	
16	重要文化財	制水井	1	15の附属
17	重要文化財	接合井	1	
18	重要文化財	量水器室	1	
19	重要文化財	階段	1	18の附属
20	重要文化財 (附)	鳥取水道記功碑	1	
21	重要文化財 (附)	管理橋 (岩ヶ平人道橋)	1	
22	重要文化財 (附)	管理橋 (事務所前人道橋)	1	
23	重要文化財	水道用地、原野及び保安林	1	
24	重要文化財	取水搭	1	土地の構成要素
25	重要文化財	排水井	5	土地の構成要素
26	重要文化財	門柱	1	土地の構成要素
27	重要文化財	石造擁壁	1	土地の構成要素

(2) 文化財の概要

ア 立地環境

所在の場所は鳥取県鳥取市国府町美歎、上町 87 番 2。

旧美歎水源地水道施設は、鳥取市中心部より約 5 km 東方、千代川水系美歎川の^{せんだい}上流に位置する。

美歎川は、周囲を山頂部に平坦面が残る標高 230～390m の山々に囲まれた流路長約 4 km、流域面積約 4.0k m²の小河川である。源流は稲葉山（標高 248.9m）の東南東の標高 390m の山地であり、これより水源地上流端付近までは蛇行しながら西方に流下した後、旧美歎水源地水道施設の貯水池堰堤を経て南方へ転流し、美歎集落下流で高岡川、さらには袋川へと合流する。この貯水池堰堤は袋川合流点より約 2 km 上流に位置する。

附となっている鳥取水道記功碑は、鳥取市中心市街地の後背部の長田山にある上町配水地の地内に置かれている。上町配水池は、旧美歎水源地水道施設の配水地の位置を踏襲しており、水源地から 4km ほど離れた位置にある。

イ 創立沿革

旧美歎水源地水道施設は、鳥取市街地へ供給する飲料水の確保と公衆衛生の向上を主な目的として、鳥取市を事業主体とし、同市技師長三田善太郎の計画及び設計に基づき、大正元年 6 月に起工、同 4 年 9 月より給水を開始し、翌月に竣工した。

その後、大正 7 年 9 月の水害により、貯水池堰堤、濾過池等がき損したことから、復旧工事が大正 9 年（1920）に着手され、堰堤の石造への変更などの改良が施された上で、大正 11 年（1922）に竣工した。

施設はその後、大正末期から昭和初期にかけて建具や内外装の修繕が行われ、昭和初期には、市内の人口増加に伴い五号濾過池と附属制水井が増築された。なお、五号濾過池は、平面積を減らしつつ濾過池の容積を確保するため、濾過池擁壁の勾配が他の 4 基よりも強く設計されている。

さらに昭和 11 年（1936）頃までには、ベンチュリーメーターを覆う量水器室が建設され、この前後で各人道橋の改修が行われ、全幅の拡幅や床版の改修などが行われた。

昭和 53 年（1978）に至り、新たな水源地の完成と施設の老朽化などにより、美歎水源地水道施設はその役目を終え機能は停止された。

平成 4 年（1992）に水源地としての用途が廃止された。その後、貯水池堰堤の砂防堰堤への機能転換とそれに伴う補強工事が平成 8 年から 11 年にかけて実施された。

ウ 施設の性格

近代水道施設の主要構造物・施設がほぼ完存している全国的にも珍しい遺構であるが、現在は水源地としては廃止されており、砂防堰堤として活用されている貯水池堰堤を除き、濾過池等の施設は年 1 回程度の公開のほか、特に活用されていない。

エ 主な改造時期とその内容

平成 4 年に水源地として廃止された後、平成 8 年から 11 年にかけて貯水池堰堤を砂防堰堤へ改修している。

貯水池堰堤については、砂防堰堤への改修工事の際、頂部で 35 cm、底部で 2.89m のコンクリートの増し打ちが行われ、上流側に階段状の着色型枠コンクリートの間詰め工が増設された。同時に、頂部中央に幅 20m の切欠きが設けられ、堤体上部 2 か所に水抜き孔が穿たれた。

その他の建造物については、水源地として使用されてきた間に維持・修復は行われているものの、大きな改造は受けていない。

年 代	内 容
大正 2 年(1913)	美歎水源地水道施設が起工
大正 4 年(1915)	美歎水源地水道施設が竣工
大正 7 年(1918)	台風災害（貯水池堰堤が決壊し敷地内の建造物にも被害が生じる）
大正 9 年(1920)	災害復旧工事に着手
大正 11 年(1922)	災害復旧工事が竣工
大正 12 年(1923)	制水井上屋の建具補修
大正 15 年(1926)	岩ヶ平人道橋の拡幅、塗装
昭和 2 年(1927)	制水井上屋、接合井上屋、事務所前人道橋、表門の塗装工事
昭和 3 年(1928)	五号濾過池と同制水井（上屋）の増築開始。接合井上屋の壁補修
昭和 4 年(1929)	5 基の濾過池と制水井が竣工し、現存する旧美歎水源池の濾過施設が完成
昭和 5 年(1930)	事務所前人道橋の床版を改修（木製床版から鉄筋コンクリート床版へ）
昭和 11 年(1936)	この頃までに量水器室建設
昭和 12 年(1937)	岩ヶ平人道橋の床版を改修（木製床版から鉄筋コンクリート床版へ）
昭和 53 年(1978)	水道施設としての機能停止
平成 4 年(1992)	用途廃止
平成 19 年(2007)	重要文化財に指定

美歎水源地水道施設 略年表

(3) 文化財の価値

ア 技術史的価値

旧美歎水源地水道施設は、全国の多数の水道施設に関わった三田善太郎が当初設計を行ったが、大正7年の水害で土堰堤が決壊し、一旦破壊された。

その後、佐野藤次郎・友永染蔵らが復興事業に従事し、現在見られる姿がほぼ完成した。この際に、土堰堤から石造堰堤への変更など災害対策が施されたが、貯水池と近接して濾過施設を設置した点や、動力送水装置をもたず、沈殿池や浄水池を省略し、制水井上屋を軽便な鉄網モルタル造として簡素化を図った点など、当初設計にみられる、水道施設としての特徴は継承されている。

濾過池の制御バルブの覆屋である制水井上屋、浄水の集合部を保護する接合井上屋、水量計測のためのベンチュリー・メーターを設置する量水器室は、軽便な構造により必要な機能を充足させるとともに、外形・装飾に洋風意匠が与えられており、当時の新技術としての水道施設の地域社会における意義を示している。

濾過用の砂の洗浄装置・洗浄施設及び管理のための事務所棟、貯水池周辺の監視小屋は現存しないが、取水堰、堰堤、緩速濾過池、集水装置、計量装置といった、主要構造物・施設がほぼ完存している全国的にも珍しい遺構である。

水道需要の高まりにより、昭和4年には五号濾過池が増設されたが、主に、濾過池の擁壁の勾配や縁石の材料等に仕様の変更が見られる。

また、このような歴史的変遷を示す、水道施設建設当初、あるいは改修工事時等の図面、仕様書等の史料が多数現存している。

水道技術が国産化された時期の施設として、貯水から濾過・送水という近代水源地施設の全体的機能を示すとともに、当時の設計の多様性や、技術の変化を知ることができる文化財である。

イ 景観・環境的価値

石造堰堤は、築造当時の姿をほぼ留めており、貯水池とともに雄大なダム景観を形成している。また、濾過池周辺も、稼働時の姿をほぼそのままとどめている。

近代水道施設を構成する重要な要素である広大な貯水池を中核とし、水源涵養のために維持された林野に囲まれており、現在も稼働時同様の、周辺森林地に溶け込んだ景観を形成している。

これらが全体として、山間部に広がる、文化財としての独特の地域景観を醸成している。

ウ 社会的価値

水道施設が市民生活、産業、健康（衛生）面で果たした機能は大きく、地域の近代化の歩みを示す、鳥取市民の社会的財産である。

また、大正7年の風水害で土堰堤が決壊し、甚大な被害を受けた美歎地区は、復興後の施設管理や、現在の文化財の保存活用等の取り組みに積極的に取り組んでいる。同地域においては、記念碑的な文化財でもある。

4 文化財保護の経緯

(1) 保存事業履歴

事業年度	主な事業内容	自費修理, 補助事業等の区分	事業効果及び事業後に生じた課題
平成19年度	二号制水井上屋に保護覆屋を設置	自費	・修理工事着手までの間、制水井上屋の劣化を最小限度にとどめることができた。
平成20年度～21年度	「旧美歎水源地保存整備検討委員会」(現在も継続)を設置し「保存整備基本計画」を策定	自費	・この計画をもとに、当面の保護・活用の措置をとることができた。 ・委員会の所見を得て適正な事業実施ができた。
平成20年度～25年度	制水井上屋全棟及び接合井に覆屋を設置	自費	・修理工事着手までの間、制水井上屋、接合井の劣化を最小限度にとどめることができた。
平成22年度	(公財)文化財建造物保存技術協会に委託し、文化財現況調査を実施	自費	・次年度以降の事業方針を確立することができた。
平成23年度～24年度	(公財)文化財建造物保存技術協会に委託し、重要文化財旧美歎水源地水道施設保存修理工事(調査工事)を実施	国庫補助事業	・建造物修理工事の事業設計を実施した。
平成25年度～29年度(予定)	「重要文化財旧美歎水源地水道施設量水器室ほか8棟建造物保存修理工事」を実施	国庫補助事業	・制水井上屋(5基)、制水井、量水器室、附の管理橋(2基)の保存修理を実施する。 ・取水堰堤のほか、地下配管、バルブ機構等の調査・保存修理が今後の課題となっている。

(2) 活用履歴

- ・平成19年度から年1回程度、地元との協働で特別公開を実施している。
- ・鳥取市歴史博物館等の行事で、年1回程度見学を実施している。
- ・団体の見学希望には可能な範囲で対応している。

5 保存の現状と課題

(1) 保存の現状と課題

ア 保存環境

重要文化財旧美歎水源地水道施設は、鳥取市国府町美歎に所在し、水源地として稼働していた時期の良好な自然環境のなかに位置している。

付近には住宅等もなく、近年の広域農道や河道の整備はあるものの、創設時から稼働時の歴史的景観が良く維持されている。

イ 管理体制

現在は鳥取市水道局が敷地の管理、鳥取市教育委員会文化財課が文化財としての保護・管理を担当している。水道局では年間2度の除草(濾過池周辺地)と、安全管理

を実施しているが、濾過池周辺は雑草の繁茂が激しく、建造物の管理に支障をきたしている。また、教育委員会では、仮設覆屋による建造物の保護を行っている。

貯水池堰堤については、現役の砂防堰堤として鳥取県が管理しており、概ね良好な状態を保っている。

貯水池周辺のかつての管理道が劣化し、多くの場所で滅失しているため、取水堰堤2所及び貯水池周辺の土地は管理が困難な状態である。

ウ 建造物の状態

現在、濾過池周辺の建造物は仮設覆屋による保護を行っているが、躯体の剥落や鉄骨の腐食等の劣化が現在も進行しているため、倒壊・滅失の恐れがある。また、建物の劣化に伴い、室内の調整バルブや制水井の鉄蓋などの機械類も腐食が進行している。現在は仮設覆屋で保護しており、平成25年度～29年度に修理工事を実施する計画である。

事務所前人道橋、岩ヶ平人道橋とも鉄製橋桁の腐食などの劣化が進行しており、安全に通行することが困難な状態となっている。

貯水池堰堤については、平成10年に鳥取県によって砂防ダムへの機能転換のための補強・整備が施されており、当面現状で保存に支障はない。

(2) 活用の現状と課題

ア 活用の現状

平常は立ち入り禁止として、安全管理のみを行っている。

美敷地区・市水道局・市教育委員会が共同で、全国近代化遺産一斉公開とあわせて、管理のための草刈を実施し、年1回程度特別公開を実施している。建造物の公開のほか、取水堰堤までの指定範囲の見学を行っている。

公開などの機会に合わせて、鳥取市歴史博物館等でのパネル展等も実施している。

また、普及用の冊子・パンフレットを市教育委員会で作成し、様々な機会に配布している。

イ 活用の課題

濾過池周辺は年間2度の草刈りを実施しているが、十分に雑草の繁茂を抑制できておらず、保存管理の支障となっている。また、水が抜かれていない2号・3号濾過池では、地内にもヨシ等が繁茂している。

貯水池堰堤、貯水池周辺は概ね良好な環境を保っているが、かつての管理道が劣化し、多くの場所で滅失しているため、2つの谷にそれぞれ存在する取水堰堤付近は見学が困難な状態である。また、このため、上流側を中心に、土地全体の管理が困難である。

除草用具類の収納・見学者や管理者の安全管理（休憩・待機等）のための施設がなく、指定範囲が広域にわたるため、支障を来している。

建造物の劣化が進行しており、外観・内部とも常時見学できる状況にはない。

文化財についての説明や見学のための施設も不足しており、特に指定範囲が広域にわたるため、見学の際に支障を来している。

既に機能していないブロック造の旧便所跡等、後補された建造物により、本来の景観が阻害されている。

6 計画の概要

(1) 計画区域

本計画の対象区域は、重要文化財の指定を受けた土地全域とする。
すべて鳥取市の公有地である（後掲図1・図2・図3・図4参照）。
本計画は、堰堤を所管する鳥取県の実情を踏まえ策定した。

(2) 計画の目的

本計画は、重要文化財旧美敷水源地水道施設の現状と課題を把握し、適切な保存を図るために必要な事項や、積極的な活用を行うための基本的な方針や手法等を示すことを目的とし、具体的には保存管理、環境保全、防災、活用計画とそれに係る諸手続を定めたものである。

(3) 基本方針

- ア 旧美敷水源地水道施設の歴史と価値を高め、長く後世に伝えるため、長期的な視点にたった計画とする。
- イ 同施設は、上水道の取水から貯水、濾過、送水という一連のシステムが残されている貴重な水源地水道施設であり、その技術史的意義を理解できるような保存活用を行う。
- ウ 地域遺産としての重要性と文化的価値をふまえ、同施設が市民の歴史への関心を引き出し、市民の誇りとなる遺産にふさわしい整備を、市民との協働によって進める。
- エ 緩速濾過の一連のシステムが揃った水源地景観、並びに水道施設の全体像を理解できるようにする。
- オ 保存整備の目標年代を、旧美敷水源地水道施設の近代水源地施設としての完成期と考えられる、五号濾過池が増設され、現存する施設配置が完成した昭和4年(1928)に設定する。

(4) 計画の概要

本計画は以下の4項目について定める。

ア 保存管理

重要文化財（建造物）である旧美敷水源地水道施設について、文化財としての価値の所在を明らかにし、これを良好に維持するための保護の方針と管理の方法について定める。

イ 環境保全

旧美敷水源地水道施設は、設置当時の位置に現存しており、近代水源地施設としての全体像をよく残している。所在地及び周辺を良好に維持するための方策について提案する。

ウ 防災

旧美敷水源地水道施設において想定される、人的災害及び自然災害について、予防と対応の方策を定める。防災機器の維持管理、災害発生時の対処方針について定める。

エ 活用

旧美敷水源地水道施設の公開及び活用について方針を定める。あわせて、必要な施設整備について検討する。

※なお、平成25年度から実施している建造物保存修理工事の完了時に、本計画を改訂する。

(5) 計画の公開について

本計画は、鳥取市ホームページ上に公表して、広く一般に周知する。

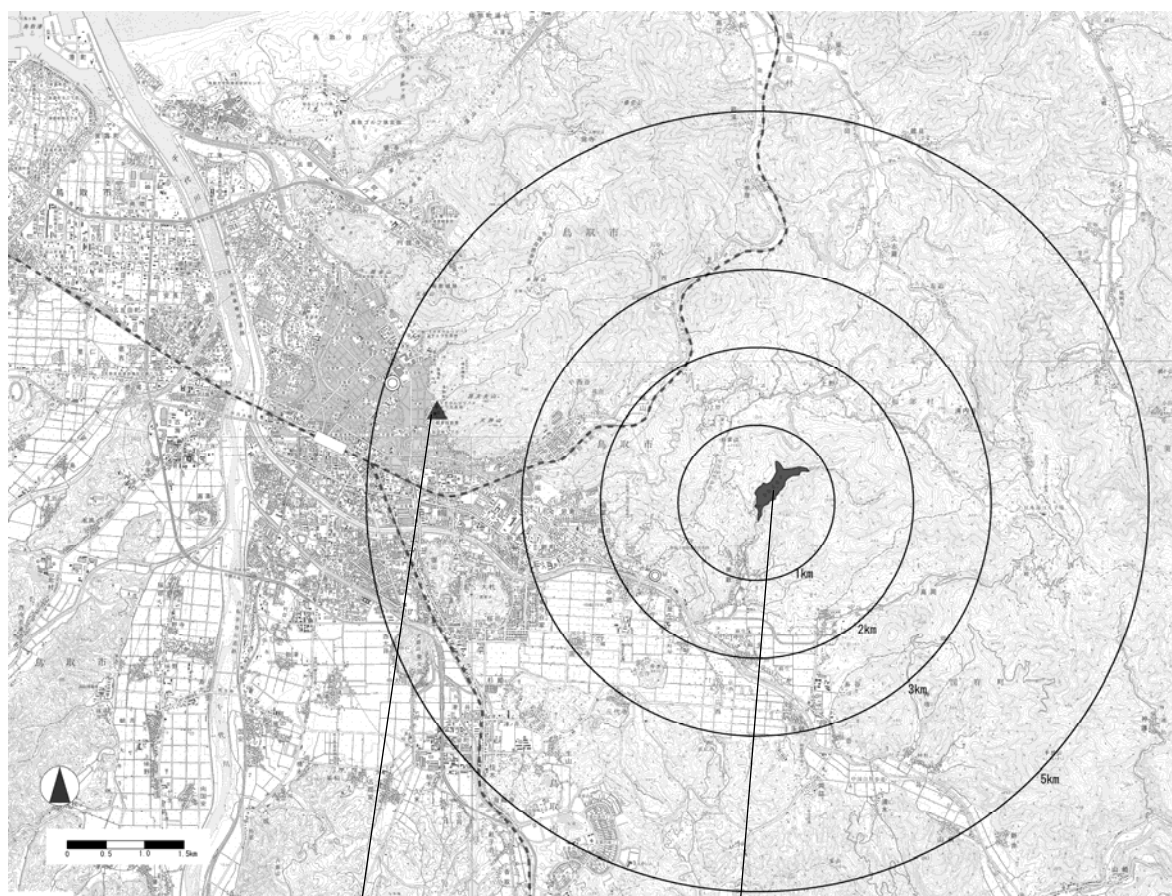
(6) 実施に係る年度別計画

整備項目	年度	22	23	24	25	26	27	28	29
		修理	○						
	現況調査	○							
	調査工事		○	○					
	建造物修理				○	○	○	○	○
活用	保存活用計画策定				○				
	活用施設実施設計					○	○	○	○
	発掘調査等						○	○	
	周遊路の整備					○	○	○	
	案内板等の設置						○	○	
	利便施設の設置						○	○	○
	展示物の設置等							○	○

(実施設計年次を含む)

なお実施計画は 平成26年3月 現在のものであり、今後関係部局との協議により変更になる場合もある。その場合は適宜修正するものとする。

図1 旧美歎水源地水道施設 指定地位置図



(附) 鳥取水道記功碑
所在地

旧美歎水源地水道施設
所在地

図2 重要文化財旧美歎水源地水道施設 全体図（計画区域）

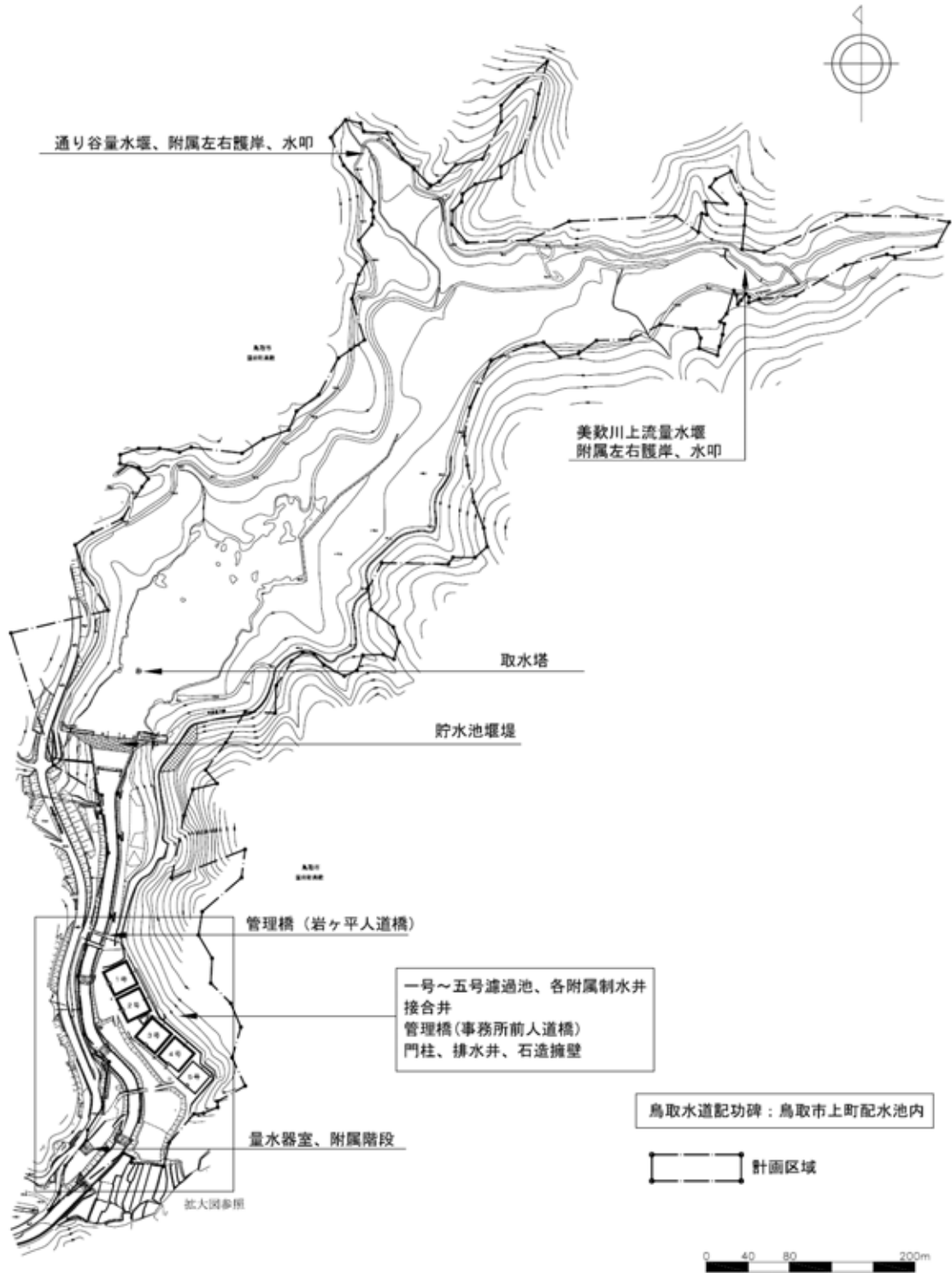


图3 重要文化財旧美敷水源地水道施設 濾過池周辺地図

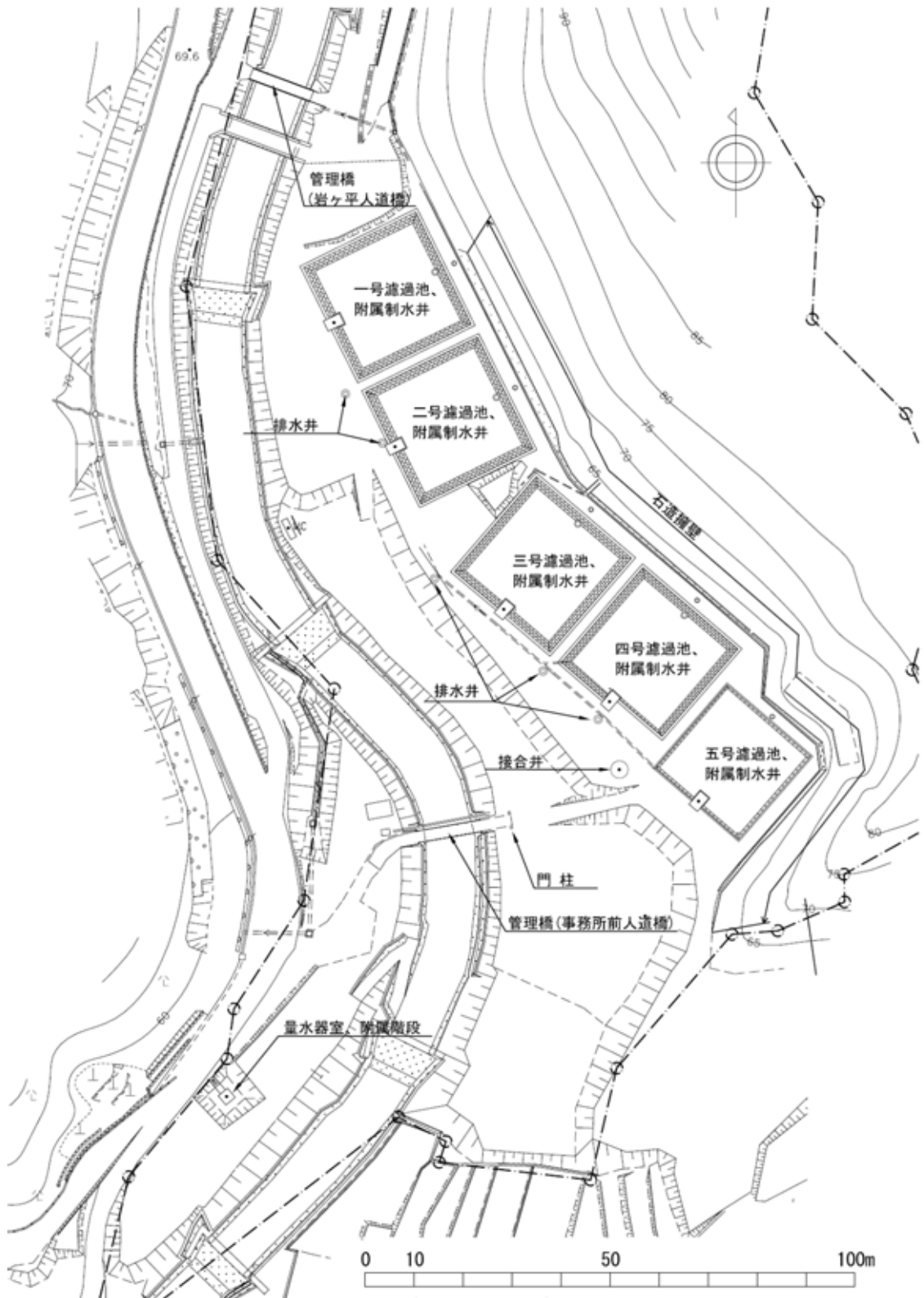
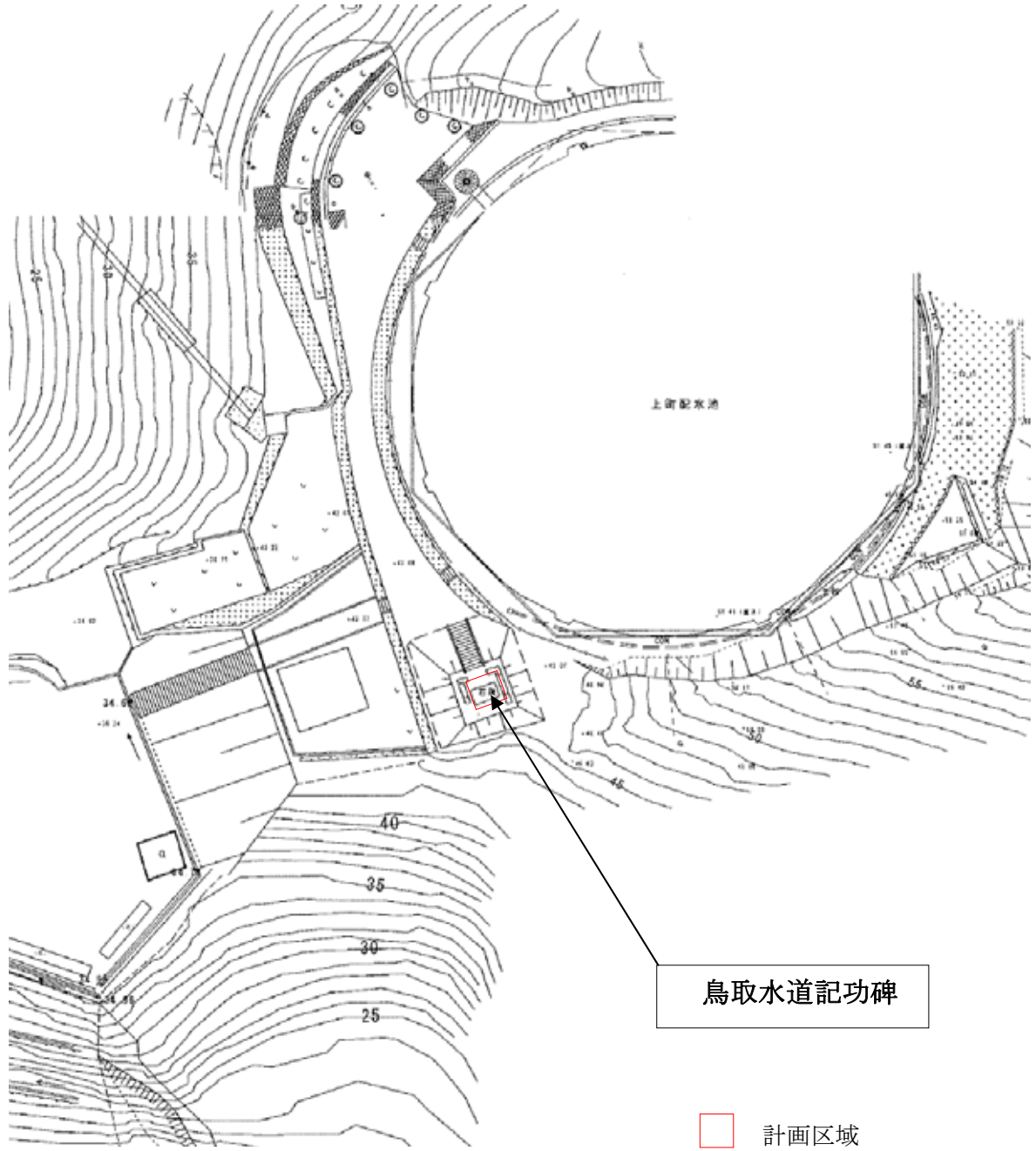


図4 重要文化財旧美敷水源地水道施設 鳥取水道記功碑位置図



第2章 保存管理計画

1 保存管理の現状

(1) 保存の状況

指定文化財の保存状況について、次ページ以下にまとめた。

指定建造物の保存状況については、平成22年度の鳥取市による現況調査、平成23～24年度の調査工事の評価（詳細は各調査の報告書を参照）によって記述し、指定された土地に附属する建造物については、目視による評価を行った。評価の内容は、P15～P30に掲載した。

(2) 管理の状況

現状の管理体制・管理方法は、次表の通りである。

番号	名 称	員数	管理主体	管理方法
1	貯水池堰堤	1	鳥取県県土整備部鳥取県土整備事務所維持管理課	砂防堰堤としての通常の管理
2	美歎川上流量水堰	1	鳥取市 教育委員会文化財課	通常は周辺を立入禁止とし、1年1回程度現状を目視で確認（10月）し、異状があれば記録
3	左右護岸	1		
4	通り谷量水堰	1		
5	左右護岸	1		
6	水叩	1		
7	一号濾過池	1	鳥取市 教育委員会文化財課	通常は周辺を立入禁止とし、年2回程度草刈を実施（6月・10月） 建造物は仮設上屋を設置して保護
8	制水井	1		
9	二号濾過池	1		
10	制水井	1		
11	三号濾過池	1		
12	制水井	1		
13	四号濾過池	1		
14	制水井	1		
15	五号濾過池	1		
16	制水井	1		
17	接合井	1		
18	量水器室	1	鳥取市 教育委員会文化財課	扉は施錠し、周辺の草刈を年2回実施（6月・10月）
19	階段	1		清掃を年1回実施（10月）
20	鳥取水道記功碑	1	鳥取市水道局	配水池の管理の範囲で対応
21	管理橋（岩ヶ平人道橋）	1	鳥取市 教育委員会文化財課	立ち入り禁止。目視で経過を観察し、異状があれば記録
22	管理橋（事務所前人道橋）	1		年1回の公開以外は立ち入り禁止。目視で経過を観察し、異状があれば記録
23	水道用地、原野及び保安林	1	鳥取市水道局	通常立ち入り禁止とし、濾過池周辺・林道唐川線上流側管理道は年2回程度除草を実施
24	取水塔	1	鳥取市 教育委員会文化財課	目視で経過を観察し、異状があれば記録
25	排水井	5		
26	門柱	1		
27	石造擁壁	1		

1 貯水池堰堤			
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
構造物	外観	堤体	平成11年に、貯水池上流側に側壁を打ち増して補強している。堰堤本体、天端部、水通し部、水叩き部等の表面の一部に白華が見られるが、損傷は殆どない。
		付帯物	天端並びに管理用階段にある管理柵(転倒防止柵)鉄部塗装の劣化が進行しているが、鉄部の腐食には至っていない。天端部の両端にアルミ柵を設け立ち入りを規制しているが、この柵も劣化は殆ど進行していない。



2～3	美敷川上流量水堰・附属左右護岸		
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
構造物	外観	堤体	本体並びに水通し部とも状態は良く、目立った損傷は見られない。一方、上流堆砂部にはヨシ等の侵入が目立つ。
		左右護岸	堰の上流部に比べて、下流部の護岸下部に浸食の影響による崩壊が目立つ。また経年変化による石積の孕みが見られる。



4～6		通り谷量水堰・附属左右護岸、水叩	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
構造物	外観	堤体	堤体本体、水通り堰部の状態は良く損傷は殆ど見られない。
		水叩	水叩部では下流側の損傷が大きく、護床石材が外れた状態である。
		左右護岸	左右の護岸とも周辺地形に馴染み、崩壊等は見られない。



7,9,11,13		一号～四号濾過池	
部分の設定		保存の状況	
単位	区分	部位	
構造物	外観	擁壁	縁石に風化による劣化・損傷が見られる。目地に雑草が生えるなど擁壁全体に経年劣化は見られるが、全体としては旧状を維持している。
		底部	濾過材がそのまま残されている。 二号・三号は一定の水量が保たれており、水草等が繁茂した状態である。 一号・四号は水は溜まらない状態となっており、濾過材の表面が雑草で覆われている。水吐部に部分的な欠損が見られる。
		装置	山裾側取水バルブの制御ハンドルの取付部が残されている。オーバーフローを吐き出すための鉄管が装着されている。いずれも腐食しており、制御ハンドルは稼働しない。



一号濾過池外観



吐き口：縁石の一部が欠損



擁壁：一部損傷や孕み



四号濾過池装置
(排水管)

8,10,12,14		一号～四号濾過池 附属制水井	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
建築物 (制水井上屋)	外観	屋根	塗装の劣化・モルタルの剥離・剥落等が全体に広がっており、庇・パラペットでは鋼材の露出が認められる。 雨樋は機能していない。 露出鋼材は腐蝕が進行している。その他に屋根ガラの腐蝕が認められる。 塗装も全体に劣化している。
		外壁	開口部周囲、柱形面にモルタルの剥離・鋼材の露出が認められ、鋼材の腐食が進行している状態である。腐食した鋼材の爆裂により壁面が破壊され、二号附属制水井では壁に大きな穴が空いている。 塗装も全体に劣化している。塗色等は昭和2年の施工時のものと異なる。
		扉	木製で劣化が激しいため、指定地外で別置保管している。
		窓	木製で劣化が激しく、ガラス部の欠損も認められるため、指定地外で別置保管している。
	室内	天井	格子状や網状のひび割れが認められ、モルタルの浮きや鋼材の露出が部分的に認められる。 露出鋼材は腐蝕が進行している。
	内壁	全面的に格子状や網状のひび割れおよび鋼材の露出が認められる。 モルタルの剥落が一部で認められ、特に二号では腰壁モルタルのはく落も部分的に認められる。露出鋼材は腐蝕が進行している。	
構造物	外観	躯体	本体コンクリート、濾過池側外壁の煉瓦張りとも、大きな劣化は見られない。 上屋の基礎を兼ねる、縁部の石材に劣化が見られる。
		装置	樋門の金属部品の腐食が見られるほか、浄水弁の操作ハンドル等に劣化が見られ、固着している。排水弁のバルブについては、排水井から状態を確認できる二号を除き状態は不明である。
		鉄蓋	制水井本体の縁部石とともに床を構成している。表面の腐食が進行し、蝶番が固着している。

附属制水井（写真は一号）



外観正面(南側より)



外観測面(北側より)



室内



一号濾過池窓



四号濾過池扉

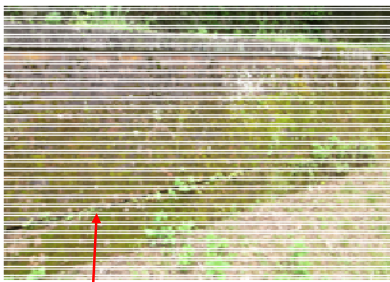
15		五号濾過池	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
構造物	外観	擁壁	縁石は他4基と石材が異なるため健全な状態である。山側に面した側壁に水平方向に大きく亀裂が生じているほか、目地に雑草が生えるなど全体に経年劣化は見られるが、全体としては旧状を維持している。
		池内	濾過材がそのまま残されている。水は溜まらない状態となっており、濾過材の表面が雑草で覆われている。
		装置	山裾側取水バルブ装置の取付部が残されている。ハンドル装置が現存しており、現地保管されている。



五号濾過池外観



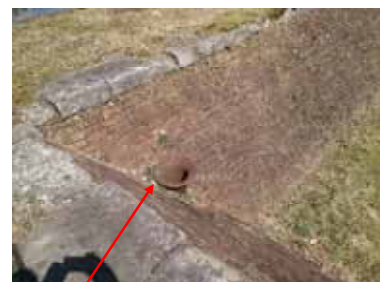
天端及び側壁の変位(孕み)



擁壁:水平方向の亀裂



五号濾過池装置



五号濾過池装置(排水管)

16		五号濾過池制水井	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
建築物 (制水井上屋)	外観	屋根	塗装の劣化・モルタルの剥離・剥落等が全体に広がっており、庇・パラペットでは鋼材の露出が認められる。雨樋は機能していない。塗装も全体に劣化している。
		外壁	開口部周囲、柱形および梁型面に軸方向のひび割れが認められ、全体にエフロレッセンスを伴っている。塗装も全体に劣化している。
		扉	木製で劣化が激しいため、指定地外で別置保管している。
		窓	木製で劣化が激しく、ガラス部の欠損も認められるため、指定地外で別置保管している。
	室内	天井	全面的に格子状や網状のひび割れが認められ、鋼材の露出が全面的に認められた。露出鋼材は腐蝕が進行している状況である。また、モルタルのはく落が一部で認められる。
		内壁	全面的に格子状や網状のひび割れ、開口部ひび割れが認められ、エフロレッセンスを伴う。また、モルタルの浮きも全面的に認められる。
構造物	外観	躯体	本体コンクリート、濾過池側外壁の煉瓦張りとも、大きな劣化は見られない。上屋の基礎を兼ねる、縁部の石材に劣化が見られる。
		装置	樋門の金属部品の腐食が見られるほか、浄水弁の操作ハンドル等に劣化が見られ、固着している。排水弁のバルブについては、排水井から状態を確認できる。
		鉄蓋	制水井本体の縁部石とともに床を構成している。表面の腐食が進行し、蝶番が固着している。



外観正面(南側より)



外観側面(北側より)



室内



扉

17		接合井		保存の状況
部分の設定				
単位	区分	部位		
建築物	外観	屋根	縦方向のひび割れが部分的に認められ、補修跡部分で全面的に浮きが認められる。また、屋根飾り部分のモルタルの割れやはく落、鋼材露出が一部で認められる。現状の塗装は当初のものとは異なる。	
		外壁	壁全周の水平ひび割れや開口部周囲にひび割れ、浮きや塗装剥がれが部分的に認められた。また、開口部分や出入口部分の壁小口に欠損が認められる。現状の塗装は当初のものとは異なる。	
	室内	天井	円周状のひび割れや縦方向のひび割れが全体的に認められ、エフロッセンスを伴うものも認められた。また、部分的にモルタルの浮きが認められ、屋根飾り部分では、鋼材の露出が認められる。	
		内壁	煉瓦面にエフロッセンスが部分的に認められる。	
構造物	外観	躯体	土屋の基礎部となっている縁石に風化が見られる。	
		鉄蓋	腐蝕が著しい。	



外観(西側より)



建具(窓)



外観(東側より)



室内

18～19		量水器室・附属階段	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
建築物	外観	屋根	苔が全面的に繁殖しており、モルタルの浮きやひび割れ等の目視確認はできない。
		外壁	煉瓦タイル面、柱形および洗出し仕上げ面に垂直、水平ひび割れが部分的に認められる。 また、タイルおよび洗出し仕上げ面に一部浮き、タイル表面の欠けが部分的に認められる。 その他に木製サッシ枠の腐朽、面格子の腐蝕、樋の破損が認められる。
	室内	天井	全面的に網状のひび割れが認められる。
		内壁	全面的に水平ひび割れ(幅:0.3mm程度)や開口部ひび割れ等が認められ、部分的にモルタルの浮きが認められる。 また、一部、ひび割れ部で漏水跡、さび汁およびエフロレッセンスならびに鋼材の露出が認められる。 内部にはベンチュリーメーターが設置されている。
構造物	外観	階段	一部に割れがみられる。上端部に後代の石段がとりついている。



外観(西側より)



外観(南側より)



室内

20 鳥取水道記功碑			
部分の設定		保存の状況	
単位	区分	部位	
構造物	外観	本体	表面の刻印文字も鮮明であり、目立った損傷は見られない。
		台座	傾きや沈下等の影響は見られない。



記功碑本体部

記功碑台座部

21 管理橋(岩ヶ平人道橋)			
部分の設定		保存の状況	
単位	区分		
構造物	外観	床版	床版上面側では、骨材が全面的に露出している。床版下面側では、全体的に著しい鉄筋露出が認められ、腐蝕が進行している。また、鉄筋腐蝕に起因するコンクリートのはく離も部分的に認められる。 RC桁では、床版下面と同様な鉄筋露出、はく離が認められ、一部びひび割れ(幅1cm程度)が認められる。 親柱および跳ね出し部の崩落や鋼製高欄の腐蝕、破断が見られる。
		桁部	主桁は、全体的にさびが生じており、上フランジ全面および橋台の両端部側で断面欠損や層状の腐蝕が生じていた。また、橋脚部分の主桁接合部でずれが生じている。 横桁は、主桁と比較して腐蝕が少ない状況であったが、橋台両端部では全面的に断面欠損が生じている。
		橋脚	丸柱は、著しい腐蝕は生じていなかったが、水平材やその接合部、丸柱接合部のボルト等に断面欠損や破断が生じている。
		橋台	橋台の石積みに隙間(最大7cm程度)が認められる。



左岸側橋台部

橋脚部

下流側より

22 管理橋(事務所前人道橋)			保存の状況
部分の設定			
単位	区分	部位	
構造物	外観	床版	床版上面側はアスファルト舗装であり、躯体の変状は確認できない。床版の小口部分(跳ね出し部)では、骨材の露出が全面的に認められ、はく落および鉄筋露出が部分的に認められる。床版下面側では、橋軸直角方向のひび割れ、およびエフロッセンスが部分的に認められる。RC横桁では、ひび割れ、豆板、はく落および鉄筋露出が全体的に認められ、特に主桁側の両端部が著しい。その他親柱のひび割れ、鋼製高欄の腐蝕、破断が認められる。
		桁部	主桁は、全体的に断面欠損や層状の腐蝕が生じており、欠損したウェブ箇所主桁のずれが生じている。横桁は、主桁と比較して腐蝕が少ない状況であったが、両端部で断面欠損が部分的に生じている。
		橋脚	丸柱は、著しい腐蝕は生じていなかったが、水平材やその接合部、丸柱接合部のボルト等に断面欠損や破断が生じている。
		橋台	橋台の石積みに隙間(最大6cm程度)が認められる。



24		取水塔	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
構造物	外観	外壁	記録写真から、取水塔の頂部は全面に崩壊損傷し、その破片が水底部に散乱しているのが見て取れる。また、底部にも崩壊し穴が開いている様子がわかる。
		内壁	記録写真を見る限り、穿かれた穴以外に内壁に大きな損傷は見られない。

外壁(湛水時)
側面崩壊箇所が見える



外壁(水抜き後)

底部の崩壊の様子



外壁(水抜き後)



内壁

25		排水井		5基
部分の設定			保存の状況	
単位	区分	部位		
構造物	外観	本体	排水井本体はコンクリート製で、通常は新旧2枚の鉄蓋が載せられた状態であり、内部の目立った損傷は見られない。 濾過池周辺に5基を数える。	
		縁石	天端部の縁石は目地モルタルが剥がれている他は損傷は見られない。	
		蓋	蓋は鉄製であり、その表面は錆び付いているが腐食穴は見られない。後補の蓋の上に当初の蓋を載せている。	



門 柱			保存の状況
部分の設定		部位	
単位	区分		
構造物	外観	柱部	写真右側の門柱は大正7年の水害の際に消失、その後の復旧工事でもとの形状を踏襲して造られた。 柱部煉瓦積みには、一部に垂直方向の亀裂が生じている。
		基礎部	下流側の基礎石には大きな破断箇所が見られる。
		付帯物	後補の鉄製門扉(設置年時不明・昭和50年以前)は、塗膜が劣化し腐食が進んでいる。



外観(南側より)



門扉



柱部



基礎部破断箇所

27		石造擁壁	
部分の設定			保存の状況
単位	区分	部位	
構造物	外観	石造擁壁	濾過池沿いの山際に石造擁壁が確認できる。現状は植物が繁茂して見えにくくなっているが、一号濾過池から五号濾過池にかけての範囲に残っている。一号から二号にかけての範囲の石造擁壁は意図的に埋設されている可能性がある。 後の拡張工事で新設された五号濾過池の山際のコンクリート擁壁に擦り付けられている。石垣の原見出しなどの変位が生じているが、全面的に崩壊する恐れは少ない。
		付帯物	石造擁壁の前面には側溝が南北に延びているが、随所で破損が見られる。



四号濾過池沿い
石造擁壁

擁壁前面の側溝



五号濾過池沿い
石造擁壁劣化状況

2 保護の方針

(1) 保護の方針

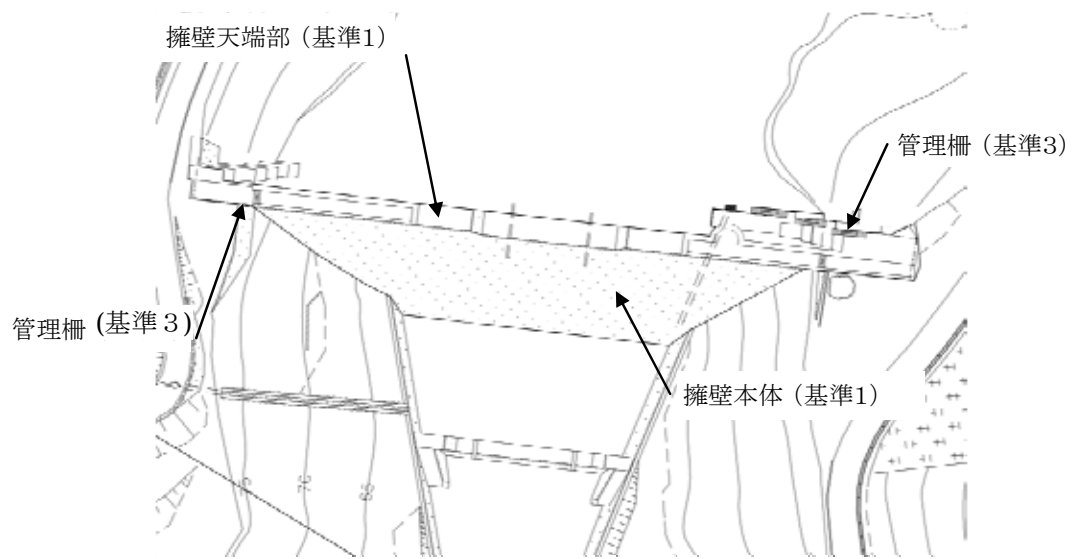
指定文化財の保護の方針を定め、取扱い基準を設定した。土地も含め全体が文化財指定を受けているため、指定書に記載されていない建築物・施設を除き、原則として全域が保存対象である。

堰堤・制水井（本体部分）等、構造物については一体のものとして、外観に基準を設定した。制水井（上屋部分）等、建築物については、外観・室内に分けて部位を設定し、各々に対して目視に拠る観察あるいは調査を行った。次に、次表のように基準1～3を設定し、各部位に対する保護の方針を示し、P32～51に記載した。

基準	保存活用計画における 取り扱い方針	建築物への摘要
基準 1	材料自体の保存を行う部位	当初の部材が残存し、その材が経年による定期的な取替えを必要としていない部位。あるいは当初の仕様を忠実に再現した後設の部位。
基準 2	材料の形状・材質・仕上げ・ 色彩の保存を行う部位	当初の部材が残存するものの、その材が経年変化による定期的な取替えを必要としている部位。
基準 3	意匠上の配慮を必要とする 部位	当初の部材が既に残存していない上に、後設の部材が当初の形状・色彩等を踏襲していない部位。 (当初の仕様が判明し復原を行った場合は、基準の見直しを図る。)

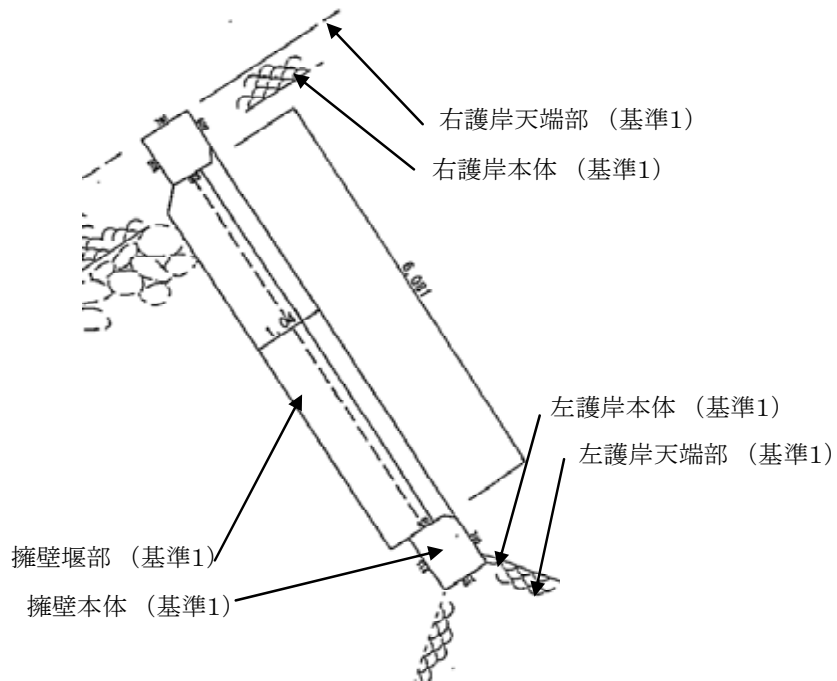
1 貯水池堰堤

部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
構造物	外観	堤体	本体	コンクリート	1	現状維持
			表面、天端部	石材	1	同上
		付帯物	管理柵	鉄材、アルミ材 (平成10年)	3	同上 劣化してきた場合は所有者と取り扱いについて協議する。



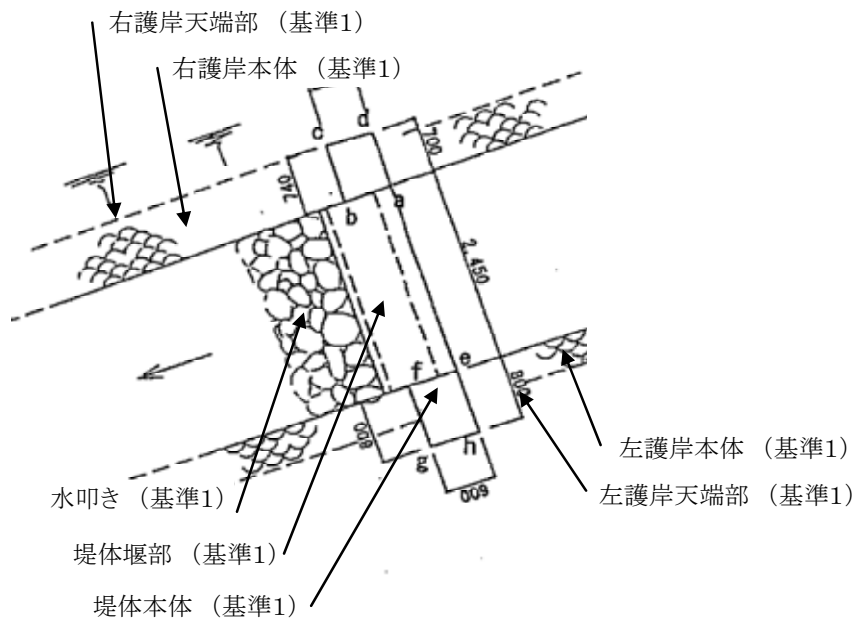
2～3 美歎川上流量水堰・附属左右護岸

部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
構造物	外観	堤体	本体	コンクリート造	1	現状維持
			堰部	同上	1	現状維持
		左右護岸	本体	コンクリート造	1	現状維持
			天端部	同上	1	現状維持



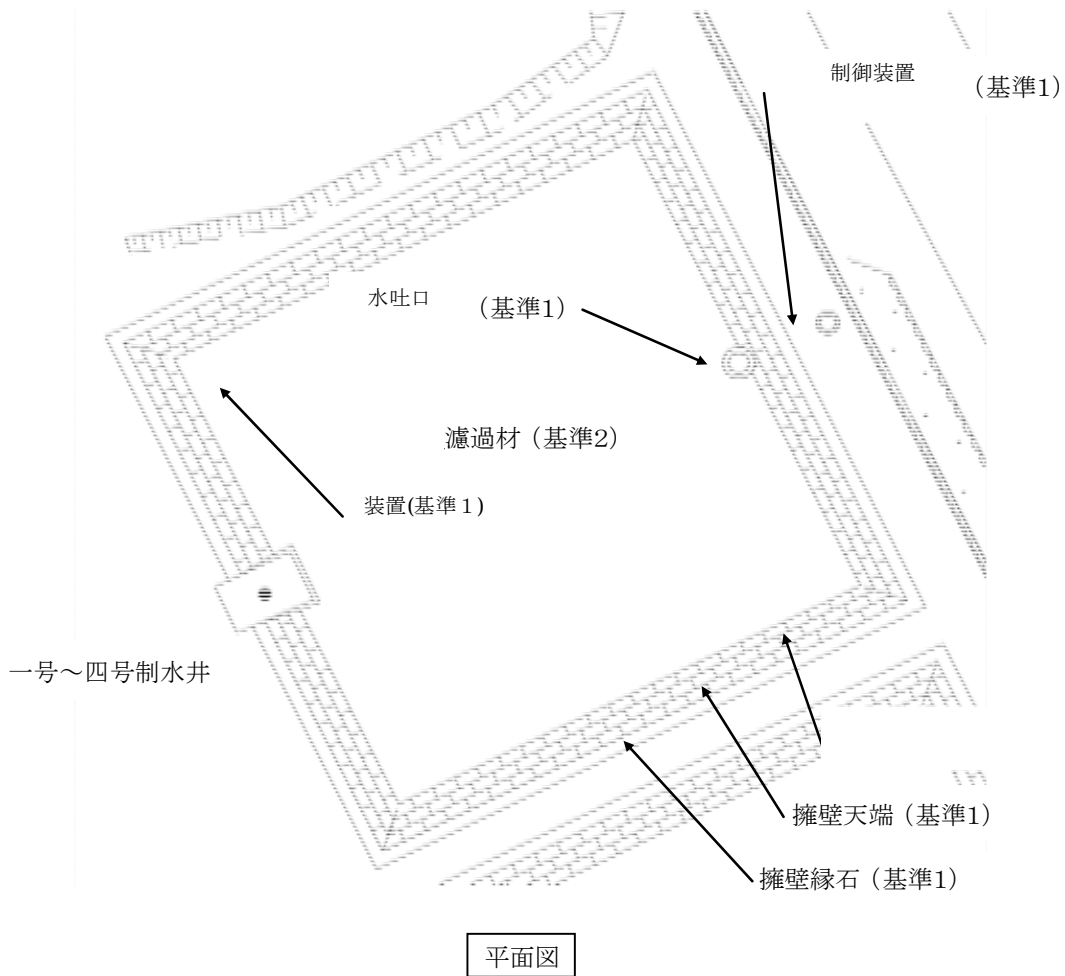
4～6 通り谷量水堰・附属左右護岸、水叩

部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
構造物	外観	堤体	本体	コンクリート造	1	現状維持
			堰部	同上	1	現状維持
		水叩		石張り造	1	現状維持
		左右護岸	本体	石積造	1	現状維持
			天端部	同上	1	現状維持



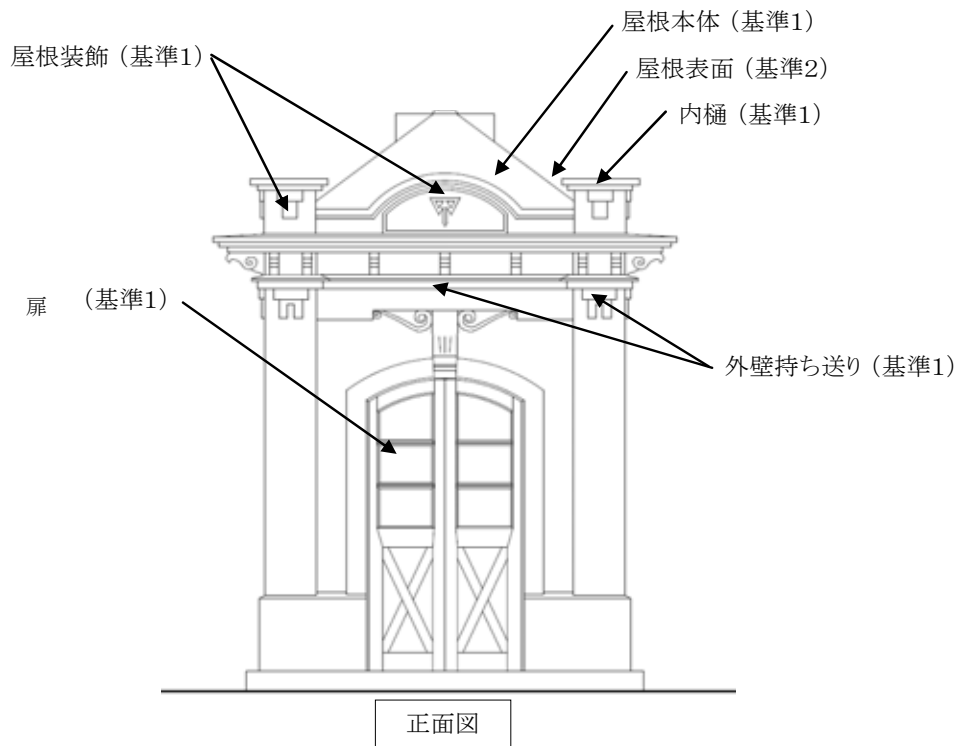
7,9,11,13 一号～四号濾過池

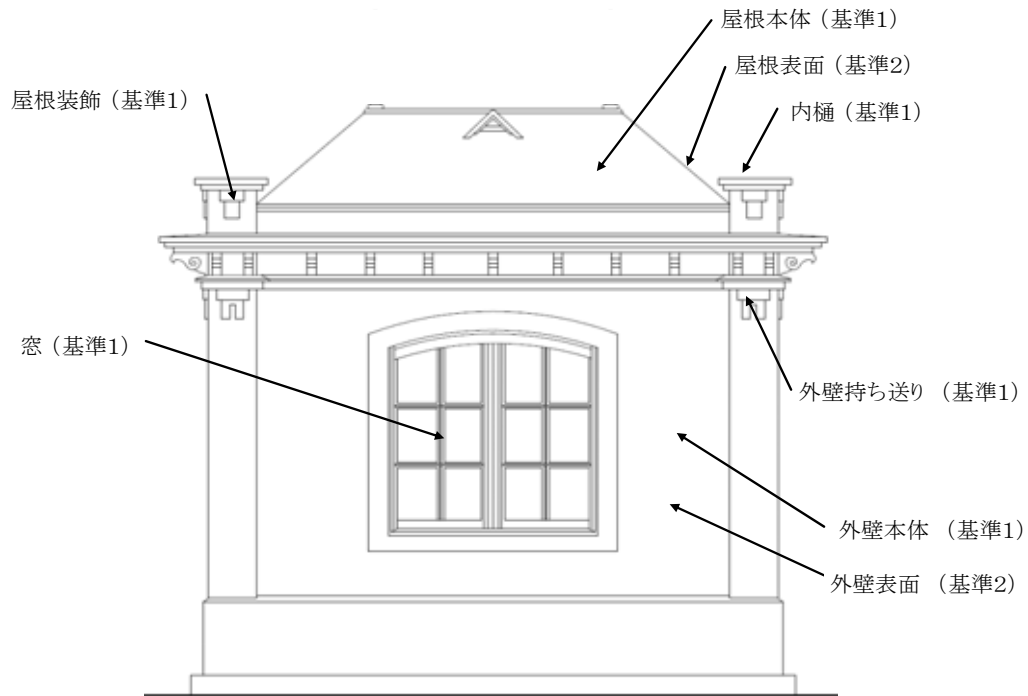
部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	擁壁	壁面	煉瓦張	1	現状維持
			縁石	石材	1	現状維持
		底部	水吐口	石材	1	現状維持
			濾過材	礫材、砂材	2	指定地内での移動や入れ替え、同種材の補充を除き現状維持
		装置	制御バルブ	铸铁材	1	現状維持
			オーバーフロー管及び制御バルブ	铸铁材	1	現状維持



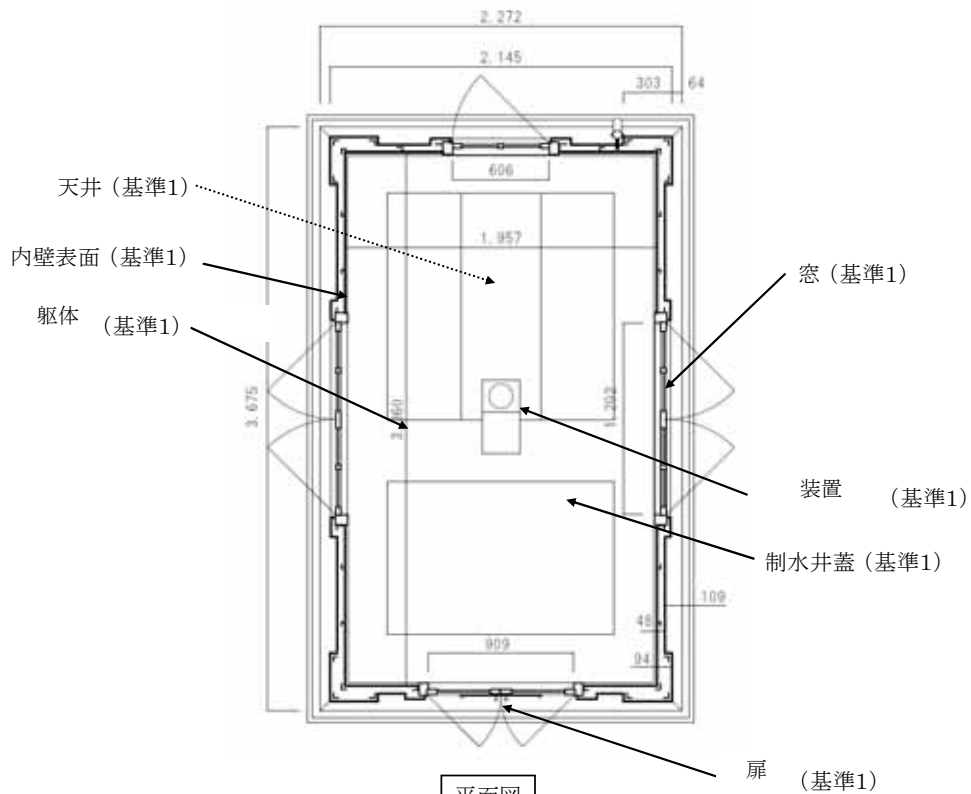
8,10,12,14 一号～四号濾過池附属制水井(上屋及び本体)

部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
建築物 (制水井上屋)	外観	屋根	本体	鉄網コンクリート	1	現状維持
			表面	塗装	2	定期更新
			装飾	モルタル	1	現状維持
			内樋		1	現状維持
		外壁	本体	鉄網コンクリート	1	現状維持
			表面	塗装	2	定期更新
			持ち送り	モルタル	1	現状維持
			扉	木材	1	現状維持
		窓	窓及び窓枠	木材	1	現状維持
			天井	表面	塗装	1
室内	内壁	表面	塗装	1	現状維持	
	構造物 (制水井本体)	外観	躯体	コンクリート・煉瓦・石材	1	現状維持
装置			制御弁	铸铁材	1	現状維持
鉄蓋			制水扉	鉄材	1	現状維持





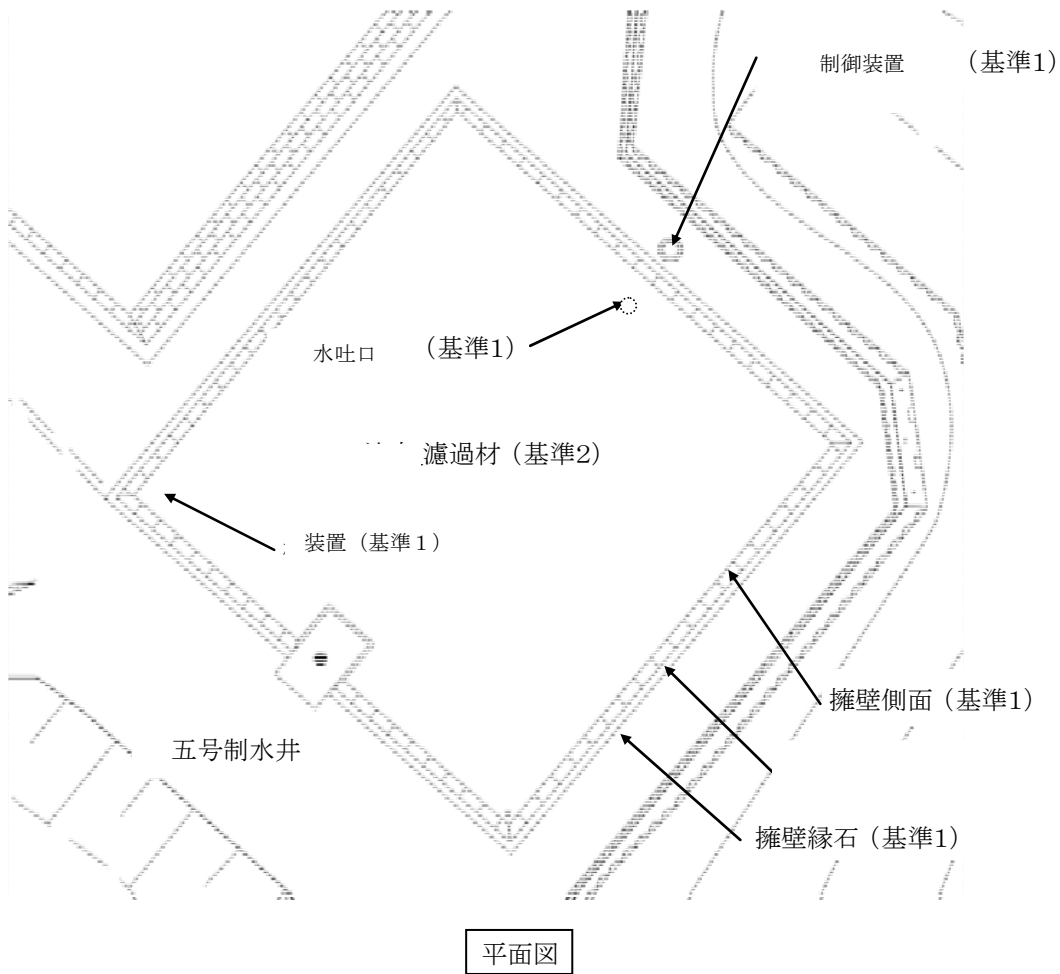
側面図



平面図

15 五号濾過池

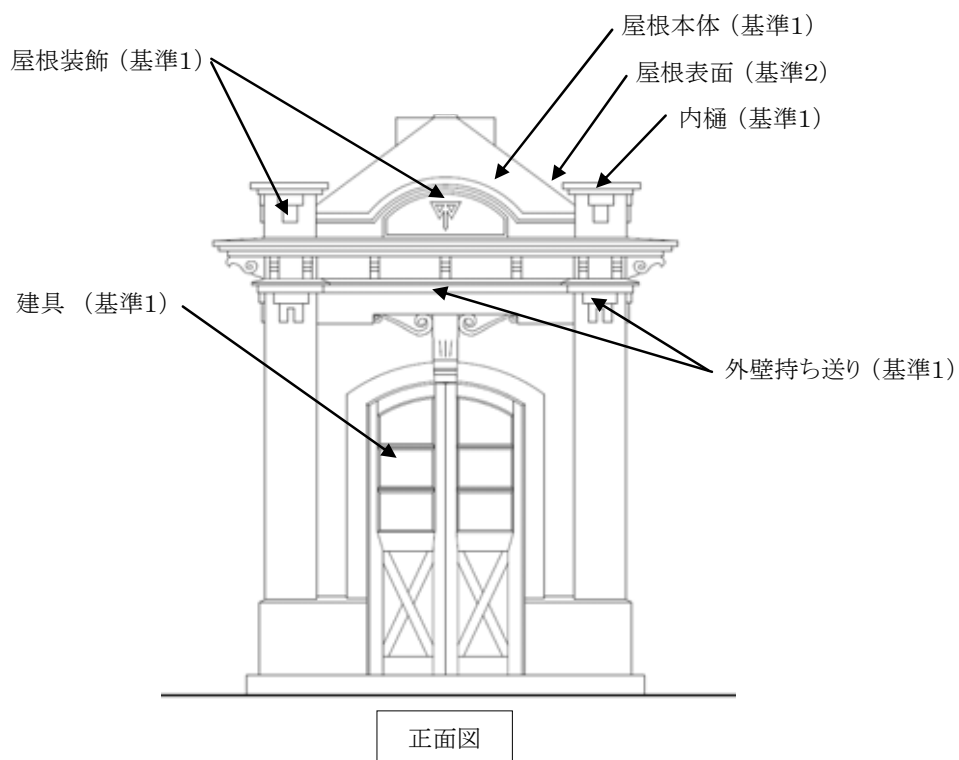
部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	擁壁	壁面	煉瓦張	1	現状維持
			縁石	石材	1	現状維持
		底部	水吐口	石材	1	現状維持
			濾過材	礫材、砂材	2	指定地内での移動や入れ替え、同種材の補充を除き現状維持
		装置	制御バルブ	铸铁材	1	現状維持
			オーバーフロー管及び制御バルブ	铸铁材	1	現状維持

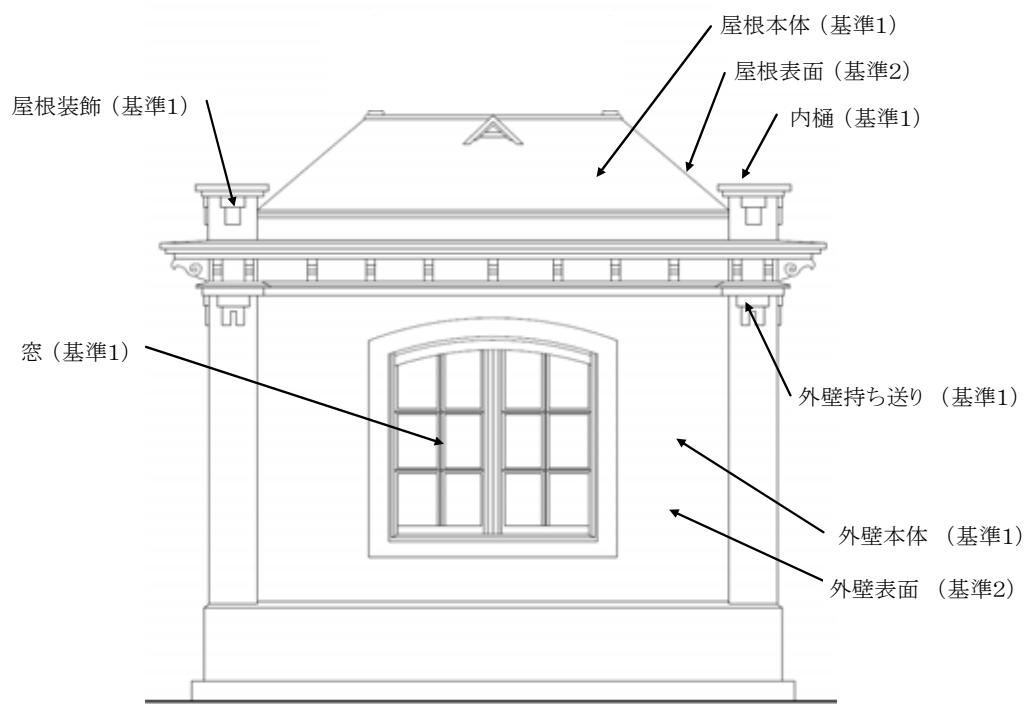


16 五号濾過池附属制水井(上屋及び本体)

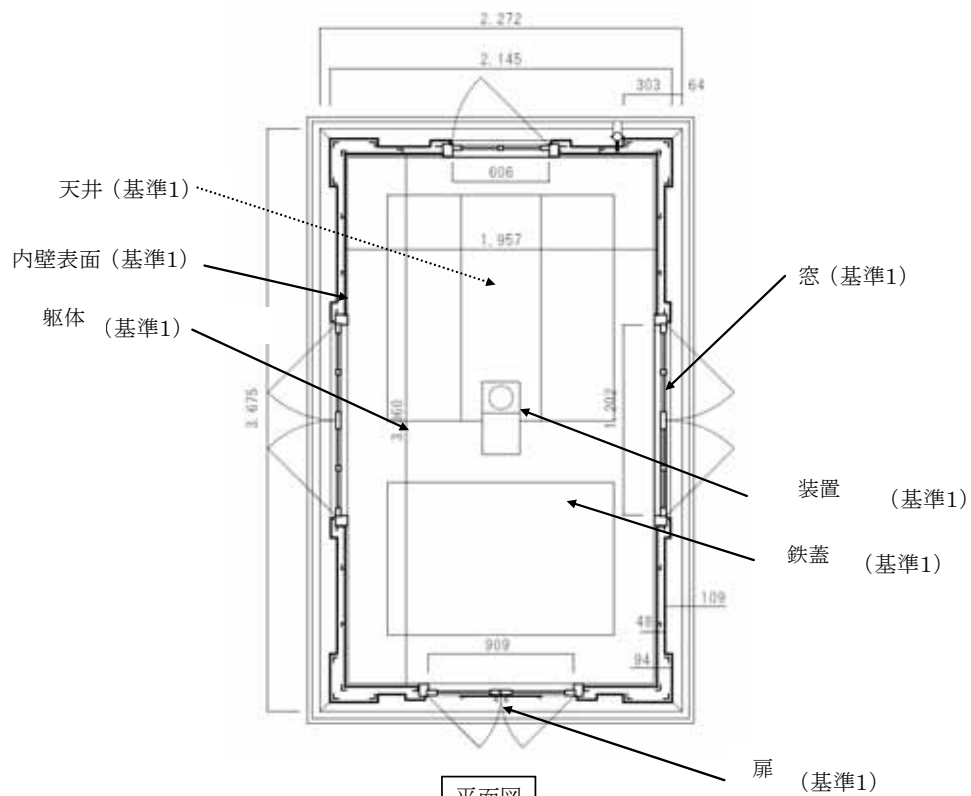
部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
建築物 (制水井上屋)	外観	屋根	本体	鉄網コンクリート	1	現状維持
			表面	塗装	2	現状維持
			装飾	モルタル	1	現状維持
			内樋		1	現状維持
		外壁	本体	鉄網コンクリート	1	現状維持
			表面	塗装	2	現状維持
			持ち送り	モルタル	1	現状維持
		扉		木材	1	現状維持
		窓	窓及び窓枠	木材	1	現状維持
		室内	天井	表面	塗装	1
内壁	表面		塗装	1	現状維持	
構造物 (制水井本体)	外観	躯体	本体	コンクリート・煉瓦・石材	1	現状維持
		装置	制御弁	鋳鉄材	1	現状維持
		鉄蓋	制水扉	鉄材	1	現状維持

扉





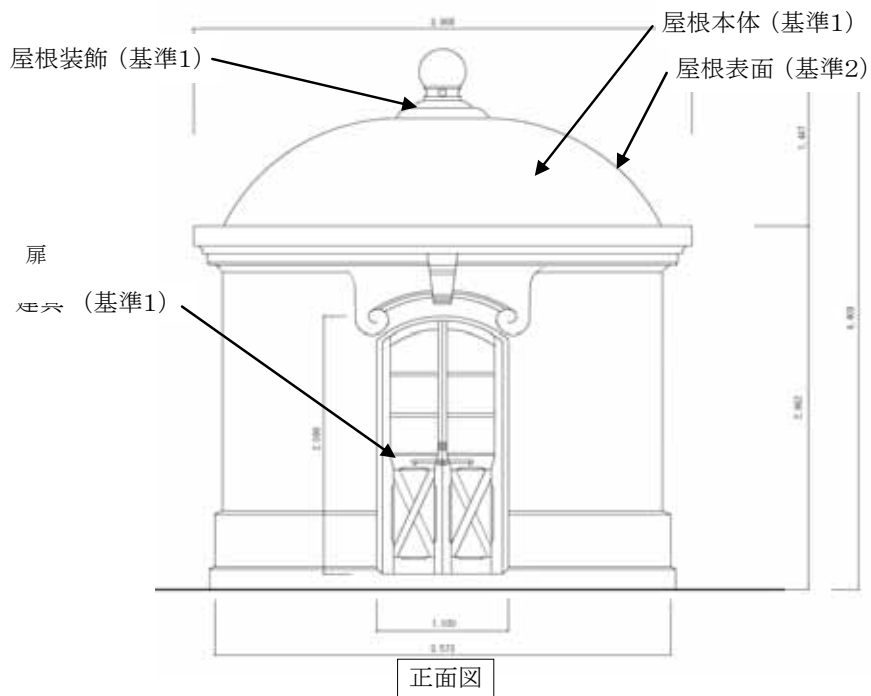
側面図

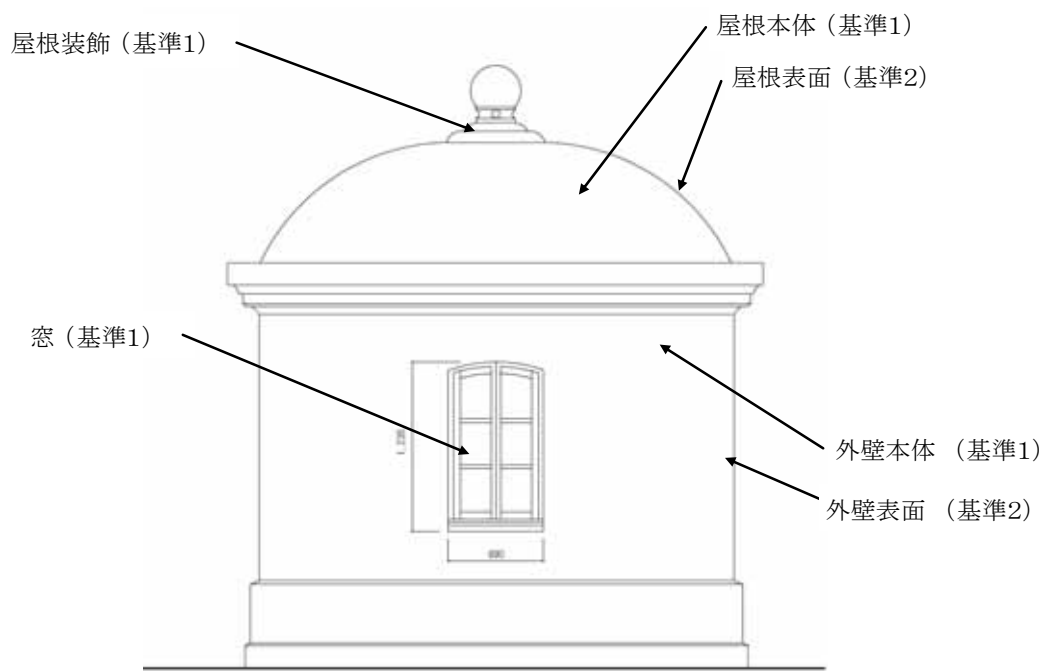


平面図

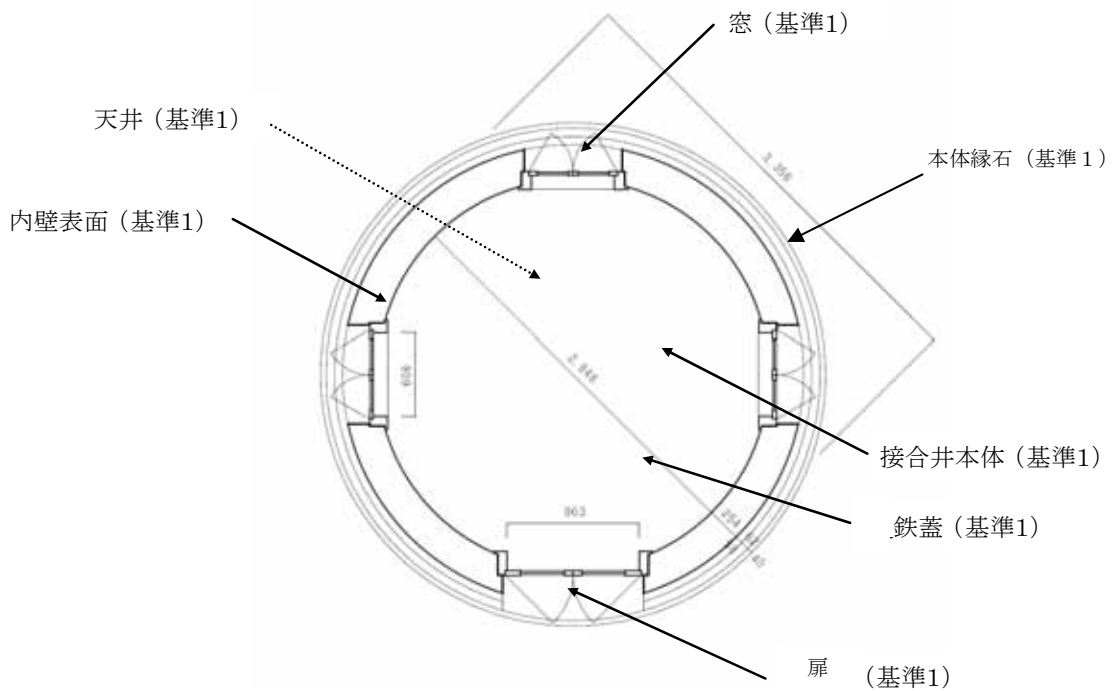
17 接合井

部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
建築物	外観	屋根	本体	鉄筋コンクリート	1	現状維持
			表面	塗装	2	現状維持
			装飾	モルタル	1	現状維持
		外壁	本体	煉瓦造	1	現状維持
			表面	塗装	2	現状維持
			扉	木材	1	現状維持
	室内	窓	木材	1	現状維持	
		天井	塗装	1	現状維持	
		内壁	表面	塗装	1	現状維持
			縁石	石材(縁石)	1	現状維持
構造物	外観	本体	鉄筋コンクリート	1	現状維持	
		鉄蓋	鉄蓋	1	現状維持	





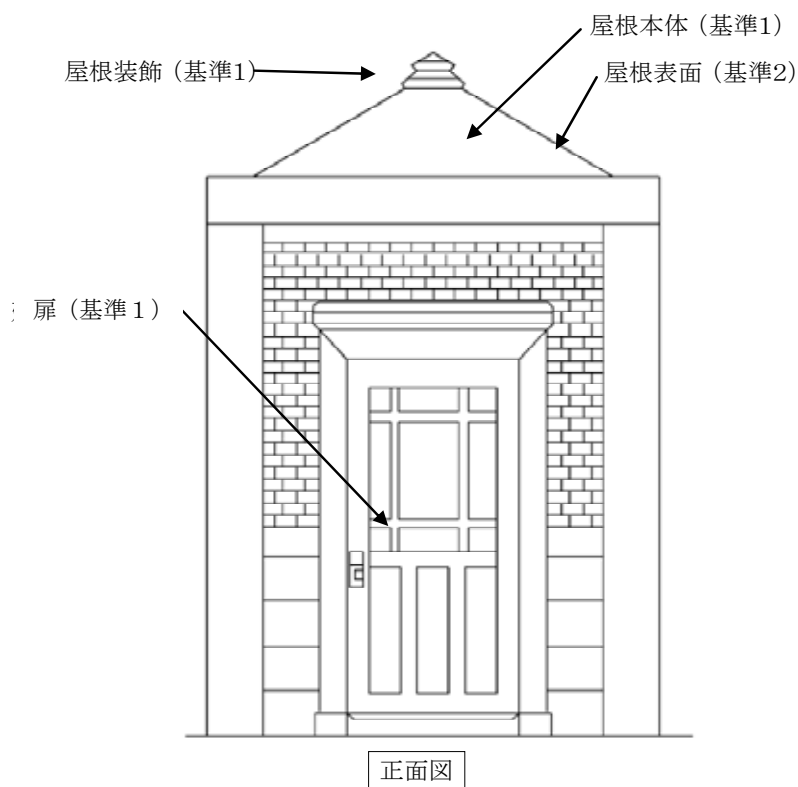
側面図

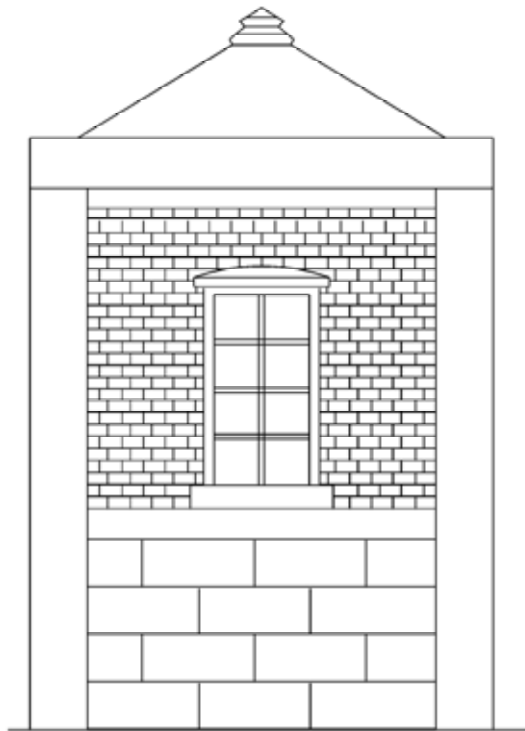


平面図

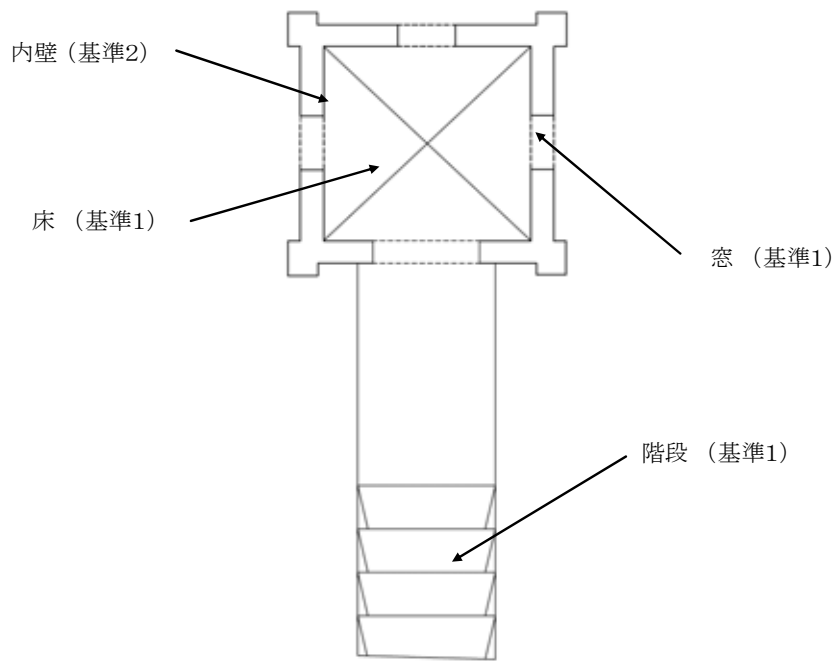
18～19 量水器室・附属階段

部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
建築物	外観	屋根	本体	鉄筋コンクリート	1	現状維持
			表面	塗装	2	現状維持
			装飾	モルタル	1	現状維持
		外壁	本体	鉄筋コンクリート	1	現状維持
			表面	煉瓦タイル貼り	1	現状維持
			表面	洗出コンクリート	1	現状維持
	扉		木材	1	現状維持	
	窓		木材、ガラス材	1	現状維持	
	室内	天井		塗装	1	現状維持
		内壁	表面	塗装	2	現状維持
床			コンクリート	1	現状維持	
量水器			機械	1	現状維持	
構造物	外観	階段		コンクリート	1	現状維持





背面图



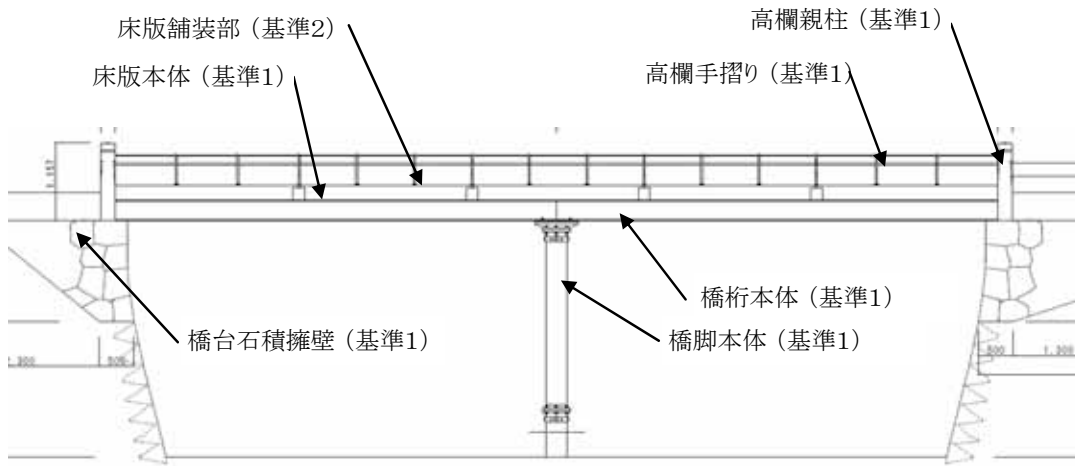
平面图

部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	記念碑	本体	石材	1	現状維持
			台座部	石材	1	同上

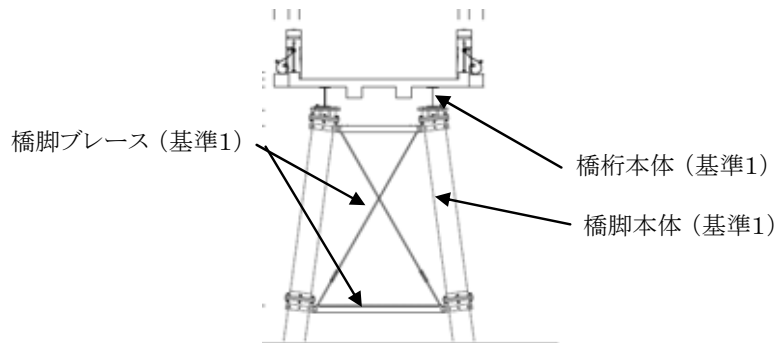


21 管理橋(岩ヶ平人道橋)

部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	床版	舗装部	アスファルト材	2	舗装更新
			本体	鉄筋コンクリート造	1	現状維持
		高欄	親柱	コンクリート造	1	現状維持
			手摺り	鉄材	1	現状維持
		橋桁	本体	鉄材	1	現状維持
		橋脚	本体	鋼管材	1	現状維持
			ブレース	鉄材	1	現状維持
橋台	石積	石材	1	現状維持		

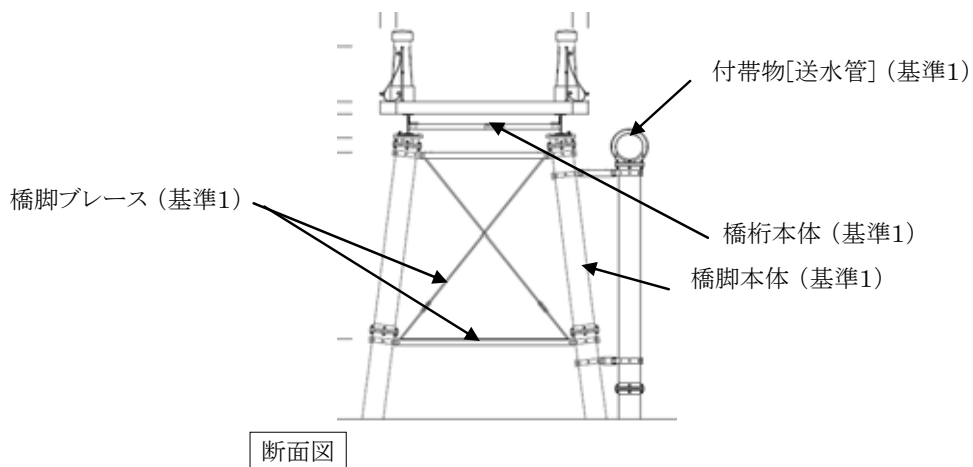
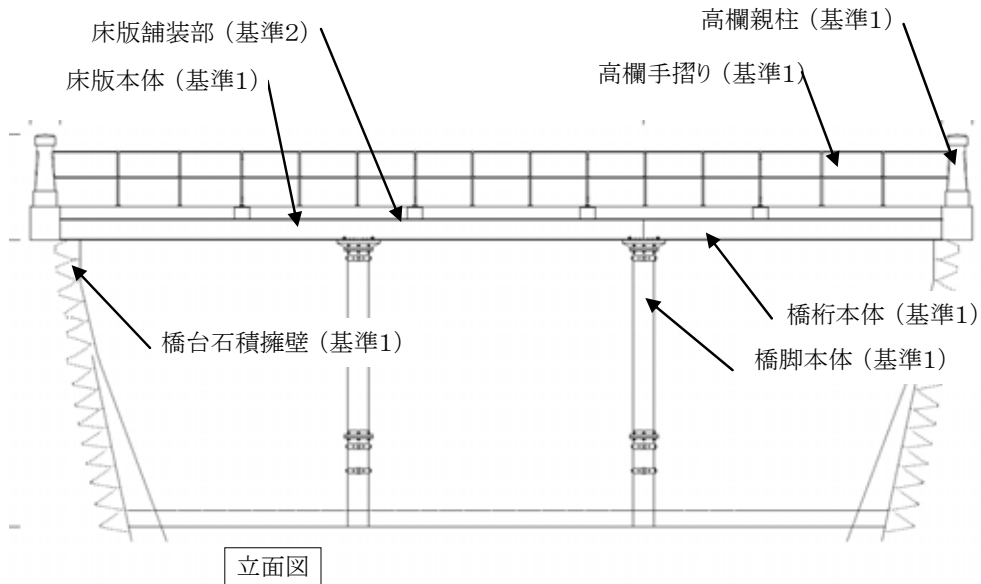


立面図



断面図

部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	床版	舗装部	アスファルト材	2	現状維持
			本体	鉄筋コンクリート造	1	現状維持
		高欄	親柱	コンクリート造	1	現状維持
			手摺り	鉄材	1	現状維持
		橋桁	本体	鉄材	1	現状維持
		橋脚	本体	鋼管材	1	現状維持
			ブレース	鉄材		現状維持
		橋台	石積擁壁	石材	1	現状維持
付帯物	送水管	鋼管材	1	現状維持		



部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	躯体	本体	コンクリート造	1	現状維持
			天端	煉瓦材	1	現状維持
			側壁	煉瓦材	1	現状維持

外壁(湛水時)
側面崩壊箇所が見える

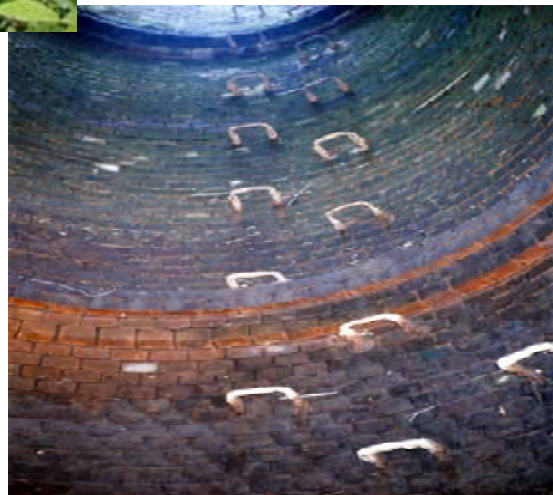


外壁(水抜き後)

底部の崩壊の様子

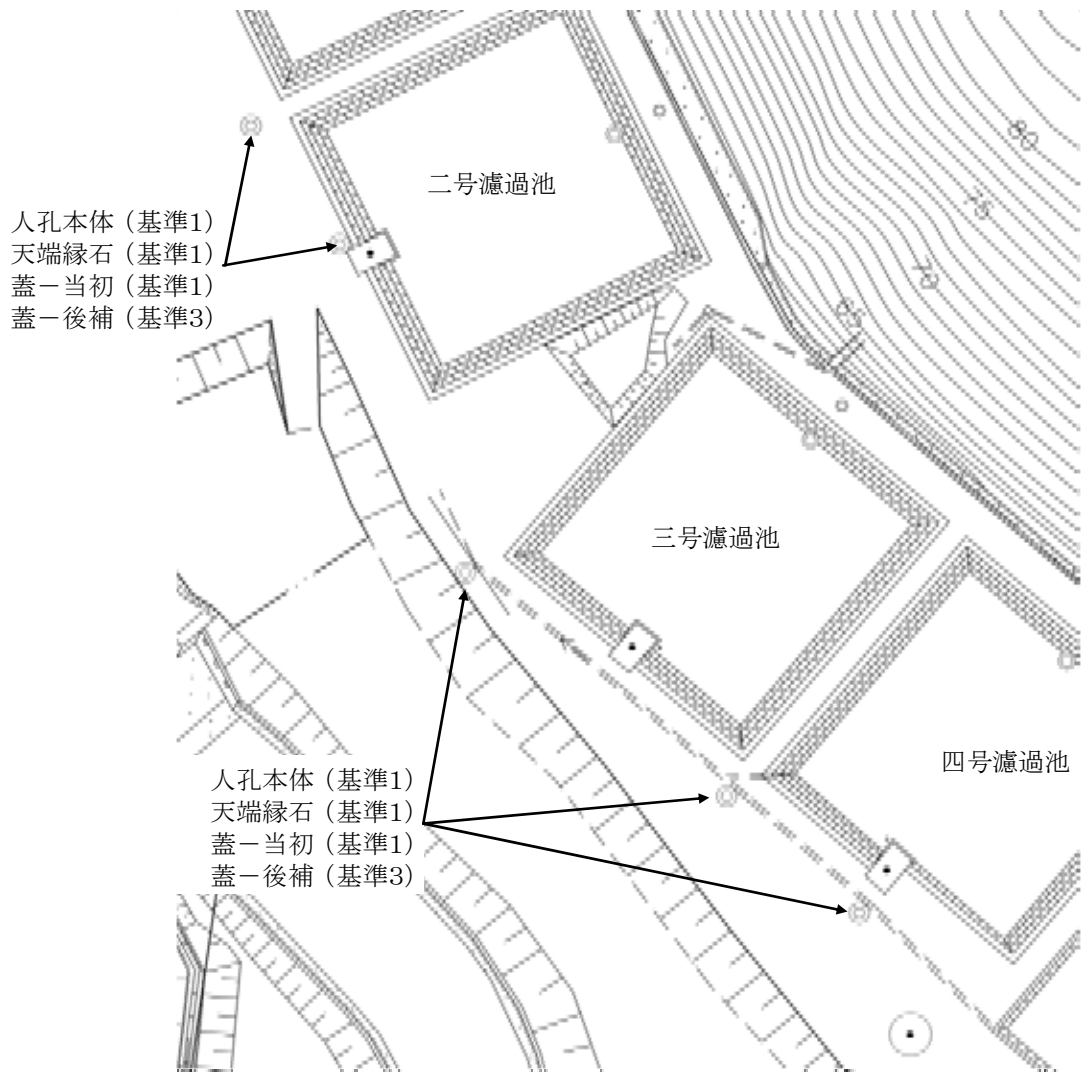


外壁(水抜き後)



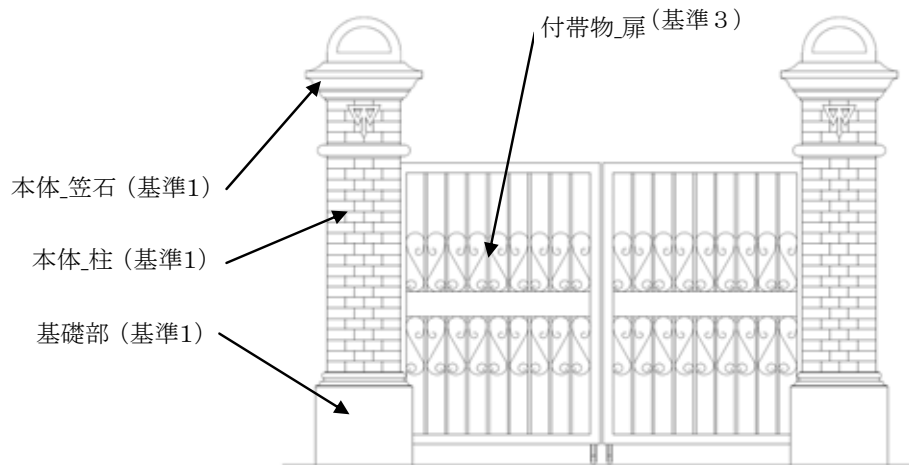
内壁

部分の設定		部位	保護の方針			
単位	区分		規格・材料等	基準	方針	
構造物	外観	人孔	本体	コンクリート造	1	現状維持
			天端縁部	石材	1	現状維持
			鉄蓋	鋳鉄材(当初)	1	指定地内で保管
			鉄蓋	鋳鉄材(後補) (年代不明[昭和50年頃か])	3	劣化した場合は類似品と交換



平面図

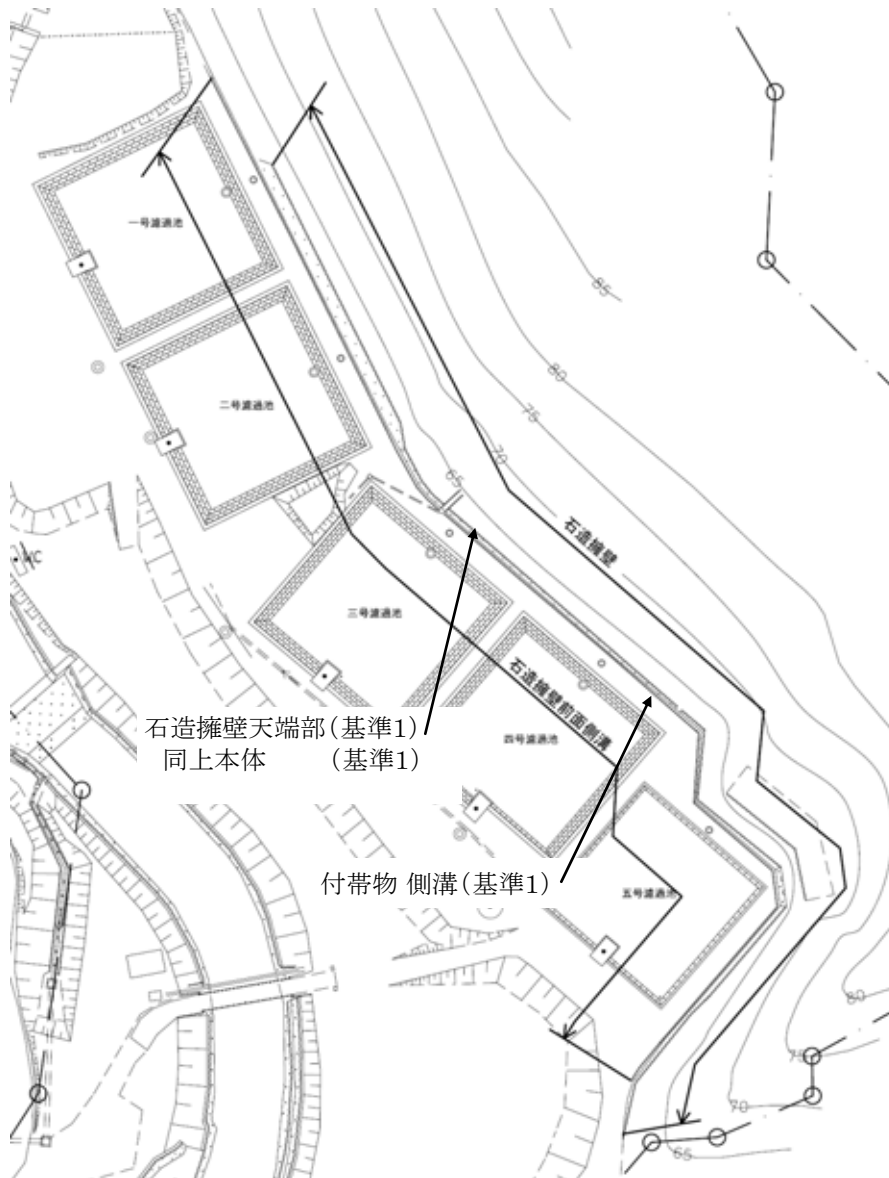
部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
外観	保存	本体	笠石 柱	石材 煉瓦貼り	1	現状維持
		基礎部		石材	1	現状維持
		付帯物	扉	鉄材 (年代不明)	1	現状維持



立面図

27 石造擁壁

部分の設定		部位		保護の方針		
単位	区分			規格・材料等	基準	方針
外観	保存	本体	天端部	石材	1	現状維持
			壁部	石材	1	現状維持
		付帯物	側溝	コンクリート	1	現状維持



3 管理計画

現在は鳥取市水道局が敷地（主としてろ過池周辺部分）の維持管理、鳥取市教育委員会文化財課が文化財としての保護・管理を担当している。貯水堰堤については、現役の砂防堰堤として鳥取県が管理している。

修理工事の終了する平成 29 年度までは現状の管理体制を継続し、以降は、鳥取市教育委員会文化財課を中心に、堰堤の管理者である鳥取県、地域住民と協力して管理に当たる。

(1) 管理体制・管理方法

管理体制・管理方法は下の表の通りとする。

なお、これらについては、建造物の保存修理工事及び活用計画（第 5 章参照）に基づく整備工事の完了後（平成 29 年度を予定）に改訂する。

名称	保存環境の管理		建造物の維持管理方法
	管理の方法	頻度等	
1 貯水池堰堤	<p>※砂防堰堤上流に土砂が堆積し次期出水時に土石流を十分捕捉できなくなった場合の土砂の除去、老朽化による機能低下への対応、安全柵の管理等、砂防堰堤としての通常の管理は鳥取県が行う。</p> <p>※文化財としての価値の保全のため、鳥取市教育委員会が定期的な状況確認を行い、問題があれば県に連絡する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※活用計画に基づく整備の完了（H29）以降は、文化財としての管理は鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する（第5章参照）。</p>	<p>※砂防堰堤としての管理上の見回り等は鳥取県が適宜行う。</p> <p>※文化財課による定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。</p> <p>※災害時の文化財の被害状況の確認は、鳥取市教育委員会が行う。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に各管理者が実施する。</p>	<p>1) 堤体(本体) ・除草及び清掃</p> <p>2) 堤体(表面・天端部) ・除草及び清掃</p> <p>3) 管理柵 ・清掃・劣化部分の交換、塗装等</p>
2 美敷川上流量水堰	<p>※定期的に見回りによる状況確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※活用計画に基づく整備の完了（H29）以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する（第5章参照）。</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて鳥取市教育委員会が行う。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 堤体 ・除草及び清掃 ・堆積する土砂等の撤去</p>
3 左右護岸			
4 通り容量水堰			
5 左右護岸			
6 水叩			
7 9 11 13 15 一号～五号濾過池	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※修理工事中は、工事の範疇で管理を実施する。</p> <p>※建造物保存修理工事の完了以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。（第5章参照）</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回（3月、6月、10月、12月）とする。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 擁壁 ・除草及び清掃</p> <p>2) 吐口 ・除草及び清掃</p> <p>3) 機械(オーバーフロー管) ・清掃・防錆剤の塗布 ・脱落部分の別置保管</p> <p>4) 濾過材 ・清掃・除草 ・指定地内での移動、敷直し</p> <p>5) 機械 ・清掃・防錆剤の塗布 ・機械の操作・脱着・防錆</p>
8 10 12 14 16 一号～五号制水井	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※建造物保存修理工事が完了するまでの間は、保護のための仮設覆屋を設置する。</p> <p>※修理工事中は、工事の範疇で管理を実施する。</p> <p>※建具については別置とし、指定地外(鳥取市河原町総合支所倉庫)で保管する。</p> <p>※建造物保存修理工事の完了（H29）以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。（第5章参照）</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回（3月、6月、10月、12月）とする。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 屋根 ・覆屋の設置・撤去・支持枠等の設置・撤去 ・雨樋の清掃・浸水部の養生</p> <p>2) 外壁 ・開口部の養生・支持枠等の設置・撤去 ・脱落部の別置保管・除草及び清掃</p> <p>3) 建具 ・収蔵場所の移動・除虫、殺菌等</p> <p>4) 天井 ・清掃・支持枠等の設置・撤去</p> <p>5) 内壁 ・清掃・支持枠等の設置・撤去</p> <p>6) 床 ・清掃・防錆剤の塗布</p> <p>7) 機械 ・バルブ装置の操作・脱着・潤滑、防錆剤の塗布</p> <p>8) 制水井 ・金属部分の脱着・潤滑・防錆・水の出し入れのための操作</p>

名称	保存環境の管理		建造物の維持管理方法
	管理の方法	頻度等	
17 接合井	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。 ※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。 ※建造物保存修理工事が完了するまでの間は、保護のための仮設覆屋を設置する。 ※修理工事中は、工事の範疇で管理を実施する。 ※建具については別置とし、指定地外(鳥取市河原町総合支所倉庫)で保管する。 ※建造物保存修理工事の完了(H29)以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。(第5章参照)</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回(3月、6月、10月、13月)とする。 ※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。 ※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 屋根 ・覆屋の設置・撤去 ・支持枠等の設置・撤去 ・雨樋の清掃・浸水部の養生 2) 外壁 ・開口部の養生 ・支持枠等の設置・撤去 ・脱落部の別置保管 ・除草及び清掃 3) 建具 ・収蔵場所の移動 ・除虫、殺菌等 4) 天井 ・清掃 ・支持枠等の設置・撤去 5) 内壁 ・清掃 ・支持枠等の設置・撤去 6) 床 ・清掃 ・防錆剤の塗布 7) 機械 ・バルブ装置の操作・脱着 ・潤滑、防錆剤の塗布 8) 接合井 ・金属部分の脱着・潤滑・防錆 ・水の出し入れのための操作</p>
18 量水器室	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。 ※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。 ※修理工事中は、工事の範疇で管理を実施する。 ※建造物保存修理工事の完了以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。(第5章参照)</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回(3月、6月、10月、12月)とする。 ※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。 ※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 屋根 ・覆屋の設置・撤去 ・支持枠等の設置・撤去 ・雨樋の清掃・浸水部の養生 2) 外壁 ・開口部の養生 ・支持枠等の設置・撤去 ・脱落部の別置保管 ・除草及び清掃 3) 建具 ・収蔵場所の移動 ・除虫、殺菌等 4) 天井 ・清掃 ・支持枠等の設置・撤去 5) 内壁 ・清掃 ・支持枠等の設置・撤去 6) 床 ・清掃</p>
19 階段 (量水器室附属)			<p>1) 外部階段 ・清掃・除草</p>
20 鳥取水道記功碑	<p>※配水池敷地内にあるため、日常の管理は水道局が実施する(通常は非公開)。 ※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。 ※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。 ※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて鳥取市教育委員会が行う。 ※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 記念碑 ・清掃</p>
21 岩ヶ平人道橋	<p>※定期的に見回りによる状況確認を行い、状況を記録する。 ※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。 ※活用計画に基づく整備の完了(H29)以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する(第5章参照)。</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回(3月、6月、10月、12月)とする。 ※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。 ※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<p>1) 床板 ・清掃 ・舗装の部分修復 2) 高欄 ・清掃 ・防錆剤の塗布 ・脱落部の別置保存 3) 橋桁 ・清掃 ・脱落部の別置保存 4) 橋脚 ・清掃 ・防錆剤の塗布 5) 基礎部 ・除草・清掃</p>
22 事務所前人道橋			

名称	保存環境の管理		建造物の維持管理方法
	管理の方法	頻度等	
23 水道用地、 原野及び保安林	<p>※水道用地の管理は水道局が行う。濾過地周辺については、除草を実施する。</p> <p>※文化財としての価値の保全のため、教育委員会文化財課が定期的な状況確認を行い、必要に応じて状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※建造物修理工事後、水道局より教育委員会に移管し、管理もこれにあわせて引き継ぐ。</p> <p>※活用計画に基づく整備の完了(H29)以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する(第5章参照)。</p>	<p>※濾過地周辺の除草は年2回(6月・10月)、地元へ委託して実施する。</p> <p>※定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。</p> <p>※台風、豪雪など災害等の際の文化財としての被害の確認は、必要に応じて行う。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・除草・樹木管理のための伐採 ・濾過材の移動 ・堆積土砂等の鋤取り
24 取水塔	<p>※定期的に見回りによる状況確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※活用計画に基づく整備の完了(H29)以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する(第5章参照)。</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、年1回、10月の全国近代化遺産一斉公開の準備の際に行う。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて鳥取市教育委員会が行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・経過観察
25 排水井			<ul style="list-style-type: none"> 1) 人穴 ・清掃 ・後補鉄蓋の修理・更新 ・当初鉄蓋の別置保管
26 門柱	<p>※定期的に見回りによる確認を行い、状況を記録する。</p> <p>※台風、豪雪、地震等の災害の恐れのある場合は適宜見回りを実施する。</p> <p>※修理工事中は、工事の範囲で管理を実施する。</p> <p>※建造物保存修理工事の完了以降は、鳥取市教育委員会より地元を中心とする管理組織に管理を委託する。(第5章参照)</p>	<p>※定期的な見回り・状況確認は、3か月に1回3か月に1回(3月、6月、10月、12月)とする。</p> <p>※災害時の文化財被害の確認は、必要に応じて実施する。</p> <p>※維持管理の行為は、見回り・状況確認の結果、必要な場合に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1) 本体 ・除草・清掃 2) 基礎部 ・除草・清掃 3) 付帯物 ・除草・清掃 ・鉄部の塗装の修復(部分) ・脱落部材の別置保管
27 石造擁壁			<ul style="list-style-type: none"> 1) 本体 ・除草・清掃 ・築石脱落部分の養生(土嚢設置・砕石充填等)

※7～19、21～23、25～27については、保存修理工事終了後、修理の仕様によって管理内容を定め、管理計画を改訂する。
 ※管理業務の実施頻度については、保存修理工事及び活用計画に基づく整備の終了後に改訂する。

(2) 軽微な修繕

上の表のうち、「建造物の維持管理方法」に記載された補修を伴う行為は、小規模な修繕及び建造物の維持管理のための行為とみなし、修理届を要しないものとする。補修を行う場合は必ず記録をとり、今後の保存修理の参考資料とする。

(3) その他

簿冊等の文書資料の管理については、第5章に記載した。

古材のうち、修理に伴って別途保管が必要となったものについては、原則として現地で保管とする。

4 修理計画

濾過池周辺の、建造物及び附指定となっている人道橋の劣化が著しく進行しているため、平成 25 年度より国庫補助事業として建造物保存修理工事を実施している（平成 29 年度完了予定）。

2 基の取水堰堤については、除草等の手入れを行いながら劣化状況を観察し、将来適当な時期に修理工事を実施する。

(1) 建造物の保存修理の方針

平成 29 年度までの建造物保存修理工事は、下記の方針に従って行う。

修理方針：部分修理

各建造物の意匠・構法を尊重し、本質的な変更を加えないことを前提として、下記の方針とする。

経年変化によって健全でなくなった部位については、下記の基準に沿って修復方針を検討する。

1. 破損が軽微な部位については、保存のための手段を講じた上で現状を維持する。
2. 剥離したモルタル片等のうち、意匠上重要な部材については再用する。
3. 再用できない部材の取り換え・補修の材料及び工法は、当初材に倣うことを原則とする。
4. 当初材と同種のものが入手困難な工業製品等については、下記のとおりとする。
 - (ア) 工業生産品のうち煉瓦やタイル等、現代でも当初と同様の製法で製造され入手可能なものについては、補足材を製作するなど極力当初材に倣った修復とする。
 - (イ) 工業生産品のうち鉄板や鋼材等については、当初材を再現した製品の入手が困難な場合は、現在入手可能な既製品の中から類似品を選んで使用する。意匠的に重要なものについては当初と製造方法を変更して意匠を復原することも検討する。（金属部品の鑄造・鍛造から切削造への変更による形状復原等）
 - (ウ) モルタルおよびコンクリートの配合比やセメント、骨材等の使用材料の産地や組成については、建築時に特に意図されたものを除き、当初に倣うのではなく、適正な強度、剛性および耐久性を有することを優先する。
5. 建物全体の破損が著しく、新規施工部分が広範囲におよぶ恐れがある場合は、古材の保存方法について別途検討する。

建築当初の設計・施工上の問題によって生じた健全でない部位のうち、保存管理上問題のある部位については、下記の基準に沿って個別に手法を検討し、対策を講ずる。

1. 構造補強が必要になった場合は、必要最小限かつ可逆性のある構法で、意匠的価値に影響しないものとする。
2. 耐久性向上等のために工法・仕様の変更が必要な場合は、意匠的価値に影響しないものとする。

第3章 環境保全計画

1. 環境保全の現状と課題

旧美歎水源地水道施設は、水源地としての特性から人家から隔離された環境にあり、人為・自然災害を問わず良好な環境が維持されているが、稼働を停止して以来数十年間、こまめな管理を受けることができなかつたため、管理者が文化財として適切な保護を行う上で支障となる樹木・雑草の繁茂や管理道の消失などが生じている。また、昭和4年以降に増設された建造物により、当初の水源地の景観が阻害されている状況も見受けられる。管理機能の回復と、景観を阻害している建造物への対応が環境保全の上での課題である。

また、指定文化財ではないものの、稼働時に不可欠の施設だつたと思われる量水堰や管理用の橋梁等が現存しており、これらは、全体の機構を理解する上で保存すべきと考えられる。これらの取扱い方針も課題となっている。

なお、附のうち、水道記功碑は、旧美歎水源地水道施設内ではなく、現在も供用されている長田山配水池にある。

2. 環境保全の基本方針

保存管理計画の対象となる建造物の周辺環境については、原則として保全の措置をとる。水源地の土地全体も指定対象であることから、現状を良好な状態で保つため、清掃・除草・樹木管理等を行う。また、以上のような管理を適正に行い、文化財を公開するために必要な施設の整備を行う。

また、昭和4年以降に設置された建造物等のうち、景観等、文化財の価値に影響している物件については撤去または修景等の対応を行う。

3. 区域の区分と保全方針

(1) 区域の区分

計画区域全体が土地指定されているため、全体を保存区域とする。区域内では、原則として新たな建造物等を設けず、土地の形質の変更は防災上必要な場合に限る。ただし、本計画に定める管理・活用に係る施設・設備のうち、県の現状変更許可を得られたものについては、整備を行うものとする。また、将来的に新たな施設・設備を整備する必要が生じた場合は、改めて有識者等に意見を求めるものとする。

(2) 保存区域の保全方針

ア 防災・管理上必要な施設の設置方針

計画区域全体が土地指定されているため、防災・管理施設は最小限のものとし、効率的な運用を図る。また、文化財的価値に影響しないよう、景観等にも充分配慮したものとする。

イ 土地・樹木等に係る景観や保全の方針

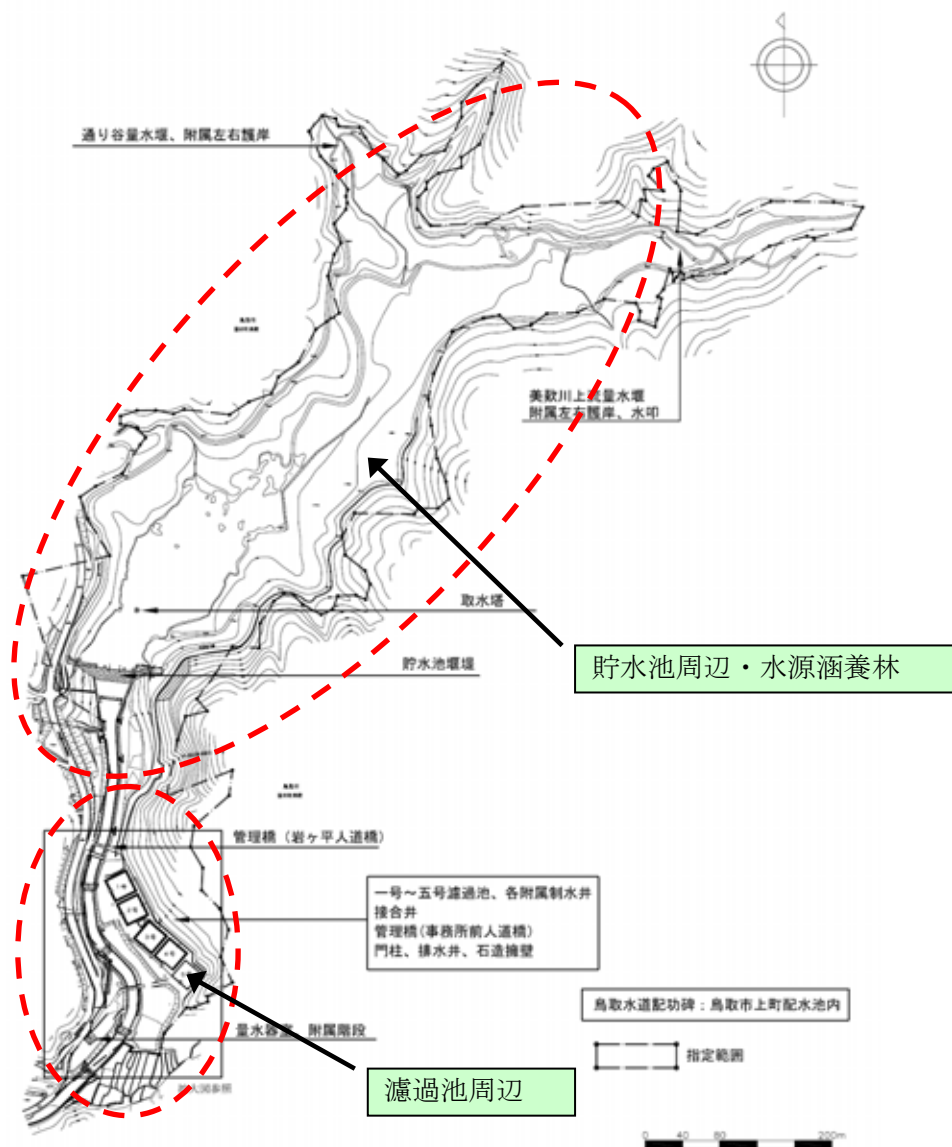
区域内の土地・樹木・遺構等の取扱は下表のとおりとする(詳細はP59～61に掲載)。

項目	取扱
<ul style="list-style-type: none"> ・水道用地、原野及び保安林 	<ul style="list-style-type: none"> ・現状維持を基本とする。 ・現状変更については、軽微なものを除き、県の許可を要する。 ・土嚢の設置や部分的な杭打ち、路面の更新など軽微なものを除き、本計画に定められている以外の地形の改変は原則認めない。 ・樹木については、景観維持及び安全管理のため、見通しや視線の障害となる樹木あるいは危険木の伐採等、植栽の適正な管理を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・旧管理道 ・砂洗場建物遺構 ・事務所跡遺構 ・監視所跡遺構 	<ul style="list-style-type: none"> ・旧管理道については、概ねの位置・規模を踏襲して、管理道兼見学路を整備する。 ・現存しない建物の基礎等の遺構については、基本的に現状維持とする。本計画に定める整備等のために必要な場合は、発掘調査等を実施し、地下埋蔵も含め適正な保存を図る。 ・これらの現状変更については、軽微なものを除き、県の許可を要する。

ウ 活用に伴い必要な施設の設置方針

価値の理解を深めるために必要な施設に限り、文化財的価値を損なわないよう配慮して設置を行う（第5章参照）。

名 称	水道用地、原野及び保安林
保存の状況	濾過池周辺：事務所棟・倉庫・砂洗い場等は撤去されているが、概ね稼働時の形態を留めている。濾過池周辺の砂利敷部分・通路部分に濾過砂が散布され、年2回程度除草を実施しているが雑草が繁茂している。 貯水池周辺・水源涵養林：概ね稼働時の形態を留めているが、貯水堰堤の砂防堰堤化（平成10年）にともない、貯水池及び美歎川の水位はかなり下がっている。
保護の方針	現状維持 濾過池周辺については、将来的には昭和4年の状況に極力復する。



名 称	旧管理道
保存の状況	林道として供用されている部分の下流側はアスファルト舗装道であり、雑草の延伸も殆ど見られない。 上流側に向かうにつれ、舗装がなく、轍掘れや雑草の延伸が顕著となり見通しも悪くなっている。 貯水池北側で道はほとんど消滅し、勝田ヶ平と通り谷の間に通行ができない区間がある。
保護の方針	概ねの位置を踏襲して管理・見学路を設置する。



名 称	砂洗場建物遺構
保存の状況	濾過砂に埋没した擁壁の一部と、平坦部に露出する煉瓦とセメントの基礎構造の一部を認めることができるが、遺構の保存状況は判然としない。
保護の方針	現状維持



名 称	事務所跡遺構
保存の状況	建造物の礎石などが散乱しているほか、庭跡と思われる池や植栽が残されているが、雑草が繁茂しており、遺構の保存状況は判然としない。排水升が開口している。
保護の方針	現状維持



名 称	監視小屋遺構
保存の状況	藪の中の平坦地にコンクリート基礎の残存を認めることができる。
保護の方針	現状維持

4. 建造物の区分と保護の方針

指定地内に所在する重要文化財（建造物）以外の全ての建造物について、下表のように区分し、また保護の方針を設定した。

(1) 建造物の区分

区分	区分内容
ア. 保存建造物	所有者が自主的に保存を図ることとするもの
イ. その他建造物	歴史的景観や環境を損なっていると認められるもの。 または、文化財の保護及び防災上の見地から支障があると認められるもので、将来修景または撤去することとするもの。
	治水・砂防等のために設置されているもの

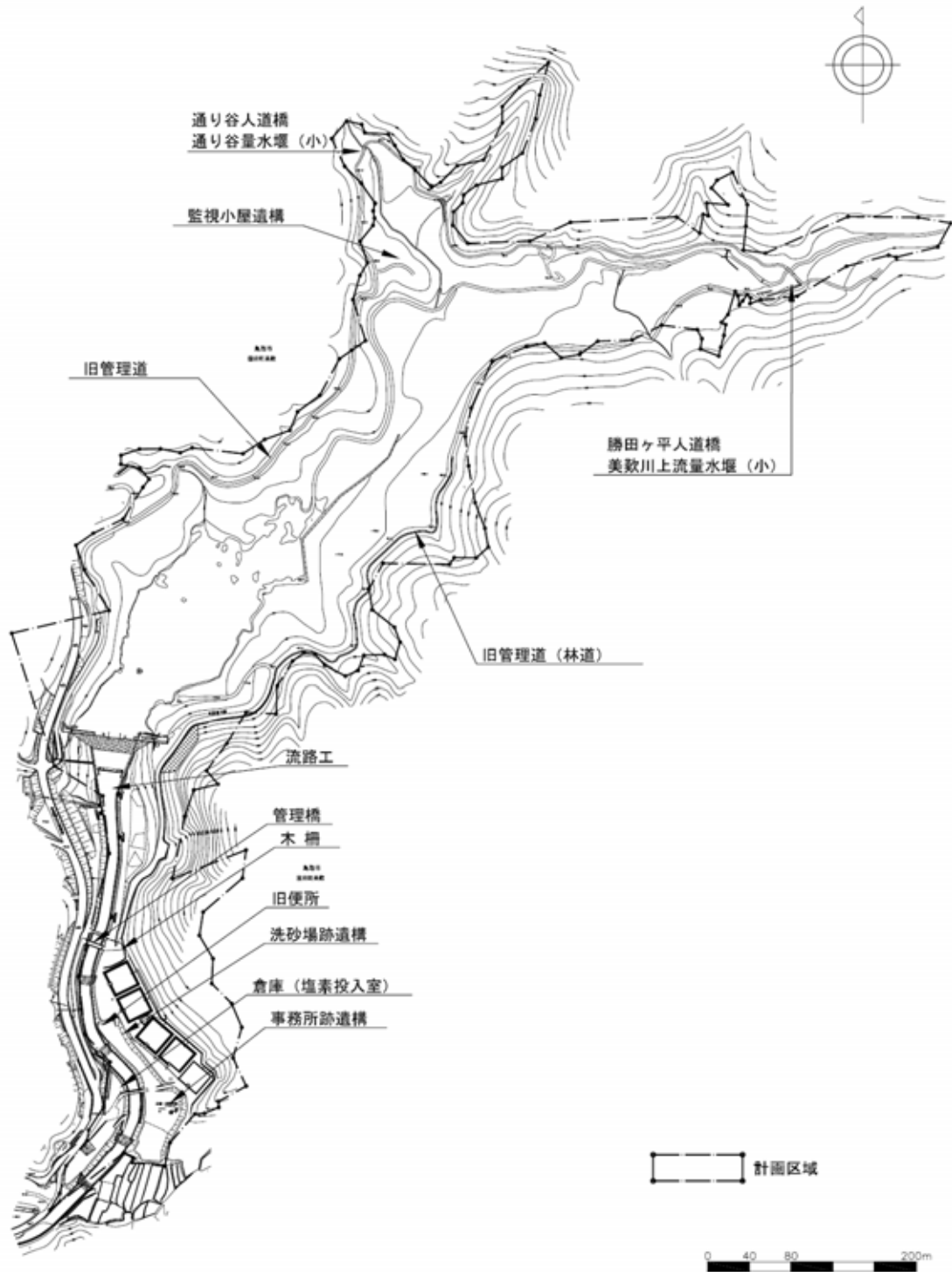
(2) 保護の方針

対象の区分と保護の方針に従って、該当する建造物に対して区分や保護の概要を行った（詳細 P64～71）。

対象別 区分と保護の概要一覧

対象建造物	区分の概要	保護の方針
通り谷人道橋	ア. 保存建造物	指定文化財に準ずる保存方針とし、現状維持とする。
勝田ヶ平人道橋	ア. 保存建造物	
通り谷量水堰（小）	ア. 保存建造物	
勝田ヶ平量水堰（小）	ア. 保存建造物	
便所跡	イ. その他建造物	後代の建造物であり、景観の支障となっているため、撤去する。
木柵	イ. その他建造物	景観の支障となっているため、撤去する。
倉庫（塩素投入室）	イ. その他建造物	改修し、倉庫及び管理用施設として活用する。
管理橋	イ. その他建造物	現状維持を基本とする。
流路工	イ. その他建造物	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者が行う軽微な修繕は現状変更にあたらぬものとする。 ・形態・色彩など、補修・更新のために現状を変更しようとするときは、県の現状変更許可を要する。 ・文化財の保存に影響する可能性がある事業については、事業主体が、事前に市文化財課及び県文化財課・文化庁と協議し、実施方法を検討する。

環境保全施設位置図



名 称	通り谷人道橋
保存の状況	本体(床版)部の表面は土や雑草が覆った状態で、劣化の状況は不明だが、側面を見る限り目立った損傷は見られない。 高欄手摺は当初からなかったものと思われる。 橋台は石積擁壁であり比較的よく保存されているが、一部に目地部の亀裂や石のずれ等が見て取れる。
区 分	ア. 保存建造物
保護の方針	年1回現地で経過を観察し、清掃するなど現状維持に努める。



名 称	建造物（勝田ヶ平人道橋）
保存の状況	<p>本体(床版)部の表面は劣化が進行しているが、目立った損傷は見られない。 高欄のコンクリート製柱は腐食が進んでいるほか、一部が床版と離れた状態になっている。 鉄製の手摺り部は表面の腐食が進み一部変形も見られるが、全体には往時の形状はよく残している。 橋台は石積擁壁であり比較的よく保存されているが、一部に目地部の亀裂や石のずれ等が見て取れる。</p>
区 分	ア. 保存建造物
保護の方針	年1回現地にて経過を観察し、清掃するなど現状維持に努める。



名 称	通り谷量水堰(小)
保存の状況	堤体の水通しの裾部に流失した跡が見て取れるが、それ以外の本体あるいは天端部に損傷は見られない。 左右、並びに上下流護岸とも、比較的良好な状態を保持している。
区 分	ア. 保存建造物
保護の方針	年1回現地で経過を観察し、清掃するなど現状維持に努める。



名 称	美歎川上流量水堰(小)
保存の状況	概ね堤体のコンクリートの状態は良く、天端部や水通し部の劣化は進んでいない。一方、左岸下流側に大きく損傷した箇所が見て取れる。 左右護岸の規模は小さく、竹類に覆われているが、損傷は殆ど見られない。
区 分	ア. 保存建造物
保護の方針	年1回現地で経過を観察し、清掃するなど現状維持に努める。



名 称	建造物（便所跡）
保存の状況	現状は便所としての機能は果たしておらず、外観も半壊状態にある。
区 分	イ. その他の建造物
保護の方針	景観に支障を与えているため、撤去処分とする。



便所跡

名 称	木柵
保存の状況	特に劣化等はなく機能しているが、鉄条網・丸太で造られており、濾過池周辺の景観にふさわしくない。
区 分	イ. その他建造物
保護の方針	景観に支障を与えているため、撤去する。



名 称	建造物（倉庫(塩素等入室)）
保存の状況	外壁はコンクリートブロック造であり、劣化は殆ど進んでいない。一方、屋根部の劣化は顕著である。室内には水道機器が残置され、また備品類が散逸している。
区 分	イ. その他の建造物
保護の方針	補修と内部整理により、現地での転用する。 管理者の待機場所・倉庫等管理機能を付与する。

屋根材の更新



窓枠、窓材の更新



壁面の塗色

名 称	管理橋
保存の状況	近年設置されたもので、躯体、金属製ガードレールとも劣化は認められず、健全な状態で維持されている。
区 分	イ. その他建造物
保護の方針	現状維持



管理橋

名 称	流路工
保存の状況	美歎川の砂防・河川改修等で近年設置されたもので、健全な状態で維持されている。
区 分	イ. その他建造物
保護の方針	現状維持



流路工

4 防災上の課題

指定地を含む地域は、貯水堰堤の補強改修に先立ち砂防指定地に含まれているが、堰堤の用途転換・整備に伴い、下流域への洪水や土砂の流出の恐れは少ない。また、倒木や流木による貯水池内への影響は見られない。

通常は立ち入り禁止としているが、通行が困難な場所があり、また、管理施設が設置されていないため、見学者等の事故・急病に対処することは困難である。

濾過池の石造擁壁に附帯する側溝が堆積によって機能しておらず、長期的には擁壁の孕み出し等を誘発する可能性がある。事務所跡に排水用の水枘があり、開口しているため、見学者等が転落する可能性がある。

水道記功碑は、現在も稼働している長田山配水池の敷地内にあり、一体として管理されているため、防災上の問題はない。

(1) 当面の改善措置と今後の対処方針

側溝の浚渫や水枘への蓋の設置等、必要な対策を行う。見学路を整備する際、管理道としての利用にも配慮する。

(2) 環境保全施設整備計画

適正な管理のため、下記の施設を整備する（第5章参照）。

施設名	該当施設	留意事項
ア 管理施設	・見学路	旧管理道を概ね踏襲して整備する。水源地全体の景観を損なわないよう配慮する。
	・受付及び倉庫	既存の塩素投入室を改修するが、水源地景観を阻害しないよう配慮する。
	・砂洗場復原施設 (大型アズマヤ、 ガイドンス施設)	消火器を設置し、あわせて見学者のガイドンスを行うとともに、古材等を収納する（第5章参照）。昭和4年の景観をできるだけ復原する。
	・アズマヤ、ベンチ	事故等の際に救護施設として利用する。景観を阻害しないよう配慮する。土地の保全にも注意する。
	・案内板	文化財の説明とともに、緊急時連絡先を掲示する。景観を阻害しないよう配慮する。土地の保全にも注意する。
イ 排水施設	・事務所跡排水管理枘蓋	排水井の排水の水枘に、蓋を設置する。
	・濾過池周辺石造擁壁 附帯側溝	側溝は浚渫・修繕を行い、機能を回復する。

(3) 周辺樹木の管理

倒木等により文化財等に被害を及ぼすことのないよう、適正な管理に努める。

該当区域	現 状 (対 応)
濾過池東側山腹地の樹木	現状の景観を持し、倒木や枯損木の処分等を必要に応じて実施する。
その他の山腹地にある樹木	
水源開設時から残る針葉樹林	
旧事務所跡周辺樹木	特に枯損した樹木や病虫被害は見当たらず、下枝の剪定整理・除草等、現状維持に努める。
水道記功碑敷地	現状の景観を維持し、必要に応じて除草などを実施する。
右岸堤防沿い、並びに農道沿い樹木 (サクラ)	既に成木に達し、老木化している樹木が大半を占める。適正な維持管理をはかり、必要に応じて現状維持のための更新を行う。
貯水堰堤下流の流路工左岸側樹木 (サクラ)	砂防管理区域内にあたるため、管理者 (鳥取県) と協議の上、適正な管理を図る。

第4章 防災計画

1. 防火、防犯対策

(1) 防火管理計画

重要文化財旧美敷水源地水道施設は、防火対象物（文化財）に該当するが、消防法第8条1項の政令で定める防火対象物（消防法施行令第1条3項）に該当しないため、防火管理者の設置・消防計画の作成等は義務付けられていない。

また、消防法施行令第21条により、自動火災報知設備の設置は義務づけられているが、鳥取消防署と協議した結果、消防法施行令第32条の特例規定に該当することから、自動火災報知器・消火器の設置も特に必要とされない。

ア 火災時の安全性

- ・当該文化財（建造物）の燃焼特性
貯水堰堤、各濾過池制水井上屋、接合井上屋、量水器室等建造物は、非木造建造物であり燃焼特性は低い。基本的に無人で火気等の使用もないため、火災の発生への恐れは著しく低い。
- ・延焼の危険性
各建造物に近接する建物は無い。また、周辺山林地との離隔距離は充分にあり、建造物の燃焼特性も相まって、延焼の可能性は極めて低い。

イ 防火管理計画

アにあげた特性を踏まえ、所有者である鳥取市が自主的に防火管理にあたる。担当部局は教育委員会文化財課及び水道局総務課とする。

建造物保存修理工事及び活用計画に基づく整備工事が完了し、公開を開始する際には、防火体制を見直すものとする。

- ・予防措置
 - 1) 火気の管理
文化財指定地内において、原則として火気は使用せずまた禁煙とする。暖房器具等を使用する場合も、防火に充分配慮することとする。
 - 2) 安全対策
原則として、不特定多数の人々による、建造物内への立ち入りは行わない。また、指定地内への立ち入りも、通常は関係者に限定するし、火気の使用は原則禁止とする。
なお、修理工事・整備工事中については、現場管理の一環として工事範囲の防火管理を行う。

ウ 活用に伴う防火管理

年に数回程度の特別公開の実施の際には、火気の仕様は原則として禁止とし、防火に充分配慮する。

(2) 防犯計画

ア 事故歴

- ・棄損、放火、盗難等に関わる事故の履歴はない。
- ・貯水池や濾過池への転落等の事故は発生していない。

イ 事故防止のための措置と、今後の対処方針

- ・月1回程度定期的な巡回を行い、異状がないか確認する。
- ・案内板等に連絡先を明示し、万一の際の連絡方法を確立する。

(3) 防災設備計画

ア 設備整備計画

①火災警報設備・避雷設備・消火設備

- ・現状で特に必要としない（消防法施行令第32条に該当）。

②防犯設備

- ・制水井上屋等建造物の扉は、修復の上、原則として施錠する。
- ・案内板に連絡先（鳥取市教育委員会文化財課）を表示し、異状があった際の連絡先を明示する。

③避難経路

- ・旧管理道を踏襲する形で道路を整備し、避難経路として活用する。
- ・車両の進入が可能な範囲を、避難経路とあわせて案内板で明示する。

イ 保守管理計画

- ・定期巡回の際に案内板の表記や避難経路の状況を確認する。

2. 耐震・耐風対策

(1) 被害の想定

制水井上屋等の建造物については、健全な状態であれば一定の耐震性をもち、いずれの建物も内部に滞留することがないため、地震による被害の想定はない。

貯水池堰堤については、平成4年度～10年度に砂防堰堤として改修を受けており、同じく地震による被害の想定はない。

管理橋（事務所前人道橋・岩ヶ平人道橋）については、健全な状態であっても現行の橋梁基準を満たしていないため、地震の際に損傷する可能性がある。岩ヶ平人道橋については外観展示のみとして通行禁止とし、事務所前人道橋については修理の際に安全性の確保を図る。

鳥取水道記功碑については、通常周囲が無人であり、昭和18年の鳥取大地震等による被災歴もないことから、地震による被害の想定はない。

門柱・石造擁壁についても、鳥取大地震等による被災歴はなく、被害の想定はないが、経年劣化等による耐震性の低下も考えられるため、修理の際に安全性の確保を図る。

従来、強風等による被災歴はなく、被害の想定はない。

3. その他の災害対策

(1) 予想される災害

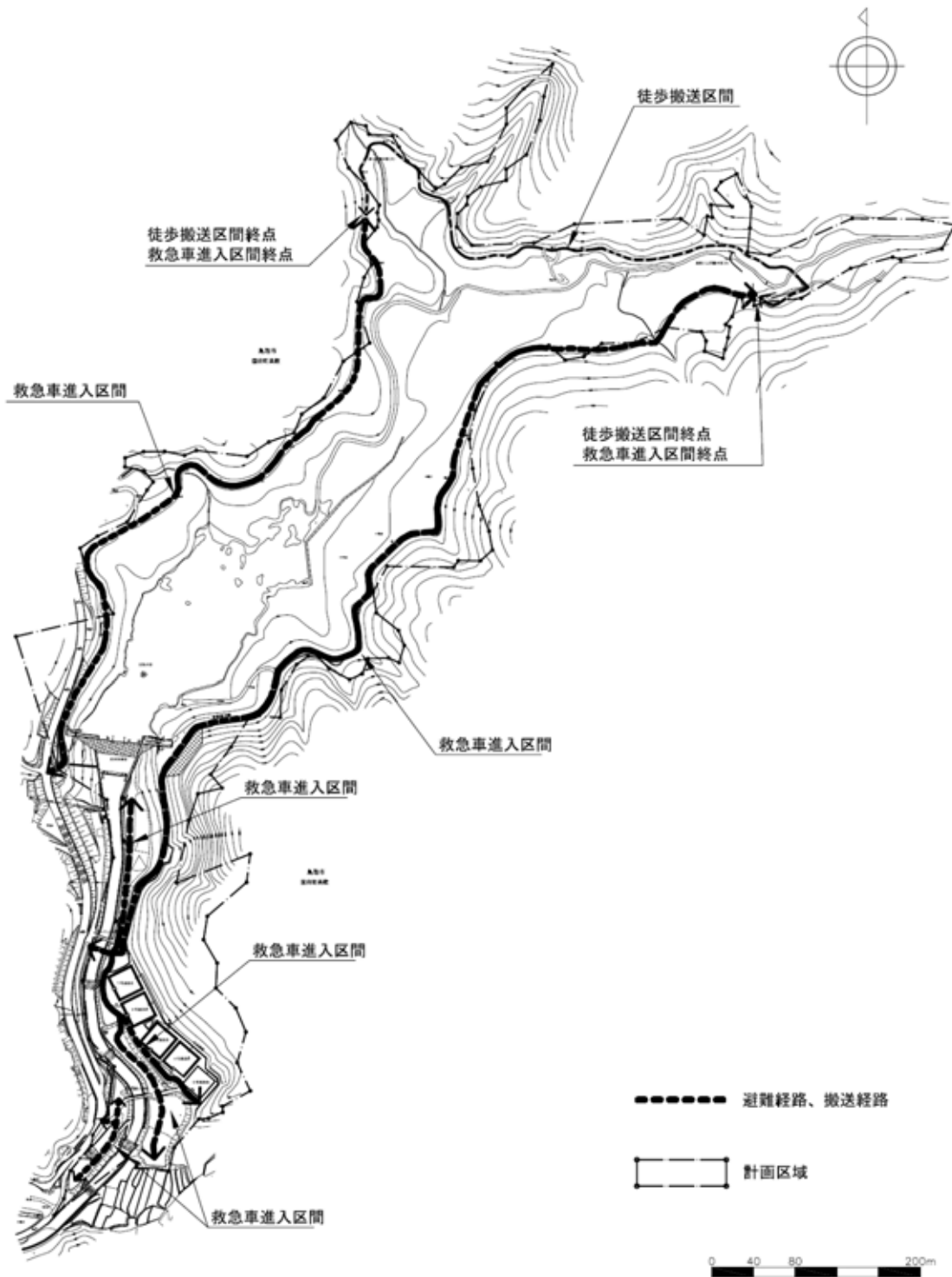
豪雪の際、積雪による制水井上屋建造物の屋根や壁が破損する可能性がある。

豪雨による災害は大正7年以降記録がなく、貯水池の水位が大きく下がっている現在は被害の想定はない。

イノシシ、シカなどの野生動物が多く生息している地域であるため、獣害により文化財が毀損される恐れがある。

(2) 今後の対処方針

建造物修理工事の実施中は素屋根により保護されているため、雪害の心配はない。工事期間中に建造物の状態を確認し、積雪時の雪下ろしや覆屋の設置等の対策について検討する。獣害については、定期的な見回りを行い、必要に応じて対策を講じる。



避難経路計画図

第5章 活用計画

1. 公開その他の活用の基本方針

旧美歎水源地水道施設は、鳥取市の中央部、国府町美歎地区に所在する重要文化財（建造物）である。大正時代の創設以来長らく鳥取市民の水がめとして活用され、水源地として廃止された後も地域の貴重な近代化遺産として保存されてきた。平成 19 年に重要文化財に指定されて以後は、鳥取市教育委員会を中心に保存活用の取り組みを進めており、平成 21 年度には「保存整備基本計画」としてその基本方針を定めた。この計画に基づき、平成 29 年度を目途に建造物の修理を含む整備事業を進めている。

歴史性を含む文化財の特質と、上記のような取り組みを踏まえ、旧美歎水源地水道施設の公開その他の活用の基本方針を以下のように定める。

- ① 昭和 4 年を設定年代とし、美歎水源地水道施設の文化財的価値を伝える。
- ② 地域における近代水道施設の役割や文化財としての特質を学ぶ場として広く一般に公開する。
- ③ 学校教育との連携による地域学習・体験学習の場として活用する。学校教育との連携を推進し、小中学校の生徒の授業・校外活動の場として積極的な活用を図る。
- ④ 水道局との連携により、水道の歴史と現在について学ぶ場として活用する。
- ⑤ 全国の愛好者と地域住民との交流の場として活用する。
- ⑥ 現在も実施している、全国近代化遺産一斉公開等の機会をとらえて、全国に情報発信する。また、県内外の同種の文化財との連携を図る。
- ⑦ 水源涵養のために育まれた良好な環境を活用した、文化芸術活動や地域の活性化の場としての活用を図る。

2. 公開計画

(1) 建造物等の公開・活用

平成 29 年度までは保存修理工事を実施しているため、期日を限定した特別公開を実施する。

保存修理工事完了後は、敷地全体を公開範囲とし常時開放とする。制水井上屋については、安全確保のために通常は扉に施錠して外観公開とする。ボランティアガイド等の随行により安全確保が図られる場合は、活用のため建造物の内部の公開も可能とする。

水源施設としての特質を理解するため、濾過池の砂・砂利を一部移動させて内部構造を展示し、鉄管・バルブ等の資料や解説板を設置するなど対応を図る。

公開にあたっては、活用事業を地元を中心とする活用組織に委託し、地元住民と来訪者の対話を通じて文化財建造物への理解を深められるように努める。

保存修理工事完了後の公開期間・公開時期等については、原則常時開放とする。

以下に、官報に記載された指定建造物、附指定の建造物、その他の建造物について、公開部分と概要を一覧にした。

番号	建造物名称	公開部分	概要	備考
1	貯水池堰堤	外観	堤体部は立入り禁止	
2	美歎川上流量水堰	外観	〃	
3	左右護岸	外観	河川流路内立ち入り禁止	2 の附属
4	通り谷量水堰	外観	堤体部は立入り禁止	
5	左右護岸	外観	河川流路内立ち入り禁止	4 の附属
6	水叩	外観	河川流路内立ち入り禁止	4 の附属
7	一号濾過池	外観	濾過池内立ち入り禁止	
8	制水井	上屋外観・室内	室内は通常非公開とし、ガイド等人的対応が可能な場合に限り公開	7 の附属
9	二号濾過池	外観	濾過池内は現状通り湛水	
10	制水井	上屋外観・室内	室内は通常非公開とし、ガイド等人的対応が可能な場合に限り公開	9 の附属
11	三号濾過池	外観	濾過池内は現状通り湛水	
12	制水井	上屋外観・室内	室内は通常非公開とし、ガイド等人的対応が可能な場合に限り公開	11 の附属
13	四号濾過池	外観	濾過池内立ち入り禁止	
14	制水井	上屋外観・室内	室内は通常非公開とし、ガイド等人的対応が可能な場合に限り公開	13 の附属

番号	建造物名称	公開部分	摘要	備考
15	五号濾過池	外観	濾過池内立ち入り禁止	
16	制水井	上屋外観・室内	室内は通常非公開とし、ガイド等人的対応が可能な場合に限って公開	15の附属
17	接合井	上屋外観・室内	室内は通常非公開とし、ガイド等人的対応が可能な場合に限って公開 内部への立ち入りは禁止	
18	量水器室	上屋外観・室内	室内は通常非公開とし、ガイド等人的対応が可能な場合に限って公開	
19	階段	外観	常時通行可	
20	鳥取水道記功碑	外観	現用配水池敷地内にあるため原則非公開	
21	管理橋 (岩ヶ平人道橋)	外観	橋梁内立ち入り禁止	
22	管理橋 (事務所前人道橋)	外観	常時通行可 手摺りの高さが不足していること等、通行時の注意を喚起する表示を設置	
23	水道用地、原野及び保安林	外観	見学範囲外は立ち入り禁止	
24	取水塔	外観	立ち入り不可能	土地に含まれる
25	排水井	外観・内部	二号濾過池附属の排水井は、アクリル蓋により内部を公開	土地に含まれる
26	門柱	外観	常時通行可	土地に含まれる
27	石造擁壁	外観	常時見学可	土地に含まれる

※制水井等濾過池周辺の建造物については、保存修理後は指定文化財のほぼすべての外観が望見できる範囲となる。

(2) 関連資料等の公開

鳥取市水道局所有の旧美敷水源地区に関する簿冊等の資料は、平成21年度に調査事業を実施して目録を作成し、鳥取市立歴史博物館に収蔵している。

これら文献資料は通常非公開となっているため、古図や古写真等の一部は複写物をパネル化し、休憩施設内等に掲示してガイダンスに供することとする。

原資料については、鳥取市歴史博物館、因幡万葉歴史館等の展示施設で、企画展覧会の機会を活かして公開するほか、デジタル画像としての公開等も検討する。

3. 活用基本計画

(1) 計画条件の整理

(ア) 法的条件、遵守すべき法規等

- ・文化財保護法
- ・鳥取県文化財保護条例
- ・鳥取市文化財保護条例
- ・砂防法及び鳥取県砂防指定地等管理条例
 - ※砂防指定地内での制限行為
 - (1) 工作物の新築、改築、移転又は除却
 - (2) 土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状を変更する行為
 - (3) 竹木の伐採
 - (4) 土石、竹木又は樹根の堆積又は投棄
 - (5) 土石、竹木又は樹根の採取
 - (6) 竹木の滑下又は地引による搬出
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、治水上砂防に支障があるものとして規則で定める行為
 - ※砂防設備等の占有
- ・森林法
 - ※保安林の立木の伐採
 - ※保安林内の土地の形質の変更など
- ・河川法
 - ※河川管理者以外の者の施行する工事等
 - ※流水の占用許可
 - ※土地の占用及び工作物の新築
 - ※土地の掘削等
- ・消防法
 - ※消防法施行令第 32 条による特例認定
- ・鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例
 - ※喫煙・裸火の使用・火災予防上危険な物品の持ち込みの禁止
- ・建築基準法

(イ) まちづくり施策に基づく地域計画関連法規等

- ・鳥取市第 9 次総合計画
- ・鳥取市新市まちづくり計画
- ・国府地域振興プラン

(ウ) 防災対策に留意すべき関連計画、条例等

- ・鳥取市安全で安心なまちづくり基本条例

(エ) その他の関係行政機関との調整

- ・鳥取県関連部局、鳥取市水道局等関連部局との連携をはかる。

(2) 建築計画

(ア) 平面計画（配置計画）

活用計画に際して、指定地内に各ゾーンを設定し、公開活用のための動線を設定した。ゾーン及び動線の設定に当たっては、水源地の全体像や機構を知り、文化財の価値に対する理解を深めることができるよう配慮した。

1) ゾーンの設定と内容

・貯水池・周回ゾーン

貯水池堰堤上流部一帯のエリアを範囲とする。管理道を兼ねる見学動線が、2つの人道橋を経由して周回する。見学路以外への立ち入りは原則禁止とする。

・眺望ゾーン

貯水池堰堤頂部両端にある平坦地を利用して、上流の貯水池や山並みへの眺望を望み、あるいは下流に広がる濾過池や流路の風景を楽しむエリアとする。見学路以外への立ち入りは原則禁止とする。

・堰堤下流・散策ゾーン

主に貯水池堰堤直下流左岸側エリアから、濾過池やエントランスへと向かうゾーン。エリアの殆どが砂防管理エリアと重複している。見学のために供用可能な範囲以外は原則立ち入り禁止とし、必要に応じて占有許可を得るなど、活用にあたって砂防管理者と充分協議する。

・展示・学習ゾーン

濾過池周辺一帯の、貯水以外の近代水道施設の中核をなす範囲で、濾過池・附属制水井、接合井等建造物の公開を通して、文化財の価値を学ぶゾーンとする。旧洗砂場跡地を利用したガイダンス施設の導入等、展示施設を設置する。

・休憩広場ゾーン

河川（流路）左岸一帯の旧事務所棟・倉庫跡は、芝生広場として小学生等の団体客等の休憩場所を提供する。

・エントランスゾーン

快適な見学のために駐車場、トイレ等の便益施設を設置する。

2) 動線の設定と内容

・見学者主動線

限定公開区域を巡り、公開建造物等を身近に接することができる見学路で構成する動線。

・上流部周回動線

貯水堰堤管理道（林道を含む）と兼用して周回する動線。

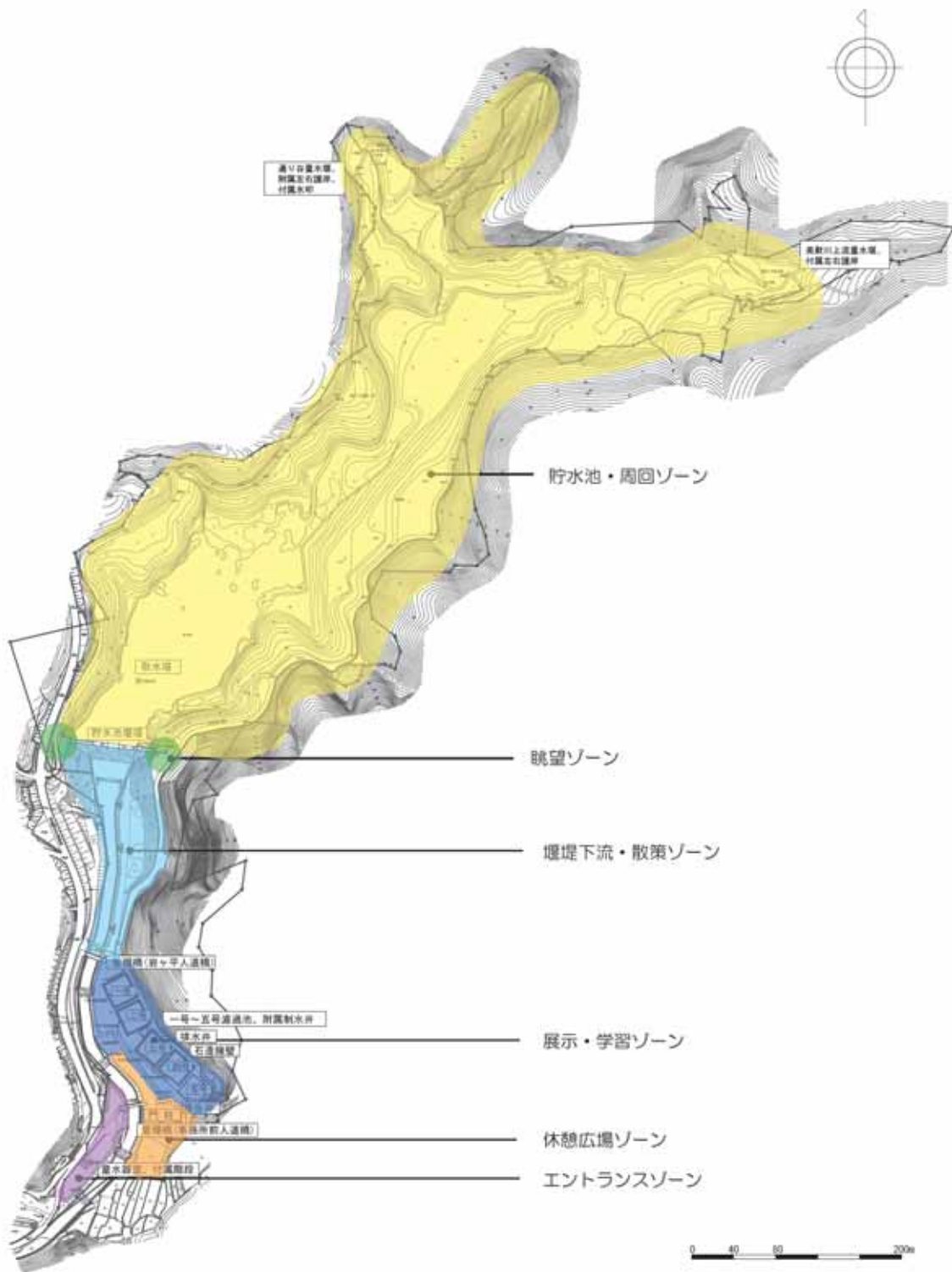
・見学者車両動線

JR 鳥取駅や鳥取市街地等から、本指定地へアプローチする広域農道を利用した動線。

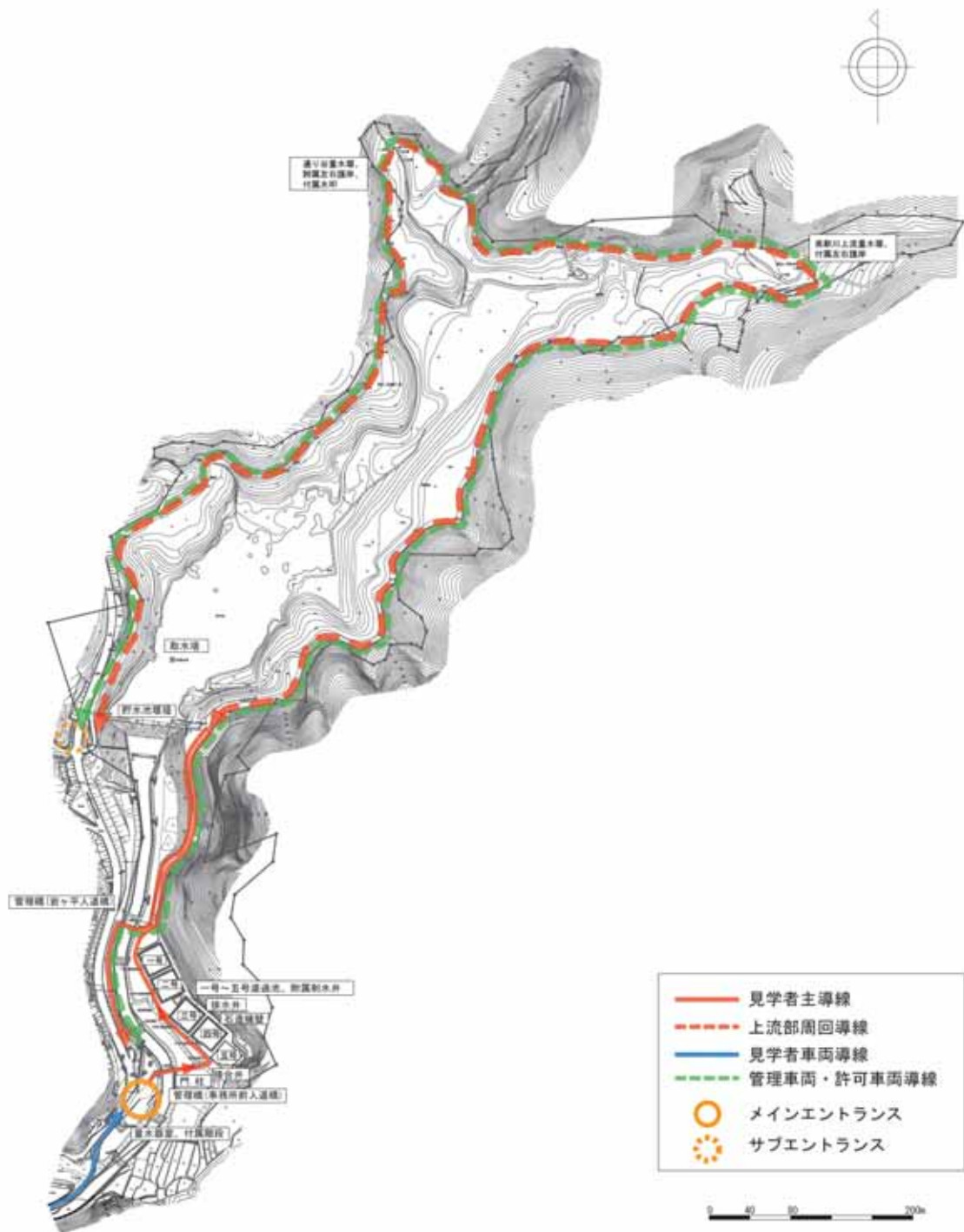
・管理車両・許可車両動線

管理車両・許可車両が利用する動線。

ゾーニング計画図



動線計画図



(イ) 施設等整備計画

来訪者が文化財に対する理解を深めるうえで必要な施設について、文化財の価値を損なうことがないよう充分留意して整備する。

建造物については、滅失した建造物の外形を模して建築する砂洗場の2棟（大型アズマヤ・ガイドンス施設）及び貯水池監視所の位置にアズマヤを設置し、盛時の景観を表現し文化財の価値の理解を助けるとともに、内部をガイドンス施設等として活用する。

水源地全体の構造・規模を現地で理解できるよう、濾過池周辺と貯水池の周囲に見学路を整備する。貯水池の周囲については、旧管理道の位置をできるだけ踏襲したものとし、土地の保全に影響しないよう配慮する。また、上流側堰堤の管理や防災のため、管理車両の通行等に配慮する。

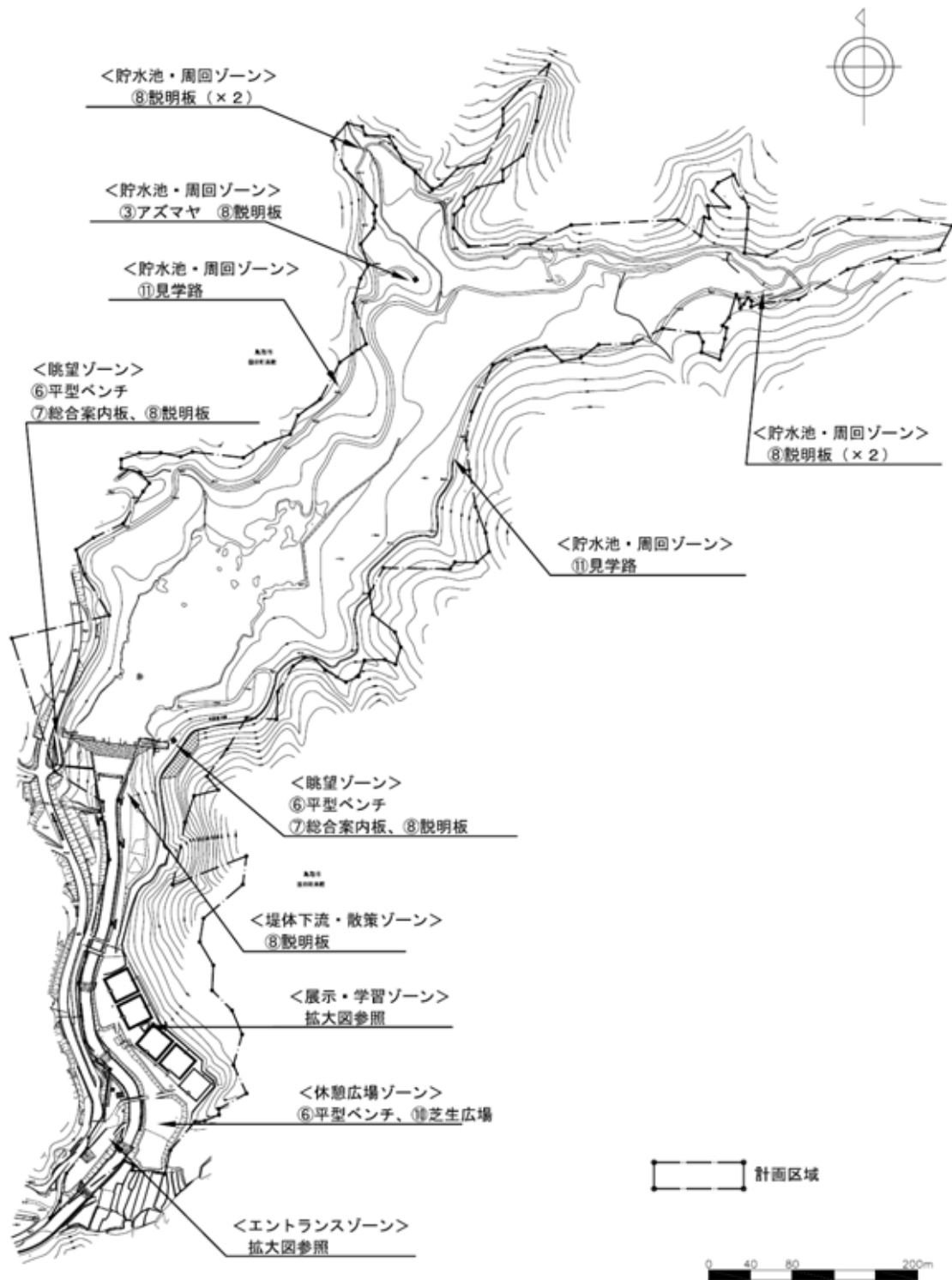
指定物件や保存建造物等の説明のため、付近に解説板を設置する。見学の起点となる総合案内板を除き、解説板は稼働可能なものとし、必要があれば移動・撤去させて原状に復旧できるものとする。

広大な施設であるため、見学に支障がないよう、ベンチ、トイレなど最小限の利便施設を設置する。

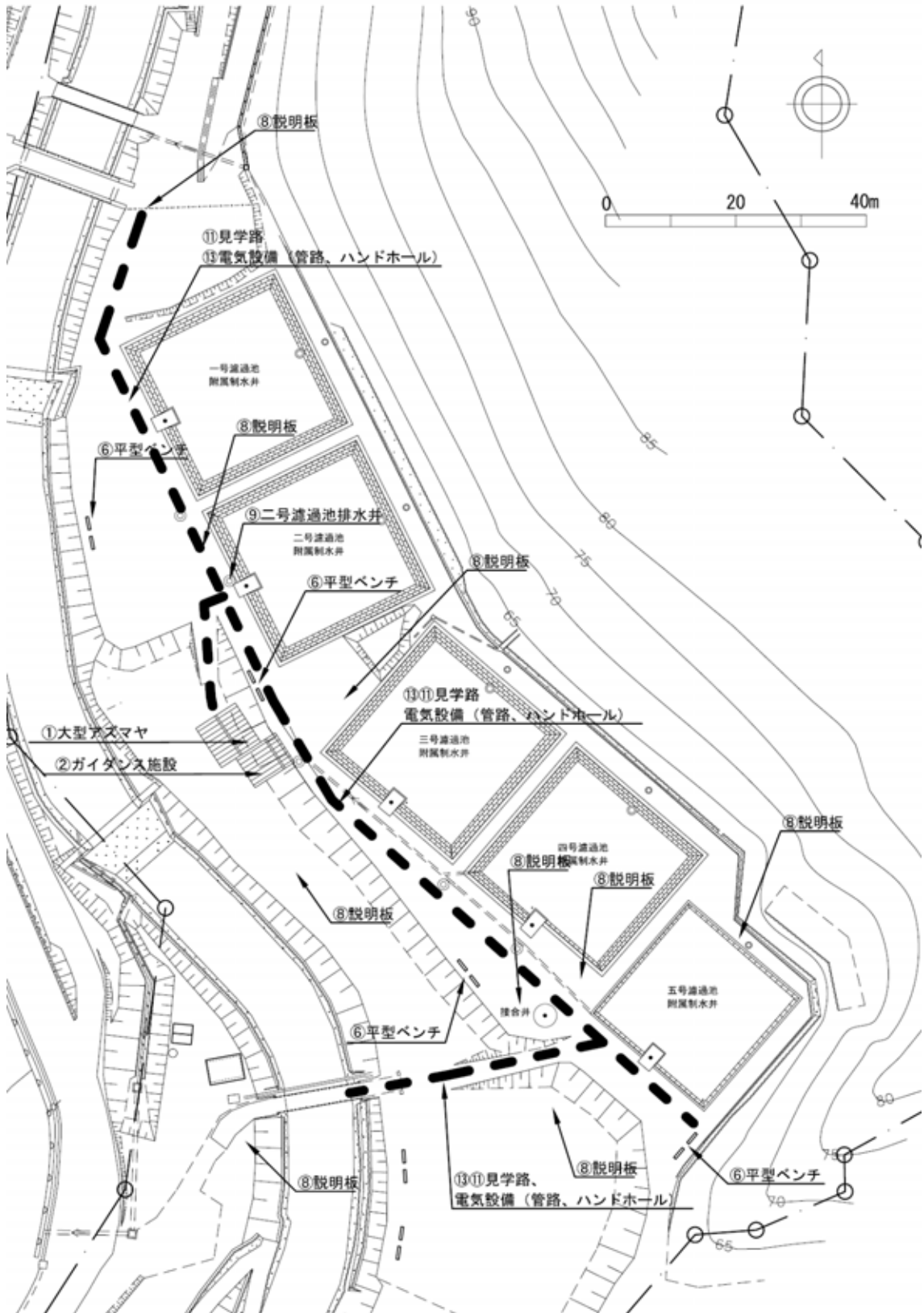
【整備施設一覧表】

種別	名称	規格形状	単位	数量	摘要ゾーン
建造物	①大型アズマヤ 砂洗場建物	平屋建て、鋼管柱(板貼り)、3方腰壁、鋼板葺き屋根。 外観8.87*8.87*h5.3m、西面軒高3.66m 室内面積:約52.0㎡	棟	1	展示・学習ゾーン
		②ガイドンス施設	平屋建て、鋼管柱(板貼り)、外壁板張り、鋼板葺き屋根 外観:7.0*8.8*h6.0m、軒高2.0m 展示室面積:約39.0㎡	棟	1
	③アズマヤ	木造 4.0*4.0*h3.4m、シングル葺き屋根 2方腰壁付きベンチ	棟	1	貯水池・周回ゾーン
	④受付兼用倉庫	既設コンクリートブロック造、折半屋根 5.0*3.2*2.2m	棟	1	エントランスゾーン
	⑤トイレ	無水型バイオトイレ 男性用1穴、女性用1穴	棟	1	エントランスゾーン
ベンチ	⑥平型ベンチ	平型ベンチ 2.0*0.4*h0.4m 基礎部:石材、座面:木材、合成木材	基	4	眺望ゾーン
				8	展示・学習ゾーン
				4	休憩広場ゾーン
				4	エントランスゾーン
説明板等	⑦総合案内板	木製、形状:2.0*0.85*h2.0m程度	基	1	エントランスゾーン
				2	眺望ゾーン
	⑧説明板	移動可能型 形状:1.6*0.6*h0.7~1.0m程度	基	5	貯水池・周回ゾーン
				1	堰堤下流・散策ゾーン
⑨二号濾過池排水井アクリル蓋	アクリル板・耐荷重100kg程度・アンカー固定	基	10	展示・学習ゾーン	
			1	エントランスゾーン	
整地	⑩芝生広場	ノシバ	㎡	1,300	休憩広場ゾーン
				2,200	貯水池・周回ゾーン
	⑪見学路	W=2.0~2.5m 砂利敷き舗装 厚3cm程度	m	150	堰堤下流・散策ゾーン
				220	展示・学習ゾーン
⑫駐車場(通路)	W=2.0~2.5m 砂利敷き舗装 厚3cm程度	㎡	400	エントランスゾーン	
設備	⑬電気設備	管路、ケーブル、ハンドホール、端末機器	式	1	展示・学習ゾーン
		引込み柱、分電盤、管路、ケーブル	式	1	エントランスゾーン

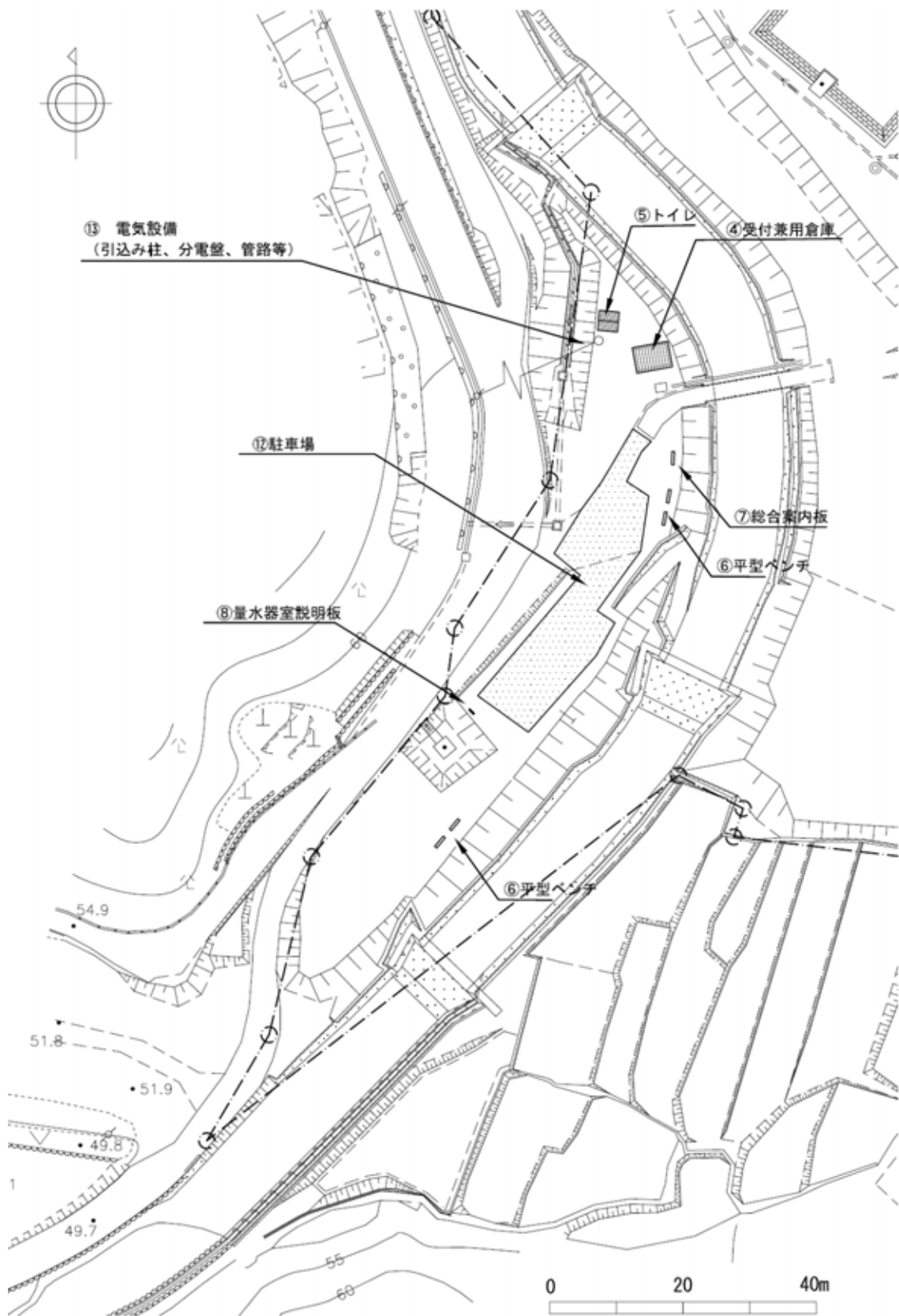
施設配置図



施設配置図（展示・学習ゾーン拡大図）



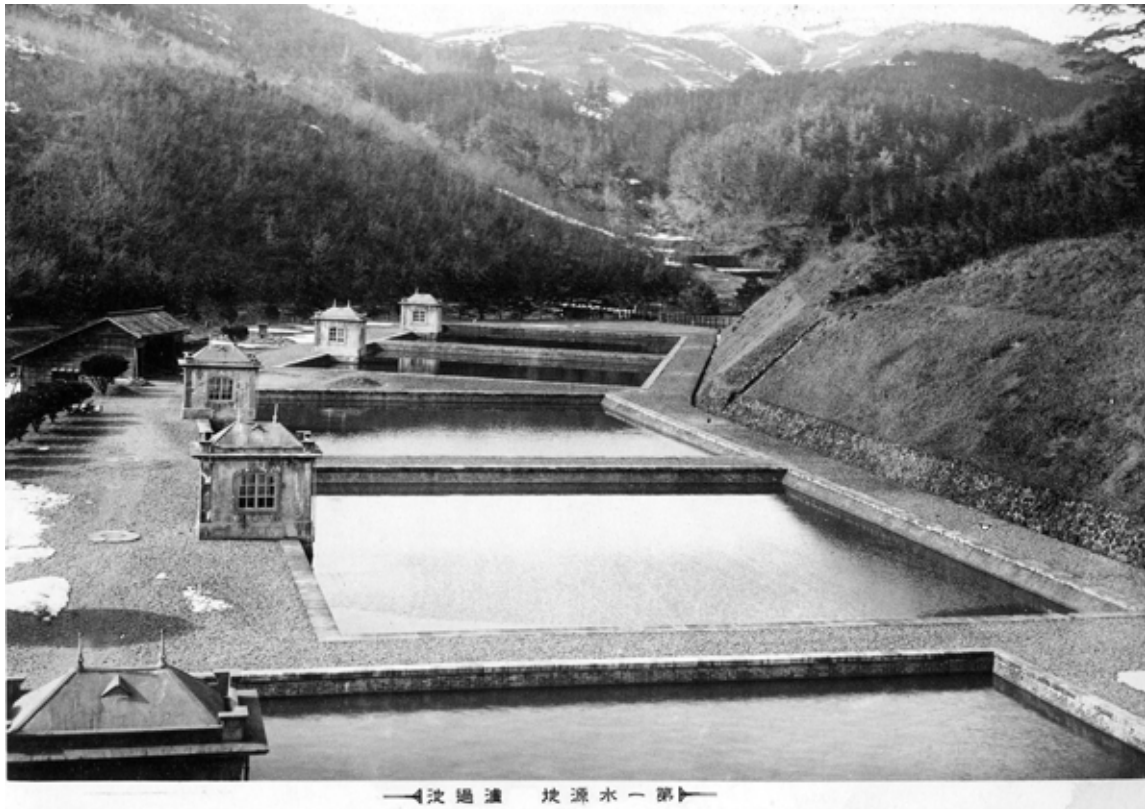
施設配置図（エントランスゾーン拡大図）



【施設の概要】①大型アズマヤ ②ガイダンス施設

濾過池の砂を洗浄していた砂洗い場の建物2棟の外形を復元し、昭和4年の景観を再現するとともに、集合場所やガイダンス施設として内部を活用し、文化財の理解を深めるための施設として活用する。当初の景観に近づける施設であり、文化財の価値を損なわないよう、外観に配慮して整備する。ガイダンス施設は常時開放とする。

施設名称	計画位置	計画内容	
①大型アズマヤ	展示・学習ゾーン	整備内容	平屋建て、鋼管柱(板貼り)、壁はなく3方に腰壁、屋根は鋼板葺き。 外観形状:8.87*8.87*h5.3m、西面軒高3.66m。室内面積:通路並びに階段も含み約52.0㎡ 仕様:木製階段並びに階段状ベンチ、腰壁h1.20m。
		現状	計画位置には、洗砂場棟建設と時期を同じくして、その北側に砂置き場棟が建設された。この2つの施設で、濾過砂の搬入、洗浄、仮置き、搬出等一連の作業が行われていたが、水源施設廃止時から老朽化、廃屋化し、平成9年頃除却された。現状の表面観察では建物基礎等は確認できない。
②ガイダンス施設	展示・学習ゾーン	整備内容	平屋建て、鋼管柱(板貼り)、外壁面は板張り、屋根は鋼板葺き。 外観形状:7.0*8.8*h6.0m、軒高2.0m。展示室面積:階段も含み約39.0㎡ 仕様:洗砂機器他、水源施設付帯物の展示、並びに説明。
		現状	砂洗い場の洗砂機上屋の位置にあたる。 大正4年頃には、濾過池の砂を洗浄する建屋(洗砂場)が建設されている。濾過池の増設に伴い、大正11年の写真では増築(幅3間、奥行き4間)された様子がわかる。 昭和4年でもほぼ同じ形状となっているが、施設の廃止に伴い平成9年に除却され、周辺は整地並びに法面の復旧等が行われている。



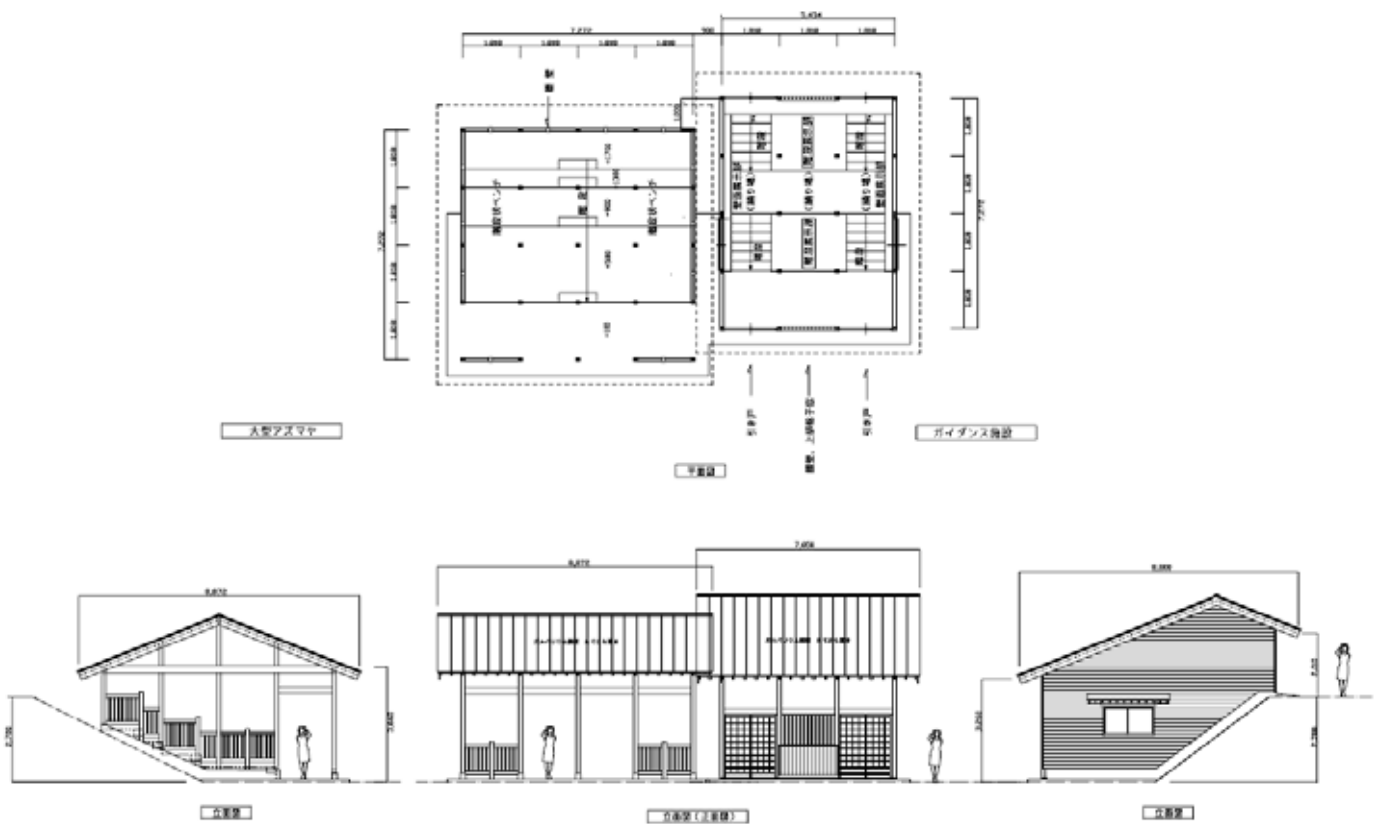
—濾過池 水源水—
復原対象年代の状況 (昭和9年の写真帳)

・砂洗場外形復原建造物の概要

※建造物の規模・外形を写真等から推定し、外形を復原した。

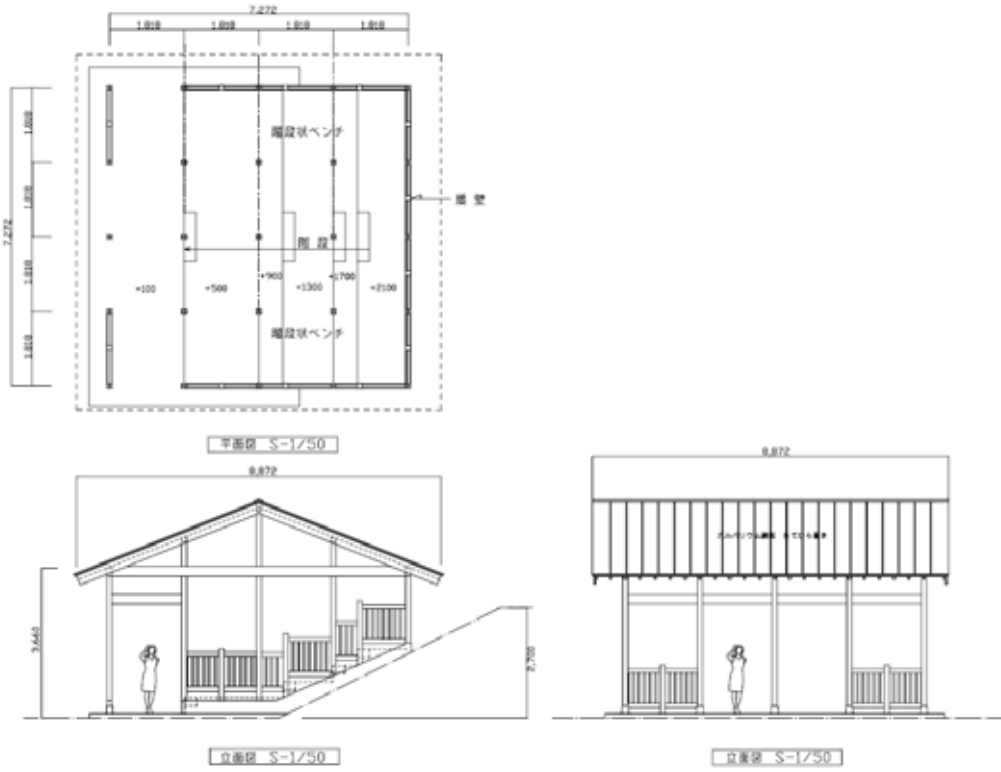
※2棟が接続された形であるため、それぞれ別棟（大型アズマヤ、ガイダンス施設）として計画した。詳細はP91～P92を参照。

※実施設計までに砂洗いの発掘調査等を実施し、より正確な規模・形状の復原を目指す。

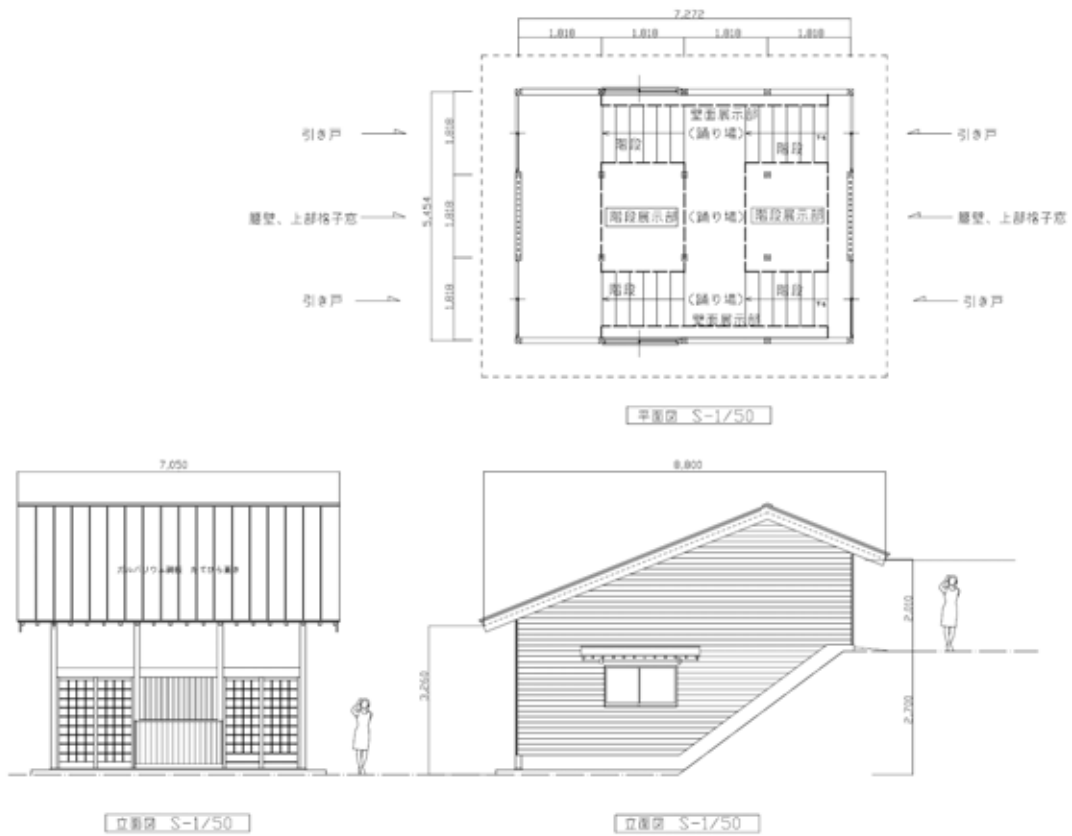


砂洗場復原建造物（2棟）
（左側①大型アズマヤ、右側②ガイダンス施設）

①大型アズマヤ (詳細図)



②ガイダンス施設 (詳細図)



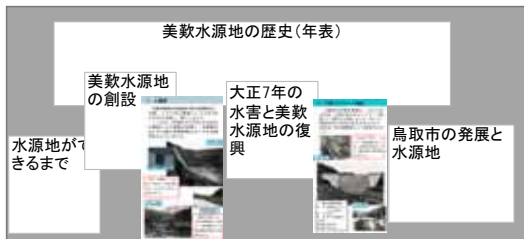
・ガイダンス施設の展示内容

※展示内容と手法の概要は以下の通りである。造作・パネル等の仕様の詳細は内容と合わせて実施設計で検討する。

砂洗場跡ガイダンス施設

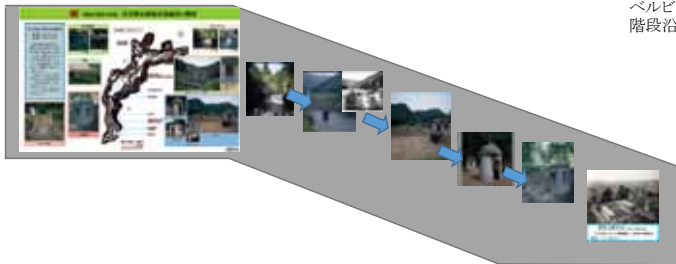
展示項目	展示内容	展示手法	造作
① 旧美敷水源地の歴史	旧美敷水源地区年表	パネル展示	壁面に出カシート(屋外展示対応品)で施工 古写真とキャプションで画面全体を構成する。 (高さ2m×幅7m程度) 設計者の紹介等もこのコーナーで行う。
	水源地ができるまで		
	美敷水源地の創設		
	大正7年の水害と美敷水源地の復興 鳥取市の発展と水源		
② 美敷水源地の概要	(水源地の全体図・濾過池の拡大図)	電飾入りパネル展示	壁面に出カシート(屋外展示対応品)で施工し、水の流れをLEDで表示する。
	水をためる(取水⇒貯水)	パネル展示	斜面階段部壁面を利用し、水に沿って見学者も上下する。 電飾はスイッチで稼働する。解説は文字対応とする。
	水をきれいにする(貯水⇒濾過) 水を送る(濾過⇒量水⇒配水池)		
③ 緩速濾過の仕組み	緩速濾過の仕組み	電飾入りパネル	濾過池の縦断面をセメント・砂利・砂を挟み込んだアクリルで表現し、水の流れをLEDで表現する。 解説は文字対応とする。
	砂を洗う	パネル展示 (壁面全面)	壁面に出カシート(屋外展示対応品)で施工。 等身大近くに人物を引き延ばした写真1点を背景に使用する。 砂洗いの工程をコマ割りで説明(写真を使用)する。解説は文字対応とする。
④ 資料展示	排水井盖(1基)	実物展示	展示台を設置し、資料を固定して文字解説を付す。 展示台は斜面前に設置し、ロープで結界する。 見学者の手が触れないよう注意喚起を行う。
	濾過池バルブ(取水側)(1基)		
	現地保存する古材		
	ベンチリメーター(写真)	複製(平面)展示	ほぼ実寸の写真を展示し解説を付す。実物は量水器室内に存置する。
	旧美敷水源地区古写真帳(複製)		古写真及び設計図面をA3版程度に揃えて出力し、ラミネート加工の上パイプインダーとして設置する。

展示①イメージ



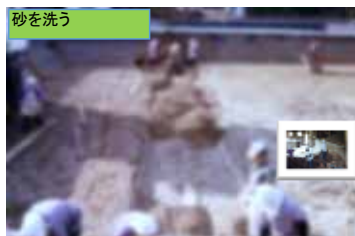
ベルビアンシート印刷(対紫外線・防水・紙継)
高さ2m×幅7m

展示②イメージ

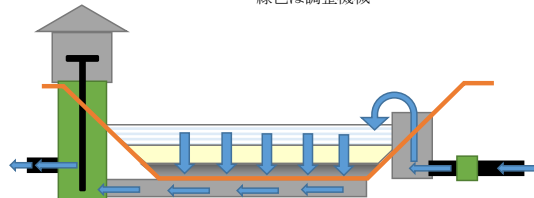


ベルビアンシート印刷(対紫外線・防水・紙継)
階段沿いの壁面を利用

展示③イメージ



砂洗いはベルビアンシート印刷
濾過池縦断面は砂・砂利・煉瓦・石材・セメントでレリーフを作り水流をLEDで表示
緑色は調整機械

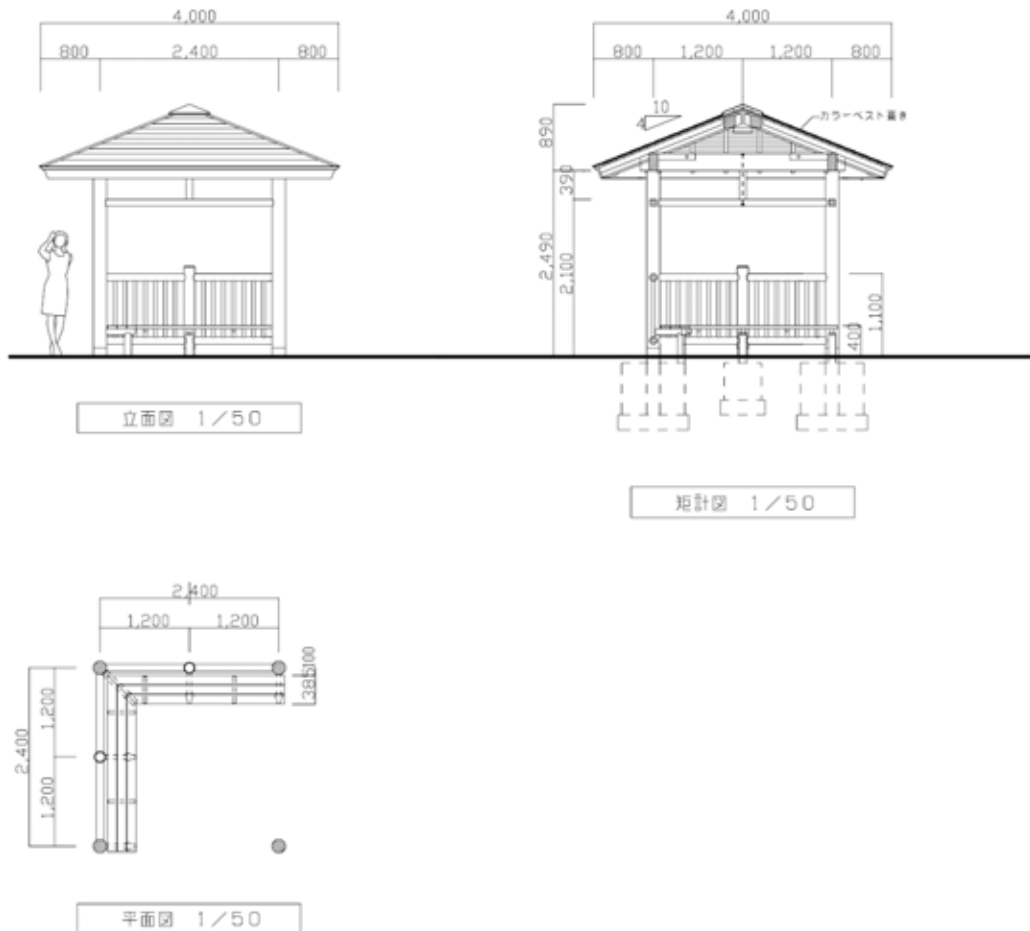


【施設の概要】 ③アズマヤ

水源地の機能を維持するため、かつての貯水池管理道に設置されていた監視小屋とほぼ同位置に説明を付して設置する。かつての貯水池の運営状況を表現するとともに、貯水池周辺を見学する際の休憩施設等として活用する。かなり上流側にあり、規模も狭小であるため、文化財の価値を損なうことはない。

外観・色彩等については、実施設計において慎重に検討する。

施設名称	計画位置	計画内容
③アズマヤ	貯水池・周回ゾーン	整備内容 地場産業振興に寄与するために、柱や梁等へは木材を用いる。 木造 4.0*4.0*h3.4m、シングル葺き屋根 内部の2方に腰壁付きベンチを併設する。
		現状 貯水池右岸側で、かつて池の監視小屋があった場所である。 貯水池上流部では休憩できる場所が殆ど確保できないが、この地点は見晴らしも良く休憩場所の適地となっている。



【施設の概要】④受付兼用倉庫

塩素投入機等を収納していたコンクリートブロック造の建造物で、事務所前人道橋に隣接している。濾過池の対岸、事務所前人道橋の袂にある後補の建造物であるが、景観上の支障にはなっておらず、改修を加えることで管理施設として活用することができる。

施設名称	計画位置	計画内容
④受付兼用倉庫	エントランスゾーン	整備内容 コンクリートブロック造の躯体構造を残すが、壁面の塗色や屋根材を更新を行う。窓枠や窓材の更新を行い、室内への通風や採光条件を是正する。
		現状 外壁はコンクリートブロック造であり、劣化は殆ど進んでいない。一方、屋根部の劣化は顕著である。室内には水道機器が残置され、また備品類が散逸している。



屋根材の更新

窓枠、窓材の更新



壁面の塗色

【施設の概要】⑤トイレ

給排水設備が設置できないため、無水型バイオトイレを設置する。

受付兼用倉庫に隣接して設置するが、主要建造物からは離れた位置にあり、必要最小限の規模とすることから、全体景観への影響もなく、文化財の価値を損なう恐れはない。

外形・塗色などについては、実施設計において慎重に検討する。

施設名称	計画位置	計画内容
⑤トイレ	エントランスゾーン	整備内容 無水型バイオトイレの導入。 柱や壁に木材を用い、地場林業振興に寄与する。 男性用1穴、女性用1穴
		現状 砂洗い場の河川流路側隅にあたる。現状の便所は、老朽化し機能していないことから、新たにトイレの設置が必要となる。一方、上水道は下流の集落までしか伸びておらず、延長の予定も立っていない。



計画位置



設置型バイオトイレの例（参考）

【施設の概要】⑥平型ベンチ

見学者の休憩等のため、平型のベンチを設置する。景観や文化財の保護に影響しない位置に設置し、色彩等も周囲に溶け込むものとする。

施設名称	計画位置	計画内容
⑥平型ベンチ	ア.眺望ゾーン	整備内容 左岸、右岸共:平型ベンチ 2.0*0.4*h0.4m 基礎部:石材、座面:木材もしくは合成木材 堰堤頂部の右岸・左岸に各2基(計4基)
		現状 貯水堰堤頂部付近。左右岸とも貯水池方向あるいは濾過池方向へも眺望が開けている。
	イ. 休憩広場ゾーン	整備内容 左岸、右岸共:平型ベンチ 2.0*0.4*h0.4m 基礎部:石材、座面:木材もしくは合成木材 芝生広場の河川側の縁部に設置(計4基)
		現状 旧事務所棟跡地にあたり、平坦な地形の広場状となっている。対岸のエントランスゾーン、あるいは法面を通して濾過池制水井上屋が並んだ景観を眺めることができる。事務所跡の庭の池や破壊された基礎が散在し、排水升が露出しているが、遺構の保存状況は不明。
	ウ. 展示・学習ゾーン	整備内容 左岸、右岸共:平型ベンチ 2.0*0.4*h0.4m 基礎部:石材、座面:木材もしくは合成木材 見学範囲に適宜設置(2基1組・5か所、計10基)
		現状 このゾーンには濾過池や付属制水井上屋等、主要な建造物があるが、見学者の休憩施設は未整備である。
	エ. エントランスゾーン	整備内容 左岸、右岸共:平型ベンチ 2.0*0.4*h0.4m 基礎部:石材、座面:木材もしくは合成木材 量水器室の下流側及び事務所前人道橋脇に2基ずつ設置(計4基)
		現状 右岸側にはサクラの老木が並木状にある。



平型ベンチの例 (参考)

【施設の概要】⑦総合案内板

重要文化財旧美敷水源地水道施設の概要を伝え、見学範囲や問い合わせ・非常時連絡先等を表示する。導入部分と堰堤頂部の見学路付近（右岸側・左岸側各1基）で、文化財の保護に影響せず、景観を阻害しない位置を選んで設置する。

デザイン等については、実施設計時にふさわしいものを検討する。

施設名称	計画位置	計画内容
⑦総合案内板	眺望ゾーン	整備内容 木製案内板 形状:2.0*0.85*h2.0m程度、多国語表示対応印刷 貯水堰堤の歴史、紹介を中心に、眺望を活かした解説・写真等を使用する。 非常時連絡先等も表示する。右岸・左岸の堰堤頂部脇付近に1基ずつ設置する。
		現状 貯水堰堤頂部付近。貯水池方向あるいは濾過池方向へも眺望が開けている。 水源地の全体景観を知ることができる位置にあたる。
	エントランスゾーン	整備内容 木製案内板 形状:2.0*0.85*h2.0m程度、多国語表示対応印刷 旧美敷水源地水道施設の紹介、見学案内を表示する。 非常時連絡先、ガイド申し込み先等も表示する。
		現状 流路護岸近くに旧美敷水源地を紹介した案内板がある。 量水器室の説明板はない。



総合案内板の例（参考）

【施設の概要】⑧説明板

個別の建造物等の説明のため、小型の解説板を設置する。
地形を変更せず、必要に応じて移動・撤去可能なものとする。

施設名称	計画位置	計画内容
⑧説明板	眺望ゾーン	整備内容 説明板(移動可能型) 形状:1.6*0.6*h0.7~1.0m程度、多国語表示対応印刷 建造物に付随する説明を行う。 設置位置は別表の通り。
		現状 貯水堰堤頂部付近。貯水池方向あるいは濾過池方向へも眺望が開けている。 水源地の全体景観を知ることができる位置にあたる。
	堰堤下流・散策ゾーン	整備内容 説明板(移動可能型) 形状:1.6*0.6*h0.7~1.0m程度、多国語表示対応印刷 建造物に付随する説明を行う。 設置位置は別表の通り。
		現状 濾過地や付属制水井上屋、接合井上屋等、濾過地周辺の建造物情報の提供が不足している。
	展示・学習ゾーン	整備内容 説明板(移動可能型) 形状:1.6*0.6*h0.7~1.0m程度、多国語表示対応印刷 建造物に付随する説明を行う。 設置位置は別表の通り。
		現状 濾過地や付属制水井上屋、接合井上屋等、濾過地周辺の建造物情報の提供が不足している。
	エントランスゾーン	整備内容 説明板(移動可能型) 形状:1.6*0.6*h0.7~1.0m程度、多国語表示対応印刷 建造物に付随する説明を行う。 設置位置は別表の通り。
		現状 流路護岸近くに旧美歎水源地を紹介した仮の案内板がある。 量水器室の説明板はない。



設置型解説板の例 (参考)

ゾーン	設置位置
貯水池・周回ゾーン	美歎川上流量水堰付近
貯水池・周回ゾーン	美歎川上流人道橋付近
貯水池・周回ゾーン	通り谷量水堰付近
貯水池・周回ゾーン	通り谷量水堰(小の堰)付近
貯水池・周回ゾーン	アズマヤ設置位置
堰堤下流・散策ゾーン	貯水池堰堤右岸(頂部付近)
展示・学習ゾーン	岩ヶ平人道橋付近
展示・学習ゾーン	事務所前人道橋付近
展示・学習ゾーン	洗砂場跡
展示・学習ゾーン	事務所棟跡
展示・学習ゾーン	五号濾過池山側
展示・学習ゾーン	四号濾過池付近
展示・学習ゾーン	接合井付近
展示・学習ゾーン	二号濾過池附属排水井付近
展示・学習ゾーン	三号濾過池
展示・学習ゾーン	三号濾過池制水井付近
エントランスゾーン	量水器室付近

設置予定位置

【施設の概要】⑨二号濾過池排水井亚克力蓋

排水井のうち、濾過池の排水バルブを内蔵している二号濾過池のものについて、亚克力製の蓋等により内部を見学できるよう配慮する。当初・後補の鉄蓋の取り扱いについては、ガイダンス施設内で保管・展示する等、文化財的価値を損なうことのない方法を検討する。

施設名称	計画位置	計画内容	
⑨二号濾過池 排水井亚克力蓋	展示・学習ゾーン	整備内容	排水性内部の露出展示(亚克力製蓋を使用)
		現状	二号濾過池に隣接する排水井は、内部の施設や構造が見えるようになっている。 保存状態は良好である。 往時の排水機能を知る貴重な施設である。



排水井本体、及び、上蓋

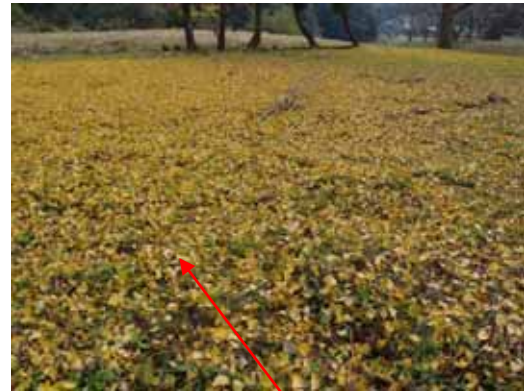
【施設の概要】⑩芝生広場

事務所棟及び倉庫跡にあたり、池の跡や排水升が残る。現状は雑草が繁茂している。雑草の繁茂を抑制し、文化財の管理や見学のための広場として活用するための整備を実施する。景観に影響を与えないよう、全面芝張とする。なお、基礎の石材が散乱し、土中から基礎の断片が露出している場所もあるため、整備に先立って、遺構の保存状況を確認し、必要に応じて整備計画を変更する。

施設名称	計画位置	計画内容	
⑩芝生広場	休憩広場ゾーン	整備内容	野柴植栽 1,300㎡
		現状	旧事務所棟跡地は、平坦な地形の広場状となっている。破壊された建物基礎、庭園跡が残っている。 対岸のエントランスゾーン、あるいは法面を通して濾過池制水井上屋が並んだ景観を眺めることができる空間である。



旧事務所棟跡地



広場の現状

【施設の概要】⑪見学路

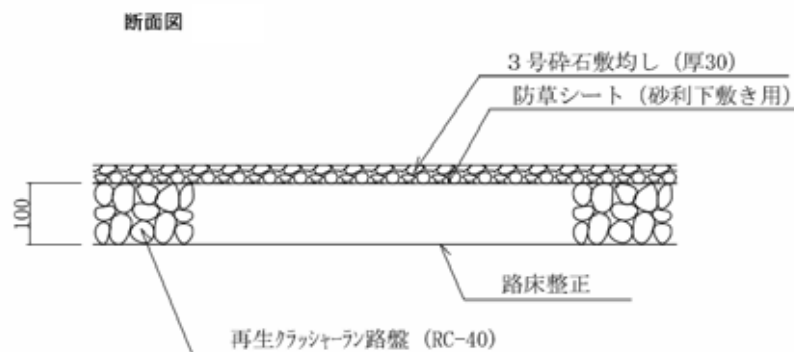
旧管理道を概ね踏襲して整備し、路盤補強を必要最低限として、文化財の保存に影響しない施工とする。景観や環境に負荷を与えないよう、砕石敷均しとし、管理車両の通行を可能とする。林道唐川線として整備されアスファルト舗装されている区間については現状維持とし、管理者と協議の上適正に管理を行う。

展示・学習ゾーンについては、保存修理工事同様、昭和4年を目安に旧状を復元するが、砕石の移動を抑えるためプラスチック製型枠を設置した上で充填する。

堰堤下流・散策ゾーンについては、砂防管理道となっているため、管理者と協議の上、必要な手続きを行って整備を実施する。

いずれも歩行者専用路とし、車両は通行禁止とする。ただし、管理車両及び許可を得た車両は通行可とする。

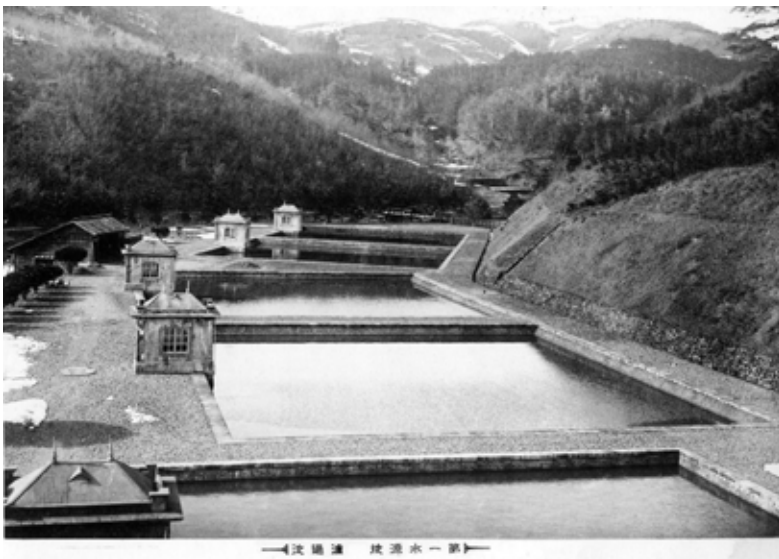
施設名称	計画位置	計画内容	
⑪見学路	貯水池・周回ゾーン	整備内容	不陸が激しい区間では、路盤工(厚10cm)を設ける。路床部に防草シートを敷設し、雑草伸長を防御した後、幅員2.0～2.5mの範囲の路盤強化、管理用車両が乗り入れ可能な断面構造を確保する。表層に砂利の敷均し(3.0cm程度)を行う。
		現状	貯水池周辺の旧管理道周辺は、現状、管理車両が通行する範囲でも、轍掘れや雑草の延伸が見られる。一部のアスファルト舗装道以外は、さらに雑草が繁茂し見通しも悪くなっている。
	展示・学習ゾーン	整備内容	幅員:2.0m程度 仕様:プラスチック製の枠を予め敷並べ、その中に砂利を充填する。路床部の不陸が激しい場合は、路盤工(厚10cm)を設ける。昭和9年の写真を参考に、修理範囲と違和感ない仕上げとする。
		現状	建造物(濾過池並びに制水井上屋)周辺の土地であり、形状は当時のままに残るが雑草が繁茂した状態が続いている。供用時は砂利敷きであったが、経年変化で散逸している状態である。
	堰堤下流・散策ゾーン	整備内容	不陸が激しい区間では、路盤工(厚10cm)を設ける。路床部に防草シートを敷設し、雑草伸長を防御した後、幅員2.0～2.5mの範囲の路盤強化、管理用車両が乗り入れ可能な断面構造を確保する。表層に砂利の敷均し(3.0cm程度)を行う。
		現状	堰堤下流部の流路沿いは、アスファルト舗装された範囲を除き、雑草が繁茂している。砂防管理道として使用されている。



※再生クラッシャーラン路盤は、路面状態が悪く通行に支障がある場所に限り採用する。
見学路敷設予定地の現状(貯水池・周回ゾーン)



轍掘れにより、路床に凸凹が見られる。



濾過池周辺の旧状

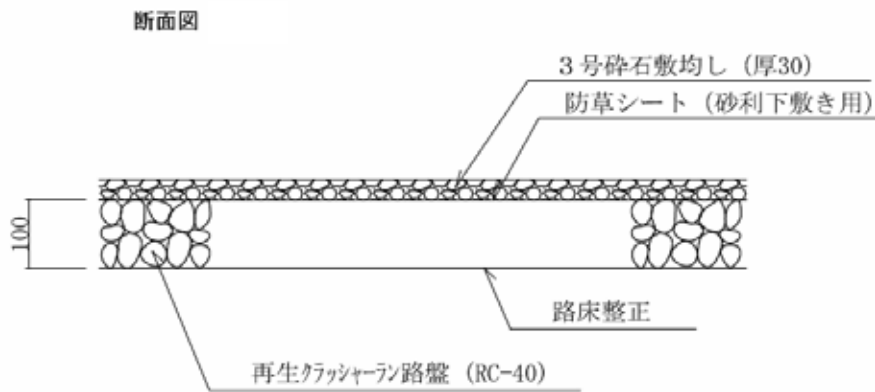


プラスチック製枠（参考）

【施設の概要】⑫駐車場・通路

現在も碎石が敷かれ、管理車両等の駐車スペースとして利用されているが、路盤がぬかるんでいる。路盤を復旧し、緊急車両等の進入にも対応する。碎石の飛散防止等のため、プラスチック製型枠を使用する。

施設名称	計画位置	計画内容
⑫駐車場、通路	エントランスゾーン	整備内容 不陸が激しい区間では路盤工(厚10cm)を設ける。路床部に防草シートを敷設し、雑草伸長を防御した後、普通乗用車両が乗り入れ可能な断面構造を確保する。 表層は砂利敷(舗装厚3.0cm)とするが、車両通行対応プラスチック製枠を敷設し、砂利を充填、走行や歩行性能を高める。
		現状 面積はそれ程広くないが、広域農道から直接アクセスできる場所であり、駐車スペースも確保できる



駐車場計画地



プラスチック製枠
(参考写真)

【施設の概要】⑬電気設備

除草や清掃等管理の必要及び幅広い活用のため、最小限度の電気設備を設置する。

廃止前の電源設備は既に滅失しており復旧不可能であるため新設とする。

引込柱は、農道側の境界付近の、指定以前に既に地形の改変（排水溝の設置）を受けている場所に設置するため、文化財の価値には影響せず、現状より景観を悪化させることはない。

ケーブル、ハンドホール等については見学路の敷設と合わせて施工する。

施設名称	計画位置	計画内容	
⑬電気設備	展示・学習ゾーン	整備内容	ハンドホール10基、端末機器10基 管路 延べ約360m、ケーブル延べ約720m
		現状	機能時の電源設備は滅失して復旧不可能であるため、新設とする。
	エントランスゾーン	整備内容	引き込み柱 1基、分電盤 1基 ハンドホール3基、端末機器4基 管路 延べ約80m、ケーブル延べ約150m
		現状	機能時の電源設備は滅失して復旧不可能であるため、新設とする。

(3) 外構及び周辺整備計画

ア 植栽計画

濾過池周辺は、昭和4年の植栽状況の復原を試みる。

イ 景観計画

旧美敷水源池水道施設の全体景観の維持を図る。

- ・ 濾過池周辺については、昭和9年刊行の写真帳に使用された写真を基準とする。
- ・ 鳥取県関連部局等と連携を図り、良質な水辺景観の維持に努める。
- ・ 指定地内の山腹を含めた山林地では、倒木や古損木等の除去をおこない、山林景観の維持を図る。

(4) 管理、運営計画

ア 管理・運営の基本方針

○ 管理方針

重要文化財を保護するとともに、その価値を発信し、地域で永続的に活用できるよう、適正な管理を図る。なお、指定文化財の管理については「保存管理計画」に拠るため、修理完了後、「保存管理計画」の見直しを行う際、管理運営計画についても見直しを図ることとする。

○ 運営の主体

公開活用の運営主体は鳥取市とし、鳥取市教育委員会が担当する。

○ 運営の委託

日常の公開は、地元住民を中心に組織する旧美敷水源地活用協議会（仮）に委託して実施する。公開活用に必要な経費は鳥取市が支出する。担当部局（市教育委員会）は、公開状況の把握に努める。

○ 公開期間と公開時間

1. 一般公開

一般公開の期間は通年とする。運営委託者と協議の上、別途閉鎖の日を定めることがある。

建造物内部については、特別公開期間を除き、原則運営を委託された者またはガイド等それに準ずるものが同行できる場合に限り、開錠して公開する。このため、内部見学については予約制とする。

一般公開の時間は常時とし、内部見学については10:00～16:00の間とする。

2. 特別公開

連休・夏休・全国近代化遺産一斉公開等の特定の期間については、特別公開を行い、ガイドが常駐して解説を行う。

特別公開の日時は、原則として4月初旬、5月の連休、7～8月、10月上旬とし、年度毎に公開計画を策定してこれを公表する。

○ 公開の制限

気象、積雪等の事由により臨時に公開を中止することがある。

○ 入場の制限

安全管理上問題があると管理人が判断する場合は、入場を制限することができる。

○ ガイド

管理人またはガイドクラブによる文化財解説を行う。解説内容については、鳥取市教育委員会が助言し、正確な情報提供に努める。

○ 配布資料等

一般の見学者に対して、文化財の普及を目的として無償のパンフレットを制作、配布する。パンフレットの内容の充実に努め、多言語対応等を検討する。

○ 入場の制限

安全管理上問題があると管理人が判断する場合は、入場を制限することができる。

○ 公開範囲

指定区域を「①常時開放管理区域」、「②常時封鎖する区域」に大別して公開範囲を設定する（下表）。

○ 管理用什器

管理に用いる机等の什器は、必要最小限の配置に留め、雑物を持ち込まないよう注意する。また清掃用具・除雪用具等の収納は塩素投入室を改修して利用する。

○ 公開情報の提供

鳥取市教育委員会は、年間の公開計画、企画事業計画、その他の公開状況に関する情報の提供に努める。とっとり市報やホームページ等を活用する。

○ 公開記録の作成

一般公開に関して必要な記録は管理人が日誌を作成する。特別公開等の企画事業等について実績を記録する。鳥取市教育委員会は記録の管理を行い、今後の公開活用計画の基礎資料とする。

入場者等の要望または意見を記録し、今後の公開活用計画の参考とする。

① 常時開放区域	
場所（ゾーン）	公開内容
展示・学習ゾーン （濾過池周辺地）	<ul style="list-style-type: none"> * 敷地内はガイダンス施設も含め原則常時公開とする。 * 指定文化財建造物の内部は限定公開とする。 * イベント実施、並びに受入れ、特別公開の実施 * 公開日の来訪者対応、ガイダンスの実施 * 団体見学への対応（問い合わせ、予約対応、ガイダンス）
眺望ゾーン 休憩広場ゾーン エントランスゾーン （①を除く、見学可能な範囲）	* 見学路については、歩行者及び許可車両の通行は常時可とする
② 常時封鎖する区域	
ゾーン（場 所）	管理内容
貯水池・周回ゾーン （見学路を除く） 堰堤下流・散策ゾーン （見学路を除く）	基本的に見学路以外への立ち入りを禁止し、非公開とする。

イ 管理区域の設定

指定区域を、「①限定開放管理区域」、「②常時封鎖する区域」、「③常時開放区域」に大別して管理する。

① 限定開放管理区域	
場所（ゾーン）	管理内容
展示・学習ゾーン （濾過池周辺地）	常時開放する区域 *積雪時は封鎖する（週1回程度の見回りを実施） *定期的な除草（春季～秋季 月1回程度） *建造物、施設等の清掃、並びに状況確認
眺望ゾーン 休憩広場ゾーン エントランスゾーン （①を除く、見学可能な範囲）	見学路については、歩行者及び許可車両の通行は常時可とする *定期的な除草（道路脇の伐採、除草等：年数回） *見学路の見回り、管理（冬季を除き週1回程度）

② 常時封鎖する区域	
ゾーン（場所）	管理内容
貯水池・周回ゾーン （見学路を除く） 堰堤下流・散策ゾーン （見学路を除く）	基本的に立ち入り禁止する区域 *安全管理 （見学者のための安全柵の設置、管理：鳥取市） （貯水池、堰堤、並びに堰堤下流路の管理：鳥取県）

ウ 管理、活用の体制

管理については鳥取市教育委員会より、美歎地区もしくは美歎地区を中心とする団体（活性化協議会等）に管理業務を委託する。個別業務単位ではなく、年間管理の委託契約とする。

関係機関（鳥取県、鳥取市水道局、全国近代化遺産活用連絡協議会等）、市民団体等との協力体制を強化し、効果的な管理・活用を検討する。たとえば、いなば国府ガイドクラブ、公益財団法人池田家墓所保存会や、因幡万葉歴史館・鳥取市歴史博物館等館園施設との連携による活用プログラムの開発を図る。

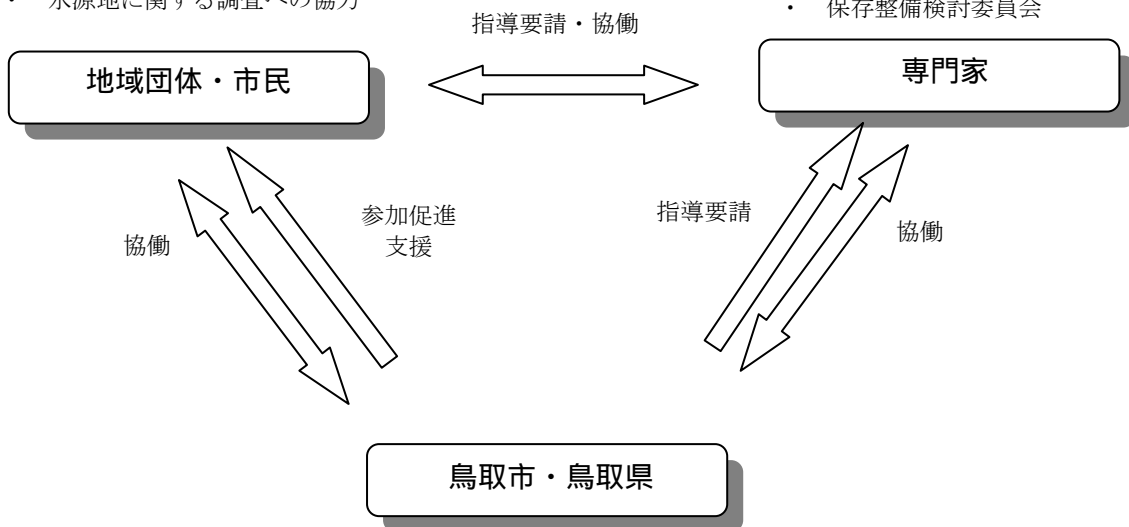
市民や専門家等も交えて活用体制やメニューを準備、旧美歎水源地施設という文化財価値を、広く県内外に周知していく。国府地域には多数の史跡・文化財が所在しており、文化観光の素材としての情報発信・活用も図っていく。

**文化財価値・地域の歴史性
の理解、愛着の育成**

- ・ 日常的な利用維持管理のサポート
- ・ 公開やイベント等のガイド、サポート
- ・ 社会見学、広報、イベント等の企画立案、開催
- ・ 地域の活性化につながる事業
- ・ 一部管理業務等委託の検討
- ・ 水源地に関する調査への協力

**文化財の調査研究と
保存活用への助言・指導**

- ・ 調査研究への協力、指導
- ・ 水源地整備、活用への指導
- ・ 保存整備検討委員会



**保存・管理、活用支援と
情報発信**

- ・ 日常的な維持管理
- ・ 広報、イベント等の企画立案、開催のサポート
- ・ 整備進捗状況の情報公開
- ・ ガイドの育成等活用環境の整備

包括的な管理・利活用体制・市民参画のイメージ

エ 活用内容と実施主体

活用内容と活用事業実施主体

活用内容		実施主体
日常的なガイダンス	<ul style="list-style-type: none"> ・展示パネル等現地のガイダンス設備 ・市民ボランティアによるガイド ・出前講座 	教育委員会 管理委託団体 市民 館園施設
広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンハイキングによる水源地の清掃活動 ・関連資料の展示・近代化遺産をテーマにした展覧会 ・整備事業の進捗に関する広報 ・市民参画に係る広報 	教育委員会 鳥取市水道局 管理委託団体 専門家
教育普及・研究活動	<ul style="list-style-type: none"> ・資料・建造物・地下遺構及び水源地に係る基礎事項の調査 ・調査成果の逐次発表 ・専門家等による調査・研究の推進 ・市民を中心とする学習会 ・ボランティアガイドの養成 	専門家 管理委託団体 市民 教育委員会 館園施設
環境を生かした活用	<ul style="list-style-type: none"> ・旧水源地を会場とするイベント受入 ・ハイキング、水源地ウォーク ・野鳥・水生動植物等の観察会や四季折々の花や野草の観察会等、自然環境を生かしたイベント ・野外音楽会等の文化イベント 	管理委託団体 ガイドクラブ 市民 イベント主催者
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・文化観光資源としての利活用促進 ・周辺観光資源との一体的利活用 	鳥取市 観光事業者 市民

4. 情報発信・ガイダンスの取り組み

旧美敷水源地水道施設を、鳥取市の近代化のあり方を示すフィールドミュージアム的なものと位置付け、下記のような取り組みを進めていく。

- 調査研究の継続
水道局、専門家の協力を得て、鳥取市の近代史の中での位置づけを含め、旧美敷水源地水道施設に関する歴史的・文化財的研究を継続し、刊行物等に反映する。
- 歴史資料の公開
因幡万葉歴史館・鳥取市歴史博物館等の展示施設を活用し、旧美敷水源地水道施設に関する歴史資料の公開を図る。
- ガイドブック等の作成
調査成果や活用の取り組みに基づき、ガイドブックや資料集等を作成し、電子的あるいは印刷物として配布する。
- ボランティアガイドの養成
水道局、専門家の協力を得て、地域や災害の歴史、水道施設の技術的知識等を深めるための講座等を実施し、ボランティアガイドによるガイダンスを充実させる。
- 固定サイン以外のガイダンス手法の検討
市ホームページ等で市内文化財施設や観光施設情報発信の充実を図り、それを携帯電話やスマートフォン等端末機器を利用した、ユビキタス通信環境整備へと繋いでいくことが挙げられる。
- 全国的な情報発信
全国近代化遺産活用連絡協議会への参画などを通して、類似施設との協力や全国への情報発信に取り組んでいく。

第6章 保護に係る諸手続

旧美敷水源地水道施設の保存活用にあたって必要となる諸手続について、運用の方針を定める。ただし、本章の定めにおいて、明確でない行為については、その都度、鳥取県教育委員会及び文化庁と協議するものとする。

1 文化財（建造物）の現状変更をする行為

(1) 文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の現状を変更しようとするときは文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条）。現状変更の許可は文化審議会に諮問される（文化財保護法第153条2）。手続きには十分な準備と時間を要するので注意が必要である。

（運用の方針）

旧美敷水源地水道施設は、平成25年度～29年度に保存修理工事、26年度～29年度に活用のための整備工事を計画している。利便施設の設置等、現状変更の許可を要する行為については、本計画に定める範囲で実施する。

(2) 鳥取県教育委員会の許可を要する行為

現状変更の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く。）の現状変更等は、都道府県教育委員会が行うこととされている（文化財保護法第43条、文化財保護法施行令第5条3-1）。

（運用の方針）

重要文化財旧美敷水源地水道施設においては、重要文化財と一体のものとして、土地及びその他の物件が指定されているため、これらに関する現状変更は鳥取県教育委員会の許可を要する。路盤の整備等現状変更の許可を要する行為については、本計画に定める範囲で実施する。

(3) 許可を要しない行為

重要文化財の現状を変更しようとする行為のうち、維持の措置または非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、許可を要しないこととされている。（文化財保護法第43条）。

（運用の方針）

ア 維持の措置としては、次のような行為が想定される。

- ① 旧美敷水源地水道施設については、今後平成29年度まで保存修理工事・整備工事を実施するが、その後の現状に復することを目的とした修理等で、同種・同材・同仕様による場合は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものと考えられる。ただし、事前に修理届を提出する必要がある。
- ② 建造物のき損の拡大を防止するために必要な応急処置は、維持の措置として現状変更の許可を要しないものとされている。また、経年によるコンクリートの劣化を防ぐためのひび割れ充填等はこれに該当すると考えられる。ただし、き損届を提出する必要がある。

イ 非常災害のために必要な応急処置としては、次のような行為が想定される。

- ① 被災した建造物において、例えば、倒壊防止のために破損のおそれのある建造物等に支柱を添える行為、建具を失った開口部を応急に閉鎖する行為等は、応急処置として現状変更の許可を要しないものとされている。ただし、き損届を提出する必要がある。
- ③ 災害によってき損が予想される場合に、被害の発生を予防する目的で行う行為は、応急処置に準じて運用する。例えば、外壁の開口部において、建具の飛

散を予防する目的で仮に板を打ち付ける行為などを想定する。適切な方法について事前に検討し、鳥取県教育委員会及び文化庁と協議することが望ましい。また、実施した措置については、鳥取県教育委員会を通して文化庁に報告することが望まれる。

2 重要文化財（建造物）の保存に影響を及ぼす行為

(1) 文化庁長官の許可を要する行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない（文化財保護法第43条）。保存に影響を及ぼす行為の許可は文化審議会に諮問される（文化財保護法第153条2）。手続きには十分な準備と時間を要するので注意が必要である。

（運用の方針）

重要文化財（建造物）に対して直接手を加えることのない行為であるが、その保存に影響を及ぼすおそれがある場合は文化庁長官の許可を受けるものとされている。近傍における大規模な地面の掘削や斜面整備等が該当する。旧美敷水源地水道施設においては、敷地内の林道唐川線の整備しようとする場合、美敷川の河川改修のため敷地に影響する行為を行おうとする場合等が想定される。

(2) 鳥取県教育委員会の許可を要する行為

保存に影響を及ぼす行為の許可に関する事務のうち、建造物である重要文化財と一体のものとして当該重要文化財に指定された土地その他の物件（建造物を除く）の許可は、都道府県教育委員会が行うこととされている（文化財保護法第43条、文化財保護法施行令第5条3-1）。

（運用の方針）

旧美敷水源地水道施設においては、重要文化財と一体のものとして、土地その他の物件が指定されており、これらの保存に影響を及ぼす行為については、鳥取県教育委員会の許可を要する。

(3) 許可を要しない行為

重要文化財の保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微である場合は、許可を要しないこととされている。（文化財保護法第43条）。

（運用の方針）

旧美敷水源地水道施設においては、重要文化財（建造物）の内外に仮設物を設置するとき、それが一時的なものであり、かつ重要文化財に接触する部分において十分な保護措置がなされるならば、影響が軽微なものとみなされる可能性がある。

保存に影響を及ぼす行為の取扱については、事前に鳥取県教育委員会を通して文化庁に照会することが望ましい。

本計画では特に以下の行為については、保存に影響を及ぼす行為のうち、影響の軽微なものと考えられる。ただし、管理受託者が行おうとする場合は、所有者（担当：鳥取市教育委員会）の確認を得ることとする。

- ア 管理上の必要により伐採を行う場合
- イ 展示計画等によりろ過池の砂・砂利等を移動させるとき。
- ウ 管理上の必要により敷地に標識や木杭等を打ち込む行為。

3 き損届

重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損したときは、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない（文化財保護法第33条）。届出書は所定の事項を記載したものとする（国宝、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に関する届出書等に関する規則第6条）。

4 修理届

重要文化財を修理しようとするときは、修理に着手しようとする日の30日前までに、文化庁長官に届け出なければならない（文化財保護法第43条の2）。届出は所定の事項を記載したものとする（国宝又は重要文化財の修理の届出に関する規則）。

（運用の方針）

き損の拡大を防止するために必要な応急処置を実施する場合は修理届を要しない。ただし、き損届を提出する必要がある。また、実施した処置の内容については鳥取県教育委員会を通して文化庁へ報告することが望ましい。

5 防災設備の機能低下又は機能不能に関する届

国庫補助事業によって防災施設を設置した場合、年1回以上その機能試験を実施し、機能低下又は機能不能を発見した場合は、直ちに文化庁長官に報告しなければならない（文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱第4条（18）（特殊条件防災施設整備関係の場合））。

（運用の方針）

旧美敷水源地水道施設においては、現状は該当する施設は存在しない。国庫補助事業による防災施設の設置を実施した場合、上記の報告義務が生じる。

6 保存活用計画に係る手続き

本保存活用計画は、その策定、改正について以下の手続きを行うものとする。

（1）計画の提出

重要文化財（建造物）保存活用計画は、鳥取県教育委員会を経て文化庁へ提出するものとする（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知）第12項）。

（2）計画の変更

保存活用計画の内容を変更したときは、鳥取県教育委員会を経て文化庁へ提出するものとする（「重要文化財（建造物）保存活用計画の策定について（通知）」（平成11年3月24日 庁保建第164号 文化庁文化財保護部長通知）第15項）。この場合、変更しようとする内容について鳥取県教育委員会および文化庁と事前に協議することが望ましい。

7 その他法令に係る手続き

(1) 砂防法に係る手続き

- ・砂防指定地内での制限行為（県）
- ・砂防設備等の占有（県）

(2) 森林法に係る手続き

- ・立木の伐採（県）
- ・土地の形質の変更など（県）

(3) 河川法に係る手続き

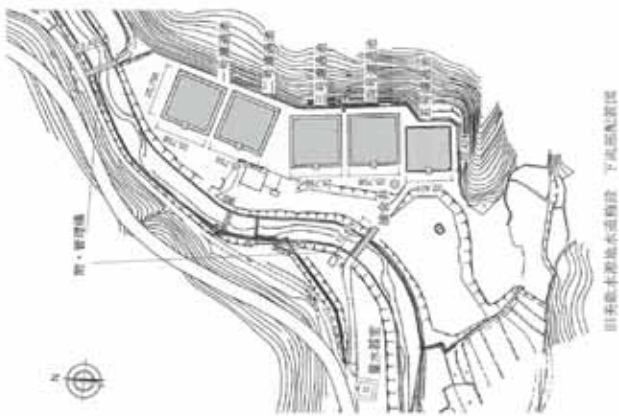
- ・河川管理者以外の者の施行する工事等（県）
- ・流水の占用許可（県）
- ・土地の占用及び工作物の新築（県）
- ・土地の掘削等の許可（県）

(4) 消防法に係る手続き

- ・消防法施行令第32条に係る要件が生じた場合（東部広域行政管理組合）

参考資料

- ①『月刊文化財』No.526（平成 19 年 7 月号）所載「新指定の文化財建造物〔重要文化財の指定〕」
* 指定文化財の価値を示す文献として掲載した。

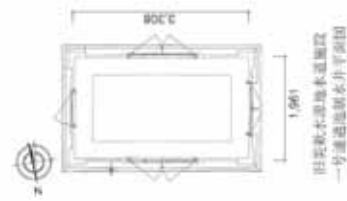


り浄水場は下流側に右側の水路を連続させる。「本五五五五」建設計画所収の「貯水池と浄水場浄水場建設工事外一連工事計画書」および「調査報告書」によると、浄水場はいずれも大正五年七月一日竣工、四年八月二十四日竣工で、請負人は西中島五郎である。

濾過池は、縦型で、貯水容量より約三〇〇メートル四方に位置する。一分濾過池から五分濾過池までの五所を南北にくの並びに配し、一分濾過池から四分濾過池までは二五・八メートル四方、別段の五分濾過池は二二・四メートル四方とし、いずれも西面中央に排水井を付

る。コンクリート基礎の上に煉瓦を敷き詰めた床の中央部に排水溝を設け、側壁は法面配一部のコンクリート面に煉瓦の片手壁を施したもので、天端には縁石を廻らす。排水井は正方形平面で、土層は山形鋼、半割および鋼板を用いたコンクリート造とし、表面はモルタルを仕上げとする。「大正四年工事関係書類」所収の「工事要領書」によると、一分濾過池より四分濾過池および排水井は大正五年九月九日に竣工し、実施設計は市役所工務課、工事監督は市役所大田善一、請負は渡邊組二所収の「工

旧美祿水源地浄水場施設 濾過池平面図



事竣工報告書」によると、工事監督市役所工務課主任大正八年九月四日、竣工大正十三年三月二十七日で、五分濾過池は「鳥取市水運六十年史」(鳥取市史編、昭和五十八)によると昭和二年に竣工し、「昭和三年十二月十八日付急務浄水工事概算申請ノ件」に濾過池五所の存在が明記されているため昭和三年以前の竣工と考えられる。

排水井は、四分濾過池の西側に位置する。各濾過池からの排水を合流して下流へ流出す構造で、直徑三・〇メートルの円形平面とし、煉瓦排水口直の上流側に、六角アリの形の入口と蓋三か所を設け、蓋にはコンクリ

ート造りをする。表面はモルタルを仕上げとする。

排水施設は、排水井より約二〇メートル四方に位置する。池淵から掘り下げた方形の敷道の中央に北側して建ち、北法面には階段を付ける。はは正方形平面の鉄筋コンクリート造平面構造で、方給室、接合室、一七平方メートルとし、各面を除く三面に窓の裏を設け、外装は酒石、柱形、表飾および欄干等をモルタル造り仕上げとするほかは煉瓦を張り出す。

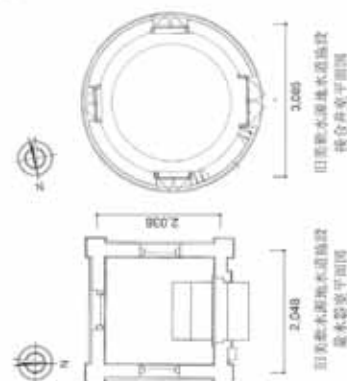
旧美祿水源地浄水場施設は、山陰地方で最初に建設された近代水道施設である鳥取市浄水場



旧美祿水源地浄水場施設 排水井平面図



旧美祿水源地浄水場施設 排水井平面図



施設の代表的遺構として、歴史的に価値が高い。また、貯水能力を有する水源地のうち、濾過池を備えた数少ない水道施設のの一つで、貯水池の土手壁に残る浄水施設をみる、近代水道施設の構成を知りうる貴重なあり、水源地と浄池を目的として建設された水源地周辺の土質を併せて保存を図る。

参考文献

- 『鳥取県の近代史』鳥取県教育委員会、一九六九年
- 『日本の近代史』(鳥取) 土木学会、一九三五年

②「重要文化財旧美歎水源地水道施設保存整備基本計画」（第4章 整備基本計画）

※重要文化財指定後の平成20年度～21年度に鳥取市において委員会を設置して策定した、美歎水源地及び周辺地の整備方針の基本を示したもので、今回策定した「保存活用計画」は、この計画をもとに、保存修理事業の進捗成果を反映して、保護・活用の方針を明確化したものである。

1. 方針の設定

1) 基本理念

- ▶ 旧美敷水源地水道施設は、鳥取市の水がめとして永く利用され市民生活を支えてきただけでなく、地元の住民とのつながりも深い場所である。またこの施設は、山陰地方で最初に建設された近代水道施設でもある。このような施設の歴史と価値を高め、広く後世に伝えるため、長期的な視点にたった保存整備計画を策定する。
- ▶ この施設は、上水道の取水から貯水、濾過、送水という一連のシステムが残されている。全国で唯一の水源地水道施設であり、その状況を理解できるような整備を行う。
- ▶ これらの地域遺産としての重要性と文化的価値をふまえ、旧美敷水源地水道施設が市民の憩いの場としての中心を引き出し、市民の誇りとなる遺産にふさわしい整備を、市民と連携しながら進める。

2) 基本方針

区分	方針
保存の方針	水源地を形成する自然環境に配慮しながら、水源地の本質的・文化的価値の永続的な保存を目指す。現存する建造物、土木構造物の保存、地下設備の保全を図る。
整備の目標	上水道の一連のシステムがそろった水源地景観、水源地の全体像を理解できるよう、整備目標年代を、指定物件がすべて含まれ、現在の施設配置で復元し始めた時期～5年後湯池が開設された昭和初期に設定し、整備を行う。
管理の方針	市民、地域住民、関係機関と協働し、水源地の保存・利活用、水源地の適切な維持管理を行う。
活用の方針	近代水道のしくみ、上水道の取水から貯水、濾過、送水という一連のシステムが残されているという特色を活かし、その価値を理解できるような保存・活用を進める。 また、周辺の観光施設、地域経済と連携し、歴史学習の場、市民の憩いの場としてふさわしい整備、活用を行う。

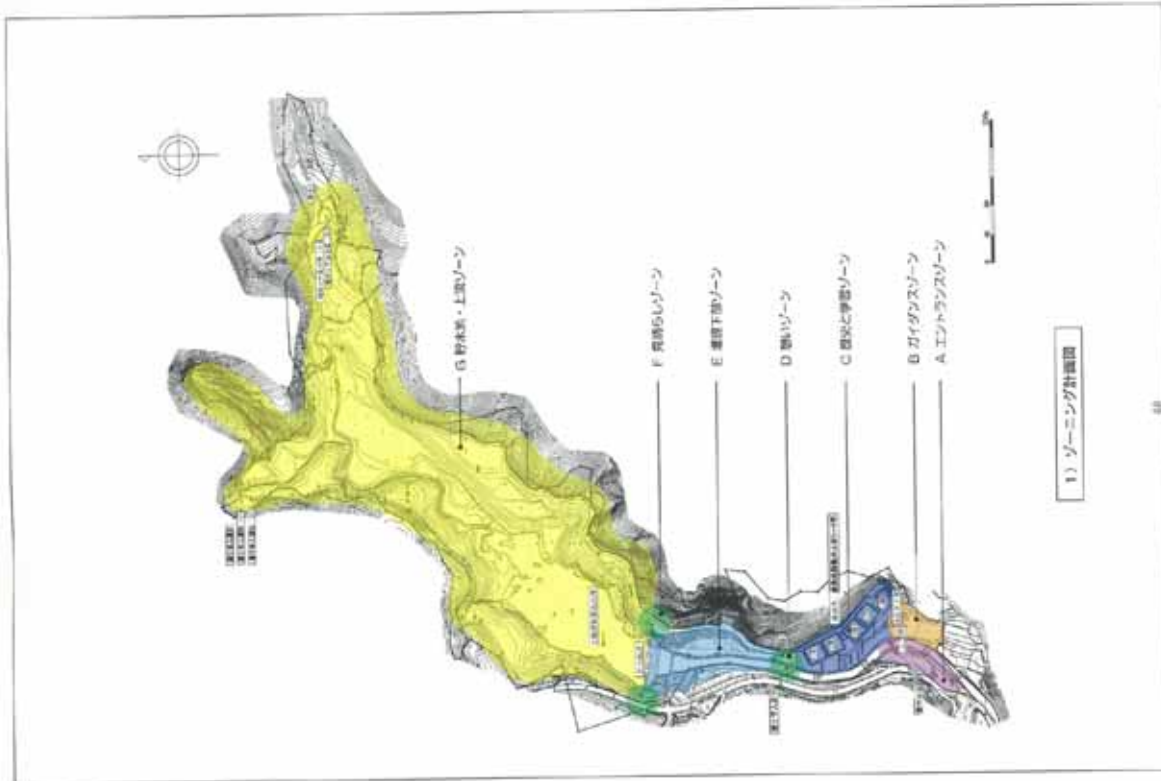
3) 整備方針

	方針
文化財建造物	産道河原町調性井上床や入道橋などの建造物については、美敷水源地の「取水から貯水、濾過、送水」という一連のシステムが残されている」という価値を重視し、段階的に整備を行っていく。 建造物については、修復実施までの期間、詳細な調査を行い、個個・異文化を防止し、現状維持のための方策を講じる。その際、公開方法も検討する。 美道コンクリート道の文化財の調査方法を検討し、例題の危険度が低いものから順に、できる限り健全な状態で、現状を維持できるよう、保存整備を行う。
保存整備	水源地本体については、保存のための適切な整備・管理のあり方を検討し、実施する。 地下設備・周辺環境については、非遺物保存修繕と並行して、学術的な調査と長期的・段階的に実施して現状把握を回り、現状での保存を基本に、適切な保全、整備計画を行う。
景観	橋脚、景観について、転送時の水源地景観を念頭に、可能な範囲で復元的整備、修繕を行う。 調整池、地下設備、軍門、石垣、植栽等を、健全な状態で維持できるように、目的の維持管理を行う。
展示施設	水源地の景観、文化的価値の立から検討し、現存、修復し開館に設置されている展示等、後世に設置されたもの、文化的価値に関わらない不買な施設については、順次撤去していく。
調査研究	既存資料の適切な保存、継続的な収集、調査研究を行い、水源地設立の背景にある水道技術の発展、水源地設計・整備の歴史的背景・思想的背景を明らかにしていく。
管理	市民、町内会・関係機関等との協働による維持管理運営体制を確立し、水源地の適切な環境維持を図る。 また、水源地の保存・利活用への、市民参加を促進する方策を講じる。
活用	自然環境を活かしつつ、来訪者が、水源地の一連のシステムを理解できるよう、楽しい歴史学習の場となるような活用を進め、四季折々の市民の憩いの場として活用する。 来訪者が安全に利用できるよう、管理川の旧道を復元的に整備して回遊ルート（歩道）を設定し、解説板・休憩施設等、必要な利便施設を整備する。

2. 整備計画

1) ゾーニング計画

ゾーン名称	内容	施設
エントランスゾーン A	<ul style="list-style-type: none"> 人混みの発生、総合案内所の設置を行い、水源地見学の観点にふさわしい整備を行う。 広域集約との安全に配慮し、駐車場を確保すると同時に、種別別の水源地見学形式を念頭に、既存の駐車場の舗装管理を実施し、止水域等に設置する草木帯等の安全対策を行う。 	総合案内所 ベンチ 説明板 駐車場
ガイドンスゾーン B	<ul style="list-style-type: none"> 休憩施設、肥料、ベンチ、解説板等必要な同種施設を設置し、快適な高い空間整備を行う。 種別別の水源地見学形式を念頭に、前、イチョウの大水等の視覚的観察管理を適正に行い、四季の変化が感じられる場とする。 	休憩施設 肥料 ベンチ ガイドンスパネル
歴史と学習ゾーン C	<ul style="list-style-type: none"> 園遊式通過のしくみを学習できる場として、通過道の付帯関係を見せるなどの工夫を図る。 樹木、湧き池等井上屋、湧き井上屋等の修繕を行い、見学者が立ち入り可能なものを公開していく。 種別別の水源地見学施設元を念頭に、石垣の修繕や植栽管理等を行い、視覚的の保全、快適な見学空間をつくる。 通過システム、観察時の砂利の環境の説明板を設置する。 	説明板 歴史モジュール
憩いゾーン D	<ul style="list-style-type: none"> 環境と通過道の両方を見渡せ、さらに土葺の護国土と背後の山並みのせりも見渡せるゾーン、案内板、ベンチ等を設置する。 	総合案内所 ベンチ
解説下部ゾーン E	<ul style="list-style-type: none"> 砂利階段の高さを体感できるゾーン、安全柵、注意喚起表示、説明板、ベンチ等を設置する。 	説明板 ベンチ 安全柵
見晴らしゾーン F	<ul style="list-style-type: none"> 展望上即見晴らしは、形水池、湧き池方向を見渡し、一連の水源地を見渡すことができる場所であり、ビューポイント整備を行っている。 ベンチ、説明板の設置と同時に環境上部への立ち入り禁止の表示、安全柵の設置を行う。 	総合案内所 説明板 安全柵 1) 土 藤巻園プレート
形水池・上流ゾーン G	<ul style="list-style-type: none"> 形水池等の安全性へ配慮し、形水池への立ち入り禁止の表示、安全柵を設ける。また、水源地上部への立ち入り制限するような方策を講じる。 畑田っ平、湧き池水庫、人造橋の管理、見学許可制、公園日等のため、駐車場等を利用して見学・管理等を整備する。 上流採取水庫の人道橋、見学所等の説明板を設置する。また、植栽管理を行い、指定動植物の保全、見学者の安全性を確保する。 	説明板 安全柵 1) 土 藤巻園プレート



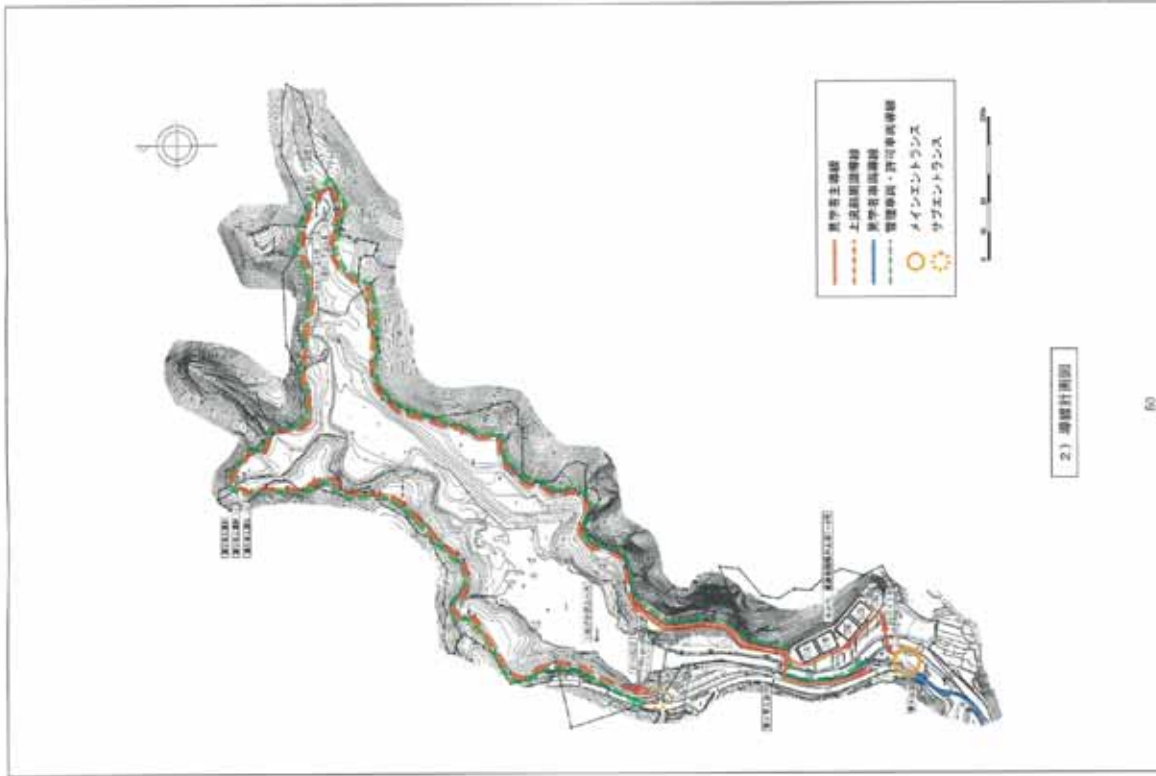
1) ゾーニング計画図

2) 導線計画

1. 水源地のシステムを確保できる導線	エントランスからの見学は、水の流れとは逆方向であるが、エントランスに集合案内板、説明板を設置し、水源地のシステムの理解を促進する。
2. 来訪者にとって安全な導線の確保	既設歩道面は、歩行者空間と車両導線の兼ねを要する。見学者専用はエントランス駐車場までとし、林道への見学者車両の乗り入れを禁止する。 水源地内林道への車両は非可航。または登録用車とし、見学者にとって安全な見学空間とする。
3. 散策、遊歩路を設け、快適な学習の場とともに、ハイキング、憩い空間の創出	自然学習場を利用して散策的に歩行路を創出し、ビューポイントを設定して、楽しく歩けるながら水源地全体を理解できる整備を進める。
4. 歩道導線との整合性を高める	可成り大規模な整備を行う。周辺の工業道路、広域道路、観光施設、観光ルートとの整合性を高める。 広域道路はエントランス付近で1車線になり、職員が狭くなるので、見学者の安全確保に配慮する。
5. 高齢者、身障者への配慮	駐車上層へは急な上り坂であるが、建造物、水源地周辺に影響のない範囲で可成り取り、バリアフリーとする。
6. 維持管理、緊急時に対応可能な導線整備	建造物、水源地周辺に影響のない範囲で可成り取り、管理用、緊急用車両の確保を確保する。

主要導線一覧表

導線	対応ゾーニング	内容
見学者主導線	A, B, C, D, E, F	エントランスゾーンから遊歩路を通り、駐車上層まで上り、下りてくる導線。感温システム、水の流れを理解するゾーン。
上流遊歩道導線	G	貯水池から上流部は、遊歩道が繋がらず、緊急時に危険なため、職員管理、一般公開、許可制の立ち入りとし、そのため散策路を長期的に影響していく。
見学者車両導線	A	基本的に見学者車両はエントランスゾーンの駐車場までとし、広域道路からアクセスする。
管理車両・許可車両導線	A, D, G	上流部の急勾配の管理車両、許可車両導線の整備。



2) 導線計画図

3) 保存修繕計画

指定物件の現状により、保存修繕の要否区分を以下の表で示した。基本的に、例題の危険性が高く、修復が必要なAの物件から、保存修繕に取られる。

要否区分	該当物件
A. 現状において崩壊、陥没が進行し、現状で例題の危険性が高く、早急な修復が必要なもの。	護国神社境内護国神社上室1～5号 護国池1～5号 護国池四圍護国神社上室
B. 今後、都市変化等により、周囲の進行や、例題の危険性が高まっていくと想われるもの。	泉本所 人道橋（新橋所碑・若ヶ野） 駒田ヶ平人道橋、基本屋 通り谷人道橋、基本屋
C. 日常的な管理により現状を維持し、活用を検討していくもの。	貯水堰堤
D. 現状が把握できておらず、今後、調査を経て、例題、活用を検討していくもの。	土庫間置取取水塔 地下設備

以下、指定物件を①建造物、②土木構造物、③地下設備に分け、保存修復工程をおおまかに示した。

①建造物（護国池・護国池四圍護国神社上室・護国神社上室・泉本所・人道橋）

建造物については、できる限り、現地で復原・修繕等を行い、健全な状態での現状維持ができるよう保存修繕を行っていく。調査、修復方法検討の結果、保存が困難な部分は、取り替え・再生により、高水準状態を維持していく。護国コンクリート造文化財建造物の修復方法の検討も行っていくと同様に、指定物件の中には、例題の危険性が高く、早急な対策を求められているものもあり、修復実施工事までの期間の開始防止対策が必要である。

修復待期間		修復実施期間								
H20	21	22	23	24	H25	26	27	28	29	H30
・ 既存コンクリート造文化財建造物の修復方法の検討		・ 実施設計のための調査の実施								
・ 修繕工事実施までの、要否による、当面の維持・現状防止策の実施		・ 例題の危険性が高いものから順に、基本計画に基づく修復事業の実施								
・ 説明書、パネル等、見学者に建造物の姿が伝わる工夫を行う		・ 説明書、パネル等、見学者に建造物の姿が伝わる工夫を行う								

②土木構造物（貯水堰堤・基本屋・土庫間置取取水塔）

土庫の間置、補修管理等の目的での維持管理により、制度、石垣等の保全を行っていく。貯水堰堤については、砂防堰堤としての管理を引き続き実施する。

③プラント・地下設備

地下設備については、建造物修繕と兼行して、稼働時の状況を踏まえて、学術調査による現状把握を行う。地下設備の保存修繕、取用については、建造物の保存修繕のうち、検討を行っている。

指定物件	修繕方針
貯水堰堤	砂防堰堤としての維持管理を継続する。
護国池1～5号	護国池等の池を併せて、保存のために必要な措置を検討し、実施する。
護国池四圍護国神社上室1号	文化財として保存・活用できるよう調査・管理を実施する。
1号	調査、修復方法検討の結果、保存が困難な部分は、取り替え・再生などにより、高水準の状態を維持する。
2号	上に同じ
3号	上に同じ
4号	上に同じ
5号	上に同じ
護国池四圍護国神社上室	文化財として保存・活用できるよう修復・管理を実施する。
調査、修復方法検討の結果、保存が困難な部分は、取り替え・再生などにより、高水準の状態を維持する。	
泉本所	広域池田にあるため、安全対策を行いながら、健全な状態を維持できるような修復・管理を行う。
人道橋	高橋、支柱等、例題の危険性が見られる箇所がある。建造物の修繕と合わせて、部分的な調査、修復計画を検討する。
駒田ヶ平人道橋	高橋、支柱等、例題の危険性が見られる箇所がある。建造物の修復と合わせて、部分的な調査、修復計画を検討する。
人道橋（エントランス部）	高橋、支柱等、例題の危険性が見られる箇所がある。建造物の修復と合わせて、部分的な調査、修復計画を検討する。
土庫間置取取水塔	安全対策を行いながら、現状を維持していく。
駒田ヶ平人道橋	部分的な維持管理を行いながら、現状を維持していく。
駒田ヶ平水道	部分的な維持管理を行いながら、現状を維持していく。
通り谷人道橋	部分的な維持管理を行いながら、現状を維持していく。
通り谷水道	部分的な維持管理を行いながら、現状を維持していく。
地下設備	可能な限り、調査により現出を把握し、現状を維持していくとともに、保存・取用面について検討する。

4) 利用施設の種類

来訪者が文化財の特質を理解できる学習の場、また知識を習得しやすいため、必要な利用施設を設ける。素材、デザイン、色調等は文化財と調和するものとし、地下設備等に影響しないよう配慮して設ける。利用施設は可能な限りバリアフリー対応とする。文化財の保存整備と並行して、指定範囲の利用施設の整備を進めていく。

利用施設一覧表

施設	内容	場所
流通品砂利層の展示	流通品カットモデルの展示等による流通システムの説明。	流通池、流通池周辺
文化財の展示に係る設備	展示物件の内部公導等に必要な設備。	調査井上室・集水室等
説明板	総合案内板 来訪者が容易に現在位置を理解できるものを設置する。 展示物件解説板 高層表示	エントランス・東エントランス等 各展示物件周辺 上流部、橋脚交差点、流通池
休憩施設	水源地空間に配慮し、東原等、来訪者が利用しやすいものを設置する。また、ガイダンスパネル等設置し、水源地への案内を定める工夫を定める。	水源地周辺
便所	基本設備が整備されていないため、バイオトイレ等の設置を検討し、メンテナンスしやすいものを検討する。	事務所跡地周辺
駐車場	集水所に配慮し、広域道路よりアクセスする。	エントランス
既存施設	旧ポンプ室・旧研究所の撤去	東エントランス・狭い流通池周辺
舗装	地下設備に影響を与えない方法を検討し、舗装の強度を確保できるような工夫を進める。 水源地として整備していた当時の間接を考慮した整備を行う。	流通池周辺・見学箇所
プラント・地下設備の活用	コスト、維持管理等を検討し、プラントの現地展示、水源地の一部展示など活用方法を検討する。	
ガイダンス施設	水源地の歴史、文化的価値、一連の水源地のシステムを伝えるという観点から、ガイダンス施設の検討が必要である。周辺施設の利用も考慮しながら、当面は現地でのパネル設置等でおおむね整備後の活用状況によってあり方を再検討する。 歴史資料についても、適切な保存場所、保存方法を検討する。	東原にガイダンスパネル等利用し、ガイダンス機をもちかざる

5) 景観計画・緑化計画

文化的価値を高めるため、周囲の山林と一体となった5基の流通池が並び、ミカドな景観を醸成し、一連の流通池がコンバクトに配置された景観を維持していく必要がある。

① 緑化計画による流通池の保全

・ 緑化の進捗により、流通池の側溝等を保護させる必要がある。適切な緑化計画により流通池の保全を行っていく。

② 水源地景観の維持

・ 東原上流部や流通池周辺などのビューポイントからの水源地景観を維持するため、夏越しや緑化の計画を必要とする。適切な緑化計画や、水源地景観に配慮した景観効果・緑化等を行う。
・ 広域緑化計画に併せて設置されたコンクリート法面の緑化等による景観を維持する。

③ 緑化計画の水源地景観の保全

・ 水源地として整備していた当時の緑化計画や間接を考慮し、個別的な景観整備を行う。

④ 市民の憩いの場となる緑地空間の創出

・ 現在市民に親しまれているエントランスの緑・イチョウなど、既存の樹木を活用し、適切な緑化計画を行う。四季の変化を楽しめる市民の憩いの場とする。

3. 管理・活用計画、市民参画

1) 民間による管理・利活用体制 ○自治的な管理・利活用の検討

管理業務の対象は、建造物等の文化財的管理、道路や表示といった帯線の確保、植栽管理や不法投棄対策といった周辺維持等の多岐に渡る。これには市民と行政・所有者の協働が不可欠であると同時に、利活用を含めた利用者の主体的な参加や、市民の交遊による活発な事業展開など、田舎観光圏地全体の施設としての管理・利活用を包括的に行う必要がある。管理に関するガイドラインの策定や、資源管理条例を制定、前定管理費制度の導入、活用方法の検討など、具体的な方法や組織づくりを推進する。

○保存整備検討委員会・専門団体の設置

基本計画の進捗状況の確認・方針の再検討を定期的に行うため、「保存整備検討委員会」を設置する。また、建造物修復の方針・指導・協議体制を確立するため、別に審議会を設置し、検討を行う。その他、必要に応じて専門団体の設置を検討する。

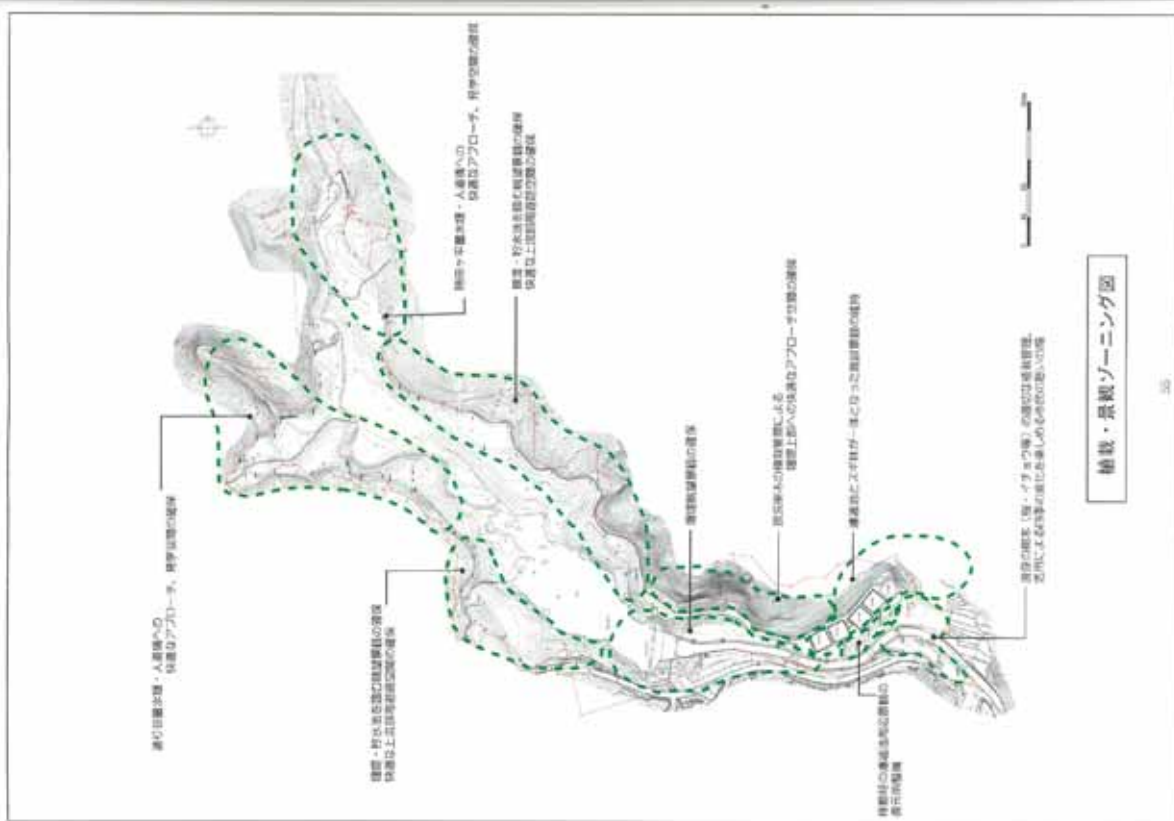
2) 管理計画

田舎観光圏地は、文化財保護を基本とし、市民の趣いのもととして管理する必要がある。大別すると建造物、地下設備を含む文化財の保存、道路・利便施設等ハードウェアの維持に係る管理（「保存管理」）と、来訪者の利便性・安全性を確保し、良好な利用環境を維持するための日常的な管理（「利用管理」）に二分することができる。この2つの管理項目について、それぞれ整備工程による区分と管理計画、管理工体系示し、別表のように整理した。

なお、前定物件のうち、課題については予防観察として現用に使われているため、高取郡山形町が維持管理を継続する。

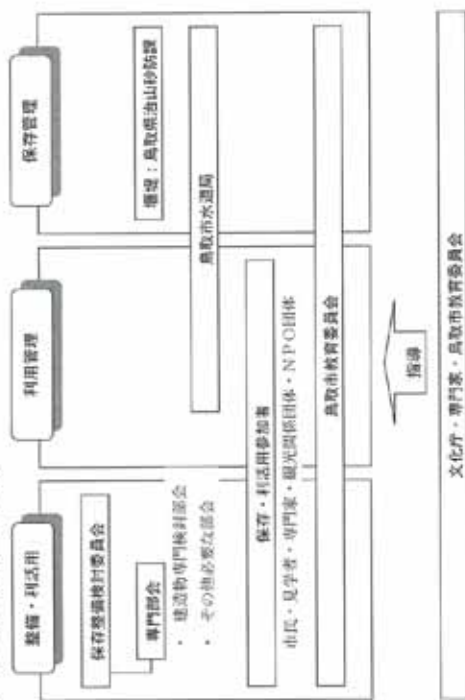
管理主体に関する基本的な考え方

	内 容	整備中	整備後
文化財としての保存管理・利用管理	<ul style="list-style-type: none"> 建造物の修復状況等の定期点検、維持管理。 水源地の保全のための除草、草刈管理、樹木の除去、保全対象木の管理などの植栽管理。 水源地への不法投棄対策 来訪者のマナー意識を高め、快適な利用への誘導。 防災対策、避難ルート確保、緊急伝達体制の整備。 周辺施設との連携などの緊急・救急時の対応。 緊急時の連絡手段の確保（119 前着警了メール等） 定期的な点検、巡回、安全確認等の安全対策。 	高取市 新管理委員会	高取市 新管理委員会
日常管理・利用管理		高取市水産局	市民との協働による管理体制
環境		高取郡山形町	高取郡山形町が補助金としての管理を継続



植栽・景観ゾーニング図

包括的な管理・利用・市民参画の体制
整備中(平成20～29年度)

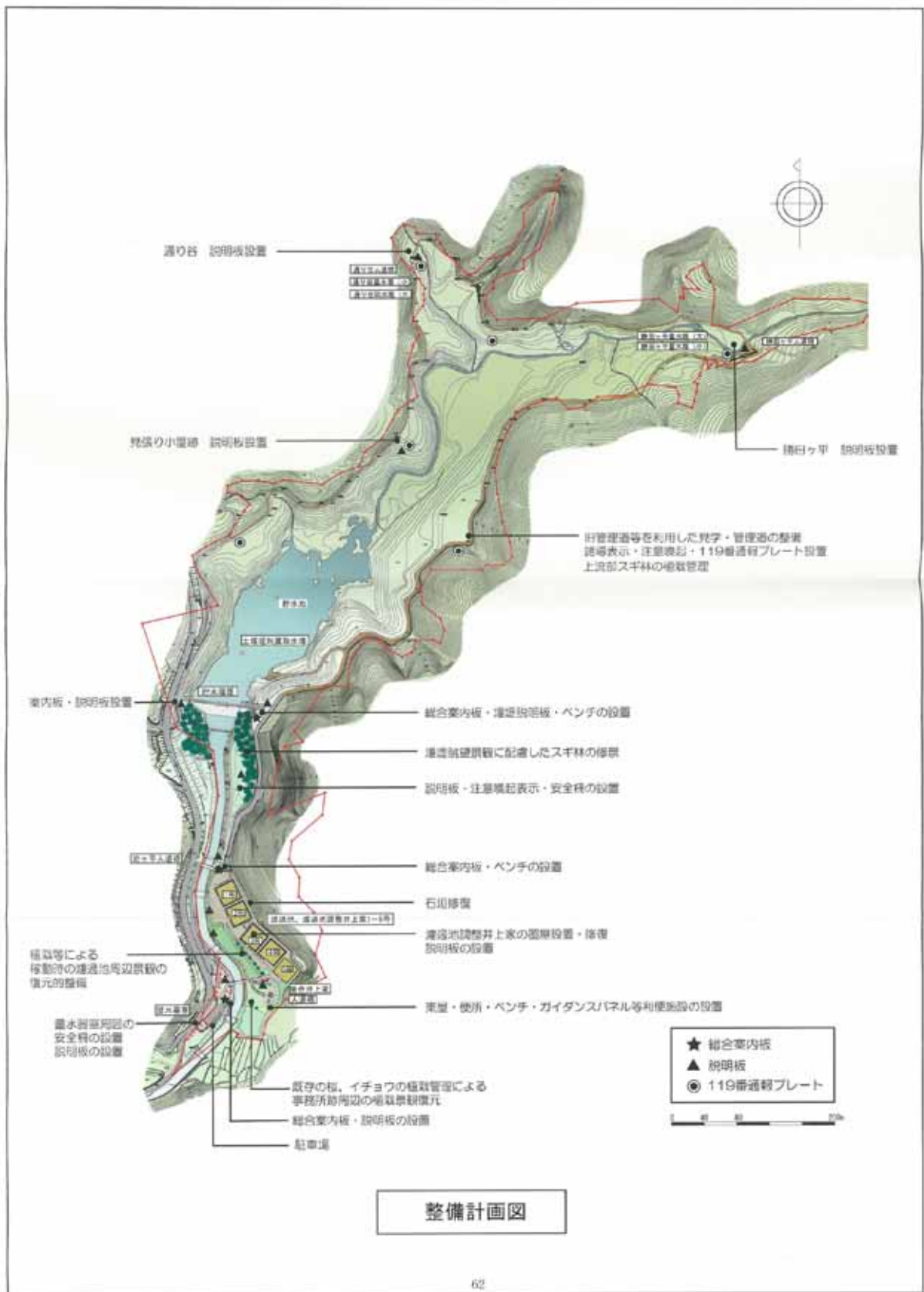


整備後(平成30年度～)



管理・利用組織・市民参画フロー

	鳥取市・所有者	専門家	市民	
組織づくりの概況	平成20年度	保存整備検討委員会 管理区分・内容の明確化 地域・市民への状況説明・勉強会、出前講座/ポランテニア募集 協賛による一般公開(美学的実施)		
	平成21～24年度	保存整備検討委員会 包括的な管理組織の検討/協賛可能な管理組織の検討・設置 定常的な利用組織の形成 定常的な組織による一般公開(期間限定)		
	平成25～27年度	保存整備検討委員会 定常的な管理組織の確立/持続的な管理・利用用体制の検討・設置 定常的な利用組織の確立 定常的な組織による一般公開(期間限定)		
組織の確立	平成28～29年度	保存整備検討委員会 定常的な管理組織による管理/持続的な管理・利用用体制の検討・設置 定常的な利用組織による運営 定常的な組織による一般公開		
		管理	利用	一般公開





美敷水源地整備完成イメージ